

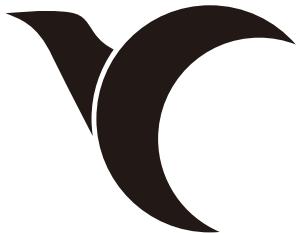
令和 7 年

第 2 回 定 例 会 会 議 錄

自 令和 7 年 6 月 2 日

22 日間

至 令和 7 年 6 月 23 日



豊 丘 村 議 会

第 2 回 定 例 会

令和7年 第2回 豊丘村議会定例会

会期

令和7年 6月 2日

23日間

令和7年 6月 24日

日程表

月日	曜日	日 程	頁
		開会 令和7年6月2日（月曜日）午前9時30分	
		日程	
		日程 1 会期の決定	13
		日程 2 会議録署名議員の指名	15
		日程 3 村長あいさつ	
		日程 4 議案審議（7件） 議案第29号～第35号	17
		日程11 同意（1件）	29
		同意第4号	
6.2	月	日程12 陳情・請願（2件） 請願第2号～第3号	31
		日程14 報告（1件） 報告第4号	34
		日程15 議案審議（1件） 議案第29号	35
		日程16 派遣について	37
		日程17 諸報告	38
		散会 (議会全員協議会)	
3	火		
4	水		

月日	曜日	日 程	頁
5	木	再 開 令和7年6月5日（木曜日） 午前9時00分 日 程 日程 1 議員の一般質問（8名） 日程 2 諸報告 散 会	43 128
6	金		
7	土		
8	日		
9	月		
10	火		
11	水		
12	木	予算決算委員会	
13	金	社会文教委員会	
14	土		
15	日		
16	月	総務産建委員会	
17	火		
18	水		
19	木		
20	金		
21	土		
22	日		
23	月	再 開 令和7年6月23日（月曜日） 午前9時30分 日程 1 議案審議（5件） 議案第31号～第35号 日程 6 委員会報告（請願関係） 社会文教委員会 請願第2号～第3号 日程 7 議員提出議案（2件） 発議第1号～第2号 日程 9 同意（1件） 同意第5号	136 145 150 155

月 日	曜 日	日 程	頁
23	月	日程 10 議案審議（3件） 議案第36号～第38号	158
		日程 13 閉会中継続審査及び調査申出書について	163
		日程 14 諸報告	164
		閉 会 (議会全員協議会)	
24	火	予備日	

付議議案及び議決結果一覧表

《議 案》

議案番号	議 案 名	上程月日	議決月日	結 果	議決頁
議案第 29 号	国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	6月2日	6月2日	可 決	35
議案第 30 号	豊丘村職員定数条例の一部を改正する条例の制定について	6月2日	6月2日	可 決	19
議案第 31 号	一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	6月2日	6月23日	可 決	136
議案第 32 号	令和 7 年度豊丘村一般会計補正予算第 1 号	6月2日	6月23日	可 決	138
議案第 33 号	令和 7 年度豊丘村介護保険特別会計補正予算第 1 号	6月2日	6月23日	可 決	
議案第 34 号	令和 7 年度豊丘村水道事業会計補正予算第 1 号	6月2日	6月23日	可 決	
議案第 35 号	令和 7 年度豊丘村下水道事業会計補正予算第 1 号	6月2日	6月23日	可 決	
議案第 36 号	特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	6月23日	6月23日	可 決	158
議案第 37 号	令和 7 年度豊丘村一般会計補正予算第 2 号	6月23日	6月23日	可 決	159
議案第 38 号	令和 7 年度りんごっ子公園遊具更新工事工事請負契約の締結について	6月23日	6月23日	可 決	161

《人事議案》

議案番号	議 案 名	上程月日	議決月日	結果	議決頁
同意第 4 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について、	6月2日	6月2日	同 意	29
同意第 5 号	豊丘村農業委員会委員の任命について	6月23日	6月23日	同 意	155

《陳情・請願》

議案番号	議 案 名	上程月日	議決月日	結果	議決頁
請願第 2号	「さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める請願	6月2日	6月24日	採 択	145
請願第 3号	「カリキュラム・オーバーロードの改善を求める意見書」の採択を求める請願	6月2日	6月24日	採 択	

《報 告》

議案番号	議 案 名	報告月日	報告頁
報告第 4号	令和6年度豊丘村下水道事業会計予算繰越計算書について	6月2日	34

《議会議案》

議案番号	議 案 名	上程月日	議決月日	結果	議決頁
発議第 2号	「さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書の提出について	6月23日	6月23日	可 決	150
発議第 3号	「カリキュラム・オーバーロードの改善」を求める意見書の提出について	6月23日	6月23日	可 決	152

一般質問の質問事項

令和7年6月5日

順番	発言通告者	質問事項	頁
1	唐澤克己	1. 米国のトランプ政権発足による村内企業への影響について 2. 野良猫防止策と猫飼育の登録制について	43
2	武田篤子	1. 富士市との交流について 2. 女性職員の活躍の場について	52
3	前沢光昭	1. 歯科健診の集団化について 2. 福祉・介護施設の物価高対策について 3. 5歳児健診の必要性について	64
4	唐澤健	1. ひきこもり支援について 2. 「SOSの出し方教育」と不登校問題について	74
5	武田徹	1. 勝負平クラインガルテン事業について 2. 盛土規制法に対する村の対応について	84
6	酒井浩文	1. 有害鳥獣対策の現状について 2. 村のPR施策について	92
7	壬生眞由美	1. 豊丘村の水を考えることについて 2. グリーンインフラについて	103
8	堀本丈文	1. 竜神大橋完成後の対応について 2. 70周年事業への追加について	117

令和 7 年 豊丘村議会第 2 回定例会
(第 1 号)

令和7年 第2回豊丘村議会定例会会議録

(第 1 号)

令和7年6月2日（月曜日） 午前9時30分開議

日 程

開 会

日 程

- 第 1 会期の決定
- 第 2 会議録署名議員の指名 (7番 唐澤 健 8番 吉川明博)
- 第 3 村長あいさつ
- 第 4 議案第29号 国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 5 議案第30号 豊丘村職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 議案第31号 一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 議案第32号 令和7年度豊丘村一般会計補正予算第1号
- 第 8 議案第33号 令和7年度豊丘村介護保険特別会計補正予算第1号
- 第 9 議案第34号 令和7年度豊丘村水道事業会計補正予算第1号
- 第10 議案第35号 令和7年度豊丘村下水道事業会計補正予算第1号
- 第11 同意第14号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、
- 第12 請願第 2号 「さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める請願
- 第13 請願第 3号 「カリキュラム・オーバーロードの改善を求める意見書」の採択を求める請願
- 第14 報告第 2号 令和6年度豊丘村下水道事業会計予算繰越計算書について
- 第15 議案第29号 国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第16 派遣について
- 第17 諸報告

散 会

出席議員 12名

(別表のとおり)

欠席議員 0名

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

(別表のとおり)

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

(別表のとおり)

傍聴者 3名

開会

○議長（平澤恒雄） おはようございます。

定刻となりました。ただいまから令和7年豊丘村議会第2回定例会を開会致します。

本日の出席議員は、12名全員で会議は成立しております。これより本日の会議を開きます。

地方自治法第121条の規定により、議案説明者並びに答弁者として、下平村長をはじめ、副村長、教育長、担当課長及び事務局長の出席を要請しております。

又、クールビズの採用の時期でございますので、上着等は適宜対応いただきたいと存じます。

それでは、お手元の議事日程に従い、議事を進めることと致します。

==== 日程1 会期の決定 ===

○議長（平澤恒雄） 日程1、会期の決定を議題と致します。本定例会の会期及び日程につきましては、5月26日の議会運営委員会を開催し、審査をいただいておりますので、委員長より報告を願うことと致します。

武田 徹議会運営委員長。

○議会運営委員長（武田 徹） おはようございます。

それでは、議会運営委員長の武田でありますけれども、本定例会の日程等につきまして御報告をさせていただきます。

5月26日に議会運営委員会を開催をし、審議をいただいておりますので、報告をさせていただきます。

まず、会期でございます。本日6月2日から6月24日までの23日間と致したいと思います。

続いて、会期中の日程でございます。本日、定例会の開会日となります。5日午前9時から一般質問の1日目。9日9時30分より一般質問の2日目を予定しております。但し、5日の1日目の進み具合により、9日については流動的になることを御承知おきいただきたいと思います。12日午前9時から予算決算委員会、13日午前9時から社会文教委員会、16日午前9時半から総務産建委員会、23日午前9時半から定例会再開日と致します。24日を予備日と致します。

続きまして、本日の審議日程等について御報告を致します。

日程4、議案第29号、国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、総務産建委員会に付託致します。なお、この条例につきましては、後の事務処理の関係もございますので、本日御結審をお願いをしたいと思います。

続きまして、日程5、議案第30号、豊丘村職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、本日即決と致します。

続いて、日程6、議案第31号、一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、総務産建委員会へ付託致します。

続いて、日程7から日程10、補正予算の関係でございます。議案第32号、令和7年度豊丘村一般会計補正予算第1号、議案第33号、令和7年度豊丘村介護保険特別会計補正予算第1号、議案第34号、令和7年度豊丘村水道事業会計補正予算第1号、議案第35号、令和7年度豊丘村下水道事業会計補正予算第1号、以上4件の補正予算につきましては、予算決算委員会に付託を致します。

日程11、同意第4号、固定資産評価審査委員会委員の選任について、本日決定をいただきたいと思います。

続きまして、日程12・13、請願の関係でございます。請願第2号、「さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める請願、請願第3号、「カリキュラム・オーバーロードの改善を求める意見書」の採択を求める請願、以上2件の請願につきましては、社会文教委員会に付託したいと思います。

続いて、日程14、報告第4号、令和6年度豊丘村下水道事業会計繰越計算書について、報告を求めます。

日程15、派遣についての審査を行っていただきます。

日程16、諸報告でございます。

以上、議会運営委員会を開催して決定しておりますので、よろしく御審議をお願い致します。

○議長（平澤恒雄） ただいま、議会運営委員長の報告のとおり、本定例会の会期は、本日6月2日より6月24日までの23日間と致したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 御異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日6月2日から6月24日までの23日間と決定を致し

ました。

又、会期中の日程につきましても、議会運営委員長報告がございましたお手元の日程表のとおりと致します。

==== 日程2 会議録署名議員の指名 ===

○議長（平澤恒雄）　日程2、会議録署名議員の指名です。議長より指名致します。7番、唐澤 健議員、8番、吉川明博議員を指名致します。

==== 日程3 村長あいさつ ===

○議長（平澤恒雄）　日程3、村長あいさつです。

下平喜隆村長。

○村長（下平喜隆）　皆さん、おはようございます。

令和7年議会第2回定例会を招集致しましたところ、議員の皆様方におかれましては、何かと御多用なところ御出席をいただき、条例改正並びに令和7年度補正予算案等の重要案件について御審議いただきますことに対し、深く感謝を申し上げます。

さて、ふるさと納税について申し上げます。豊丘村は、この制度がスタートした平成20年以降、若手職員を中心に積極的に対応してきました。職員のアイデアで村特産のマツタケでふるさと納税を募集したところ、マスコミに取り上げられ、平成26年頃から果物や干し柿もマツタケとセット販売することで、他町村と比べても大きな金額が日本全国から寄附金として集まるようになりました。偶然ですが、先月24日土曜日には、南信州新聞で大きく取り扱われたので、御存じの方も多いと思いますが、昨年度はついに16億円を超えるました。昨年は特殊事情もありましたので、今年度は12～13億円を目標として取り組んでまいります。

地元の農産品を生産者から贈答品価格で買取り、さらには純然たる寄附金に回る部分は村政運営、特に若い世代を応援するための施策に利用したり、高齢者の福祉関係を厚くしたりして、村民の皆様が幸福感を感じていただける施策を行ってきました。基本、基金として積立てもしています。その結果、令和5年度からの第6次豊丘村総合振興計画を策定するに当たって、住民満足度調査を行った折は、8割近い村民の方が「このまま豊丘村に住み続けたい」とのアンケート結果が出ました。調査を行った委託会社が、あまりにも高い村政に対する肯定的な結果に舌を巻いたものでした。

積極的な施策の展開が大きな成果につながるという典型的な実例となりました。

財源を確保して施策の展開は基本中の基本です。「ゆめあるて」の設置事業や、道の駅「南信州とよおかマルシェ」おいても、積極的な施策の展開が、誰もが認める豊丘村の顔を生んだと言えます。

インフラ整備について申し上げます。最近、日本各地で水道や下水道の老朽化による事故が多発しています。豊丘村も令和3年から敷設40年を超える古い水道管から順次更新工事を実施しています。25年計画で年次計画を立て、肃々と実行しておりますので、村民の皆様には何かと御不便をおかけしますが、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

リニア中央新幹線の開業や三遠南信道の開通後の生活の重要なインフラとして機能することは間違ひありません。

さて、本日私から提案致します案件は、条例案件3件、令和7年度一般会計補正予算等の予算案件4件、同意案件1件、一般案件1件であります。

特に、私から申し上げますと、6月定例会の重要な案件であります、国民健康保険税条例の改正を提案致します。国民健康保険の財政運営を都道府県が担うこととなり8年目を迎えました。市町村は、県から示される国保事業費納付金を賄うために必要な保険税率を決定するわけですが、令和7年度の納付金は医療給付費分と介護納付金分が前年度から微増したものの、後期高齢者支援金分が330万円ほど減額となり、納付金全体としても約300万円の減額となりました。豊丘村の国民健康保険への加入世帯及び被保険者数は、社会保険の適用範囲の拡大や団塊世代の後期高齢者医療への移行等により、引き続き減少を続けています。

このような状況の中、医療分につきましては、県の国民健康保険運営方針にあります、令和9年度までの二次医療圏（飯田下伊那郡圏域）での応益割額の標準化に向け、段階的な税率の引上げ過程にあります。

又、後期高齢者支援金分及び介護納付金分につきましても、従来の応能・応益の構成割合を目安とする中で、必要額を賄えるよう税率を算定させていただいております。

なお、今年度におきましても、一定程度の繰越金を納付金の納付へ充当することで、急激な税率の引上げとならないよう、負担の軽減に配慮をしております。

提案させていただきます税率につきましては、先日5月20日の国保運営協議会において諮詢し、諮詢内容に沿った答申をいただきました。答申を尊重し、条例改正案を提出するものですが、課税処理の都合もありますので、本日中の御審議、御決定を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

次に、令和7年度一般会計補正予算の歳出では、国で進める基幹系システムの標準化に伴う経費に2,000万円、防災関係で新型Jアラート設備更新経費につき1,900万円を計上。

歳入では、ただいま申し上げました、歳出予算に充当する国の交付金や起債の借入れを中心に計上させていただきました。

上程案件につきましては、以上概要を申し上げましたが、詳細につきましては、副村長・担当課長より御説明申し上げますので、御審議、御決定賜りますようよろしくお願ひを申し上げます。

○議長（平澤恒雄）　これより議事に入ります。

==== 日程4 議案審議 ===

◇ 議案第29号 国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（平澤恒雄）　日程4、議案第29号、国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題と致します。

議案の朗読は省略し、提案の説明を求めます。

宮島税務会計課長。

○税務会計課長兼会計管理者（宮島しづか）　おはようございます。

議案第29号、国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、御説明致します。

お手元の議案書の3ページからございます説明資料を御覧いただければと存じます。

今回の改正につきましては、村長が挨拶でも申し上げましたとおり、国民健康保険運営協議会が5月20日に開催されまして、令和7年4月1日に適用する令和7年度の負担割合等について御協議をいただき、村の諮問どおり答申をいただいております。この答申を尊重し条例改正を行うものでございます。

医療分の所得割税率は4.92%で据置き、被保険者の人数に応じて算定する均等割額は1万7,000円から1万8,000円、国保加入世帯一世帯ごとに御負担いただきます平等割額についても1万6,500円から1万7,500円に引上げました。

このことにつきましては、令和9年度までに、県内の二次医療圏単位での医療費指数の統一と応益割合の標準化に向け、計画的に実施しているものでございますので、御理解をいただきたいと存じます。

支援金分につきましては、税率を前年度の2.89%から0.28ポイント引下げ2.61%と

し、国保加入者一人につき御負担いただく均等割について 1万 1,100 円から 1万 700 円に引下げ、世帯ごとに御負担いただく平等割についても 8,000 円から 7,800 円に引き下げました。

介護分については、税率・税額ともに据置きとしております。

この答申を尊重し、関連する条例改正案を提出するものでございます。

医療分・支援金分・介護分の改正条・項・号については、4 ページの資料のとおりです。

御審議をいただき、御決定賜りますようよろしくお願ひ致します。

○議長（平澤恒雄） 議案第 29 号についての提案説明が終わりました。

ここで、議案第 29 号に対する総括的な質疑を行います。総括的な質疑はございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 特にないようです。

総括的な質疑を終結致します。

議案第 29 号、国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、議会運営委員長報告のとおり、総務産建委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 29 号は、総務産建委員会に付託することに決定致します。

なお、本案につきましては、議会運営委員長報告のとおり、本日中に委員会審査をしていただき、審議・採決することと致しておりますので、そのような取り計らいをお願い致します。

なお、議案第 29 号の審査をいただく総務産建委員会は、本日予定されています日程 14 終了後、本会議を暫時休憩しますので、委員会を開催し審議をいただきます。その後、本会議を再開し、委員長報告を受け、採決することと致します。

よって、本日の日程に追加をお願いを致します。日程 14 の次に新たに日程 15 として、「議案第 29 号、国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を追加をします。以下、「派遣について」、「諸報告」は、1 つずつ繰下げて、日程 16、17 と致します。

◇ 議案第 30 号 豊丘村職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（平澤恒雄） それでは、続いて、日程 5、議案第 30 号、豊丘村職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを議題と致します。

議案の朗読は省略し、提案の説明を求めます。

福澤総務課長。

○総務課長（福澤信広） おはようございます。

それでは、議案第 30 号、豊丘村職員定数条例の一部改正について、提案の説明をさせていただきます。

議案書の 2 ページをお開きいただきまして、議案の説明資料を基に概要の説明を致します。

最初に改正の趣旨でありますが、職員定数条例につきまして、嘱託職員、現在は会計年度任用職員として任用する職員数については増加しているところではあります、正規職員の総数につきましては、昭和 33 年から条例に規定する定数内の職員数で推移してまいりました。しかしながら、近年の上下水道係の業務量の増に伴う係員の増員がありまして、上下水道事業部局の職員数が定数を超える状況となっておりますので、事後とはなってしまいましたが、職員配置数の実態に合わせて、職員定数条例の一部改正を予定したものでございます。

改正条例の要旨でありますが、村長部局の職員数、この職員数を改正前の 52 人から 51 人に減員します。そして、上下水道事業部局の職員数については、改正前の 3 人から改正後は 4 人へ増員するように改正致します。

改正条例の適用日については、令和 7 年の 4 月 1 日とさせていただきます。

参考としまして、令和 7 年 4 月 1 日付の正規職員数を申し上げますが、村長部局、議会事務部局の職員数については、改正後の条例の定員数 53 人に対して 45 人、教育委員会の事務局の職員数は、保育園の保育士も含めた定員数 30 人に対して 25 人、上下水道事業部局が改正後の定員数と同数の 4 人となりまして、正規職員の総数については、規定の 87 人に対して現在 74 人の状況となっております。よろしくお願ひ致します。

説明は以上となります。御審議、御決定賜りますようよろしくお願ひ致します。

○議長（平澤恒雄） 議案第 30 号に対する提案の説明が終わりました。

議案第 30 号に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 特にないようです。

質疑を終結し、討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長（平澤恒雄） 特にないようです。

討論を終結し、議案第30号の採決を行います。

お諮り致します。

議案第30号、豊丘村職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長（平澤恒雄） 御異議なしと認めます。

よって、議案第30号は、原案のとおり可決されました。

◇ 議案第31号 一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（平澤恒雄） 続いて、日程6、議案第31号、一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題と致します。

議案の朗読は省略し、提案の説明を求めます。

福澤総務課長。

○総務課長（福澤信広） それでは、議案第31号、一般職の職員の旅費に関する条例の一部改正について、御説明致します。

こちらも2ページをお開きいただき、説明資料を基に概要の関係をお願いします。

この改正条例につきましては、3月議会で一度改正を予定して上程した案件ですが、改正内容の見直し等について御指摘を受けまして、3月議会で改正条例が可決に至りませんでしたので、本日改めて提案させていただきます。

最初に改正の趣旨ですが、職員の出張に伴う宿泊費につきましては、宿泊地の区分に応じて定額、村外については5,000円、郡内については8,000円、県内については9,000円、県外の宿泊の場合にあっては1万2,000円、この定額を現在支給しております。

近年の宿泊価格の上昇等により、宿泊費の定額の引上げを実施する県、市町村が確認されております。又、国家公務員については、令和7年度から上限額を定めて実費を支給している状況があります。国家公務員、東京都の場合については、1万9,000円を上限として実費を支給するようになっておりますけれども、このような状況を踏まえまして、当村においても職員の旅費条例の一部を改正することと致します。

改正条例の要旨ですが、宿泊時の区分と定額の宿泊料につきまして、3月議会の御指

摘を受けて、近隣市町村の状況を参考に見直して、県内については1万円、県外については1万2,000円の定額制に改定します。県外につきましては、1万2,000円の定額を据置きましたけれども、県内・県外とも定額を超える宿泊料が必要と認められる場合にあっては、1万6,000円を上限額として実費を支給するように今回改正することと致します。又、1回当たり2,000円の食卓料の規定につきましては、3月議会の改正案と同様に、支給の実態や実績がこれまでないため削除することと致します。

改正条例の施行日につきましては、7月1日からを予定させていただきます。

説明は以上となります。御審議をよろしくお願い致します。

○議長（平澤恒雄） 議案第31号についての提案説明が終わりました。

ここで、議案第31号に対する総括的な質疑を行います。総括的な質疑はございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 特にないようです。

総括的な質疑を終結致します。

議案第31号、一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定については、議会運営委員長報告のとおり、総務産建委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 御異議なしと認めます。

よって、議案第31号は、総務産建委員会に付託することに決定致します。

◇ 議案第32号 令和7年度豊丘村一般会計補正予算第1号

◇ 議案第33号 令和7年度豊丘村介護保険特別会計補正予算第1号

◇ 議案第34号 令和7年度豊丘村水道事業会計補正予算第1号

◇ 議案第35号 令和7年度豊丘村下水道事業会計補正予算第1号

○議長（平澤恒雄） 続いて、日程7、議案第32号、令和7年度豊丘村一般会計補正予算第1号、日程8、議案第33号、令和7年度豊丘村介護保険特別会計補正予算第1号、日程9、議案第34号、令和7年度豊丘村水道事業会計補正予算第1号、日程10、議案第35号、令和7年度豊丘村下水道事業会計補正予算第1号、以上4件を一括議題と致します。

議案の朗読は省略し、順次、提案の説明を求めます。

最初に、議案第32号から説明を求めます。

菅沼副村長。

○副村長（菅沼康臣） おはようございます。

それでは、議案第 32 号、令和 7 年度豊丘村一般会計補正予算第 1 号につきまして御提案申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 5,346 万 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 57 億 4,346 万 5 千円とするものでございます。

それでは御説明を致しますので、まず歳出からお願ひします。積算基礎資料の 2 ページを御覧ください。

行番号 1 番からの職員の給料報酬、職員手当等及び共済費につきましては、例年のことですが、本年 4 月の人事異動に伴い、所要の増減をお願いするものでございますので、個々の科目での説明は省略させていただきたいと存じます。

一般職の費目ごとの総額は、議案書のほうの最終 18・19 ページの給与費明細書に総括してございますので、後ほど御覧くださいますよう、よろしくお願ひ致します。

ここでは、特徴的なものを主体に御説明をさせていただきたいと存じます。よろしくお願ひします。

まず、総務費、一般管理経費の 8 番の備品購入費ですが、役場庁舎周辺ほかの草刈りに使用します、歩行型モアが経年劣化したため、更新費用 35 万円をお願い致します。

次の 9 番からの情報システム管理事業ですが、国で進める基幹系システムの標準化の取組に係るものでございまして、主にガバメントクラウドに関するものです。ここで、「ガバメントクラウド」は聞き慣れない言葉ですので、少し御説明をさせていただきますが、ガバメントは政府を意味し、クラウドとは情報システムに必要なデータやハードウェア、ソフトウェア等をインターネットを通じて共有して利用する形態のことを指します。ですので、ガバメントクラウドとは、各府省庁や地方自治体が業務で使用する情報システムを統一されたクラウド環境で運用する仕組みのことでございます。

国は、今年度末までに全ての自治体の基幹系システムをガバメントクラウドを活用した標準準拠システムに移行することを目指しています。その中、当村の今年度の費用が決定しましたため、既計上額から補正するものでございます。

まず、9 番と 3 行下の 12 番ですが、9 番の通信運搬費に当初計上しました、接続回線費用が負担金に変更になりました、既計上の 78 万 1 千円を改減しまして、12 番の総務費負担金へ接続サービス利用負担金 310 万 2 千円を計上致しました。

そして、2 行戻っていただきますが、10 番のガバメントクラウド利用料が 2,520 万円

と決定しまして、既計上額との差額 1,820 万円の追加をお願い致します。なお、この財源としましては、ジェイリス（J－L I S）地方公共団体情報システム機構から 2,100 万円の補助がございます。

次に、13 番の自治振興費約 250 万円は、長野県市町村振興協会が取り扱います、宝くじ収益金による一般コミュニティ助成金事業で採択されました、河野区の獅子舞の獅子頭及び幌に係る購入補助でございます。

次は、下段へ飛びますが、社会福祉総務関係経費のうち、最下段の 39 番の定額減税補足給付金ですが、これは国が物価高騰対応重点支援の中で行いました、新たな経済に向けた給付金、定額減税一体措置のうち、定額減税しきれなかつた方への給付、言い換えますと、不足額給付を概算額で 1,400 万円追加するものです。

そして 2 行上の 37 番、委託料は、当該不足額給付の候補者抽出及び給付額算定のためのシステム改修委託料 77 万円を追加するものです。

ページをおめくりいただきまして 3 ページですが、40 番から 42 番の憩の家維持管理経費でございますが、2 月から新しい管理人さんを公募しましたが、応募がないため、飯田シルバーパートナーセンターと施設管理の委託につきまして協議をしました結果、介護予防拠点施設「はつらつ」の施設管理と同様に、複数の方でなら受託が可能ということになりました、施設管理委託料 155 万円、風呂清掃業務委託料 23 万 1 千円、施設周辺草刈り作業委託料 20 万円、合計で 198 万 1 千円の追加をお願い致します。

次に、44 番からの老人福祉一般経費の繰出金は、介護保険特別会計繰出金 100 万 1 千円を追加するものです。

47 番の身体障害者福祉一般経費ですが、障害者総合支援法の改正によりまして、就労選択支援が新設され、本年 10 月に始まる予定です。それに係る障害者自立支援給付システム改修委託料 140 万円の追加をお願い致します。

次は 3 ページの下段へ飛びますが、78 番と 79 番の農業振興経費は、歳入の 1 番の国庫補助金に 230 万円を計上しておりますが、農林水産省の補助事業に「中山間地農業ルネサンス事業」という事業がございまして、それを活用しまして、危険な斜面での草刈りに対応し、遠隔操作ができるラジコン草刈り機を一般貸出し用としてリースで 2 台購入する予定のものでございまして、その普及を図るため、分かりやすい操作マニュアルの作成費 30 万円及び今年度分のリース料 220 万円をお願いしたいと思います。

4 ページにまいりまして、上から 3 分の 1 ほどの 92 番の商工業振興資金預託金ですが、村内商工業者が金融機関から豊丘村商工業振興資金を借り入れ、その返済分に対しま

して村が利子補給を行う低利な融資制度につきましては、村から取扱金融機関へ預託金を預けまして、その預託金の5倍までを融資枠とすることで行っております。今般、八十二銀行の融資枠が、現行の預託額800万円の5倍の4,000万円では不足する恐れがあるため、預託金200万円の追加をお願い致します。

次に、103番及び104番の防災関係一般経費は、新型Jアラート設備更新に係るものでございます。当初予算の段階では、当該経費を新型Jアラート交換業務委託料として計上しましたが、今般、長野県防災行政無線設備更新設置工事に係る負担金に変更になりました、103番の委託料を改減し、104番の概算負担金1,919万6千円をお願いするものでございます。

次に、111番の教育委員会事務局一般経費の工事請負費は、笹見平のしだれ桜の幹割れ対策に係るものでございます。この桜は、豊丘村指定文化財であるとともに、樹形の美しさから広く皆さんに愛され、春には観光スポットとして多くの方々に訪れていただいておりますが、幹割れが発生しまして、その処置としまして幹養生や枝保護ほかを目的として行う対策工事費350万円の追加をお願い致します。

ページをおめくりいただきまして、5ページを御覧ください。

下段の下から3番目、137番、村民体育館維持管理経費の工事請負費ですが、経年劣化によりまして雨漏りが発生しまして、修繕工事費295万円の追加をお願い致します。

次に、歳入について御説明致します。

1ページをお開きください。

2番の国庫補助金は、歳出で御説明しました、物価高騰対応重点支援の中の給付金定額減税一体支援に係る交付金649万5千円を追加計上致しました。

6番の県補助金は、当初予算に計上しました、伴野運動公園、なしつ子公園の水遊び場に日除けを設置する事業が県の「地域発元気づくり支援金」に採択されまして157万円を計上しました。

10番から最終12番の村債は、それぞれ限度額を増額変更するのでございます。追加する内容につきましては、積算基礎分を御覧くださいますようよろしくお願い致します。

以上、議案第32号、令和7年度豊丘村一般会計補正予算第1号の提案説明を申し上げました。御審議、御決定賜りますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（平澤恒雄） 続いて、議案第33号について説明を求めます。

松村健康福祉課長。

○健康福祉課長（松村幸紀） それでは、議案第33号、令和7年度豊丘村介護保険特別会計補正予算第1号につきまして、御説明致します。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ312万6千円を追加し、総額をそれぞれ8億7,312万6千円とするものです。

それでは、積算基礎の6ページを御覧ください。

初めに歳出です。歳出のナンバー1は、介護特会で管理する包括支援センターの車両の自動車保険料を、ナンバー2は、介護保険事業所台帳管理システムに専用端末が必要になったことによるパソコン購入費をそれぞれ記載の金額を追加するものでございます。

ナンバー3以降の人事費関係は、人事異動に伴う増減補正でございます。

ナンバー10からナンバー14は、認知症カフェの事業実施に係る補正でございますが、これまで社会福祉協議会を通じて事業を実施しておりました2つの施設について、役場と直接委託契約を交わすことになりますて、負担金から委託料と消耗品費へそれぞれ必要額を移すものでございます。なお、社会福祉協議会が実施する事業分については、従来どおり負担金からの支出となります。

ナンバー17の予備費は、84万9千円を減額して歳入歳出の調整をするものでございます。

続きまして歳入です。

ナンバー1からナンバー5まで全てただいま申し上げました歳出の補正額に応じて、それぞれの金額を増額するものでございます。

説明は以上となります。御審議、御決定賜りますようよろしくお願ひ致します。

○議長（平澤恒雄） 続いて、議案第34号及び議案第35号について説明を求めます。

唐澤建設環境課長。

○建設環境課長（唐澤 晃） それでは、議案第34号、令和7年度豊丘村水道事業会計補正予算第1号につきまして御説明致します。

第1条、総則。

令和7年度豊丘村水道事業会計の補正予算第1号は、次に定めるところによる。

第2条、収益的収入及び支出の補正。

令和7年度豊丘村水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入の第1款水道事業収益は、補正予定額20万円を追加し、2億1,438万4千円にするものです。

支出の第1款水道事業費用は、補正予定額49万8千円を追加し、2億888万円にするものです。

2ページを御覧ください。

第3条、資本的収入の補正。

予算第4条本文括弧書き中、「不足する額3,384万円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,760万9千円及び過年度損益勘定留保資金1,623万1千円で補填するものとする。」を「不足する額3,391万8千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,924万3千円及び過年度損益勘定留保資金1,467万5千円で補填する。」ものに改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

収入の第1款、資本的収入は、補正予定額7万8千円を減額し、2億4,372万2千円にするものです。

第4条、企業債の補正。

予算第5条に定めた起債の限度額を次のように改める。

表中の限度額を現行の1億8,780万円に1,790万円を追加し、合計で2億570万円にするものです。

令和7年6月2日提出。

豊丘村長下平喜隆というものです。

積算基礎の7ページ上段の水道事業会計を御覧ください。

支出から説明します。

ナンバー1は、令和6年度に実施した水道管の更新工事による企業債の利子が確定したため、49万8千円を追加するものです。

続きまして、収入を説明します。

ナンバー1は、支出で説明した企業債の償還に係る費用のうち、2分の1は一般会計から繰り入れることとなっているため、20万円を追加するものです。

順番が前後しますが、ナンバー3は、令和7年度に河野区と伴野区で実施する水道管の更新工事の国庫交付金がほぼ確定し、要望額に対して内示額が下回ってしまったため、1,797万8千円を減額するものです。

ナンバー2は、ナンバー3で説明した国庫交付金の減額分について、企業債を借り入れるため、1,790万円を追加するものです。

以上、水道事業会計補正予算第1号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第35号、令和7年度豊丘村下水道事業会計補正予算第1号につきま

して、説明をさせていただきます。

第1条、総則。

令和7年度豊丘村下水道事業会計の補正予算第1号は、次に定めるところによる。

第2条、収益的支出の補正。

令和7年度豊丘村下水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出の第1款、下水道事業費用は、補正予定額114万6千円を追加し、2億8,174万円にするものです。

第3条、資本的収入及び支出の補正。

令和7年度豊丘村下水道事業会計予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入の第1款、資本的収入は、補正予定額407万5千円を追加し、2億2,648万5千円にするものです。

2ページを御覧ください。

支出の第1款、資本的支出は、補正予定額407万円を追加し、2億2,539万円にするものです。

第4条、企業債の補正。

予算第5条に定めた起債の限度額を次のように改める。

表中の限度額を現行の8,500万円に2,000万円追加し、合計で1億500万円にするものです。

第5条、議会の議決を得なければ流用することのできない経費の補正。

予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を次のとおり補正する。

(1) 職員給与費について。

補正予定額4万6千円を追加し、1,278万5千円にするものです。

令和7年6月2日提出。

豊丘村長、下平喜隆というものです。

積算基礎の7ページ下段を御覧ください。

初めに支出を説明します。

ナンバー1は、木門地区に新築する住宅の公共マスを事前に設置してありましたが、住宅の配置が見込みの位置と変わったため移設するための費用となります。

ナンバー2は、豊丘浄化センターの自家発電機の更新工事を令和6年度・7年度の2カ年で実施しています。この工事を進める過程で、仮設と本設の2回配線を切り替えるため、その都度、安全性について点検をする費用となります。

ナンバー3からナンバー10の総係費は、4月の人事異動に伴う変更です。詳細につきましては、予算書5ページ・6ページの給与明細書を御覧ください。

ナンバー11は、農集河野の処理場にある停電時等に使用する非常用エンジンポンプは、平成6年の供用開始から使用している機械であり、経年劣化により使用できなくなったため更新をするものです。

続きまして、収入を説明します。

順番が前後しますが、ナンバー3は、豊丘浄化センターの自家発電機の更新工事の国庫交付金が確定し、要望額に対して内示額が下回ってしまったため減額するものです。

ナンバー1は、ナンバー3で説明した国庫交付金の減額分について、企業債を借り入れる入れるため追加するものです。

ナンバー2は、支出で説明した河野処理場の非常用ポンプの更新に係る費用を企業債で借り入れたいというものです。

以上、下水道事業会計補正予算第1号の説明とさせていただきます。

2件の補正予算につきまして、御審議を賜り御決定いただけますようお願いします。

○議長（平澤恒雄）　ただいま、議案第32号から議案第35号の補正予算に関する提案の説明が終わりました。

ここで4案件に対する総括的な質疑を行います。総括的な質疑はございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄）　特にないようです。

議案第32号から議案第35号までの4件につきましては、議会運営委員長報告のとおり、予算決算委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄）　御異議なしと認めます。

よって、議案第32号、令和7年度豊丘村一般会計補正予算第1号、議案第33号、令和7年度豊丘村介護保険特別会計補正予算第1号、議案第34号、令和7年度豊丘村水道事業会計補正予算第1号、議案第35号、令和7年度豊丘村下水道事業会計補正予算第1号、以上4件は、予算決算委員会に付託することに決定を致します。

==== 日程 11 同 意 ===

◇ 同意第 4 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（平澤恒雄） 続いて、日程 11、同意第 4 号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題と致します。

事務局より朗読を致します。

○議会事務局長（元島明彦） 朗読させていただきます。

同意第 4 号、固定資産評価審査委員会委員の選任について。

次の者を固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、地方税法第 423 条第 3 項の規定により議会の同意を求める。

住所、豊丘村大字神稲 1408 番地 1。

氏名、村澤房治。

生年月日、昭和 24 年 3 月 16 日生まれ。

任期、令和 7 年 6 月 12 日から令和 10 年 6 月 11 日。

令和 7 年 6 月 2 日提出。

豊丘村長、下平喜隆。

以上でございます。

○議長（平澤恒雄） 次に、同意第 4 号、固定資産評価委員会委員の選任についての提案の説明を求めます。

下平村長。

○村長（下平喜隆） それでは、固定資産評価審査委員会の委員選任について、御説明申し上げます。

ただいま朗読がありましたように、城自治会の村澤房治さんを選任したいというものでございます。

固定資産評価審査委員会の委員については、村の北部・中部・南部からそれぞれ 1 人ずつ選任しております。

今回、中部選出の村澤房治さんの任期が終了することになりましたが、引き続きお務めいただくよう御本人からも御承諾をいただきました。

村澤さんにつきましては、皆さん御承知のとおり、長年、田村区の役員・区長を務められ、地域の皆様からの信頼の厚い方でございます。引き続き委員をお願いしたいということで選任を致しました。

御審議を賜りまして同意いただけますよう、よろしくお願ひを申し上げます。

○議長（平澤恒雄） 同意第4号の提案の説明が終わりました。

ここで同意第4号に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 特にないようです。

質疑はを終結し、討論を行います。討論はございますか。

（「なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 特になしと認め、討論を終結し、同意第4号の採決を行うことと致します。

この採決は、無記名投票により行うことと致します。

ここで議場を閉鎖致します。

（議場閉鎖）

○議長（平澤恒雄） ただいまの出席議員は、議長を除き11名です。

会議規則第30条の規定により、立会人の指名を致します。

10番、前沢光昭議員、11番、唐澤克己議員を指名致します。

これより投票用紙を配布致します。

（投票用紙配布）

○議長（平澤恒雄） 投票用紙の配布漏れはございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） ないようです。

次に、投票方法ですが、投票用紙には無記名で同意される方は「賛成」、同意されない方は「反対」と記載をお願い致します。○や×等の記載は無効となります。

これより投票箱の点検を行います。

（投票箱点検）

○議長（平澤恒雄） 特に異常はございません。

これより、議席番号1番より議席番号順に投票を願うことと致します。

（投票）

○議長（平澤恒雄） 投票漏れはございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 投票漏れなしと認めます。

これより開票を行います。立会人10番、前沢光昭議員、11番、唐澤克己議員、立会いをお願い致します。

(開票)

○議長（平澤恒雄） それでは開票結果を報告致します。

投票総数 11 票、有効投票数 11 票、無効投票数 0 票、うち賛成票 11 票、反対票 0。

よって、同意第 4 号は、原案のとおり同意され、村澤房治氏が固定資産評価審査委員会委員に選任されました。

==== 日程 12 請願 ===

◇ 請願第 2 号 「さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める請願

○議長（平澤恒雄） 続いて、日程 12、請願第 2 号、「さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める請願を議題と致します。

本請願は、豊丘村神稲 4020 番地、豊丘村教職員組合、執行委員長、前嶋和彦さんからの請願であります。紹介議員は、武田 徹議員でございます。

紹介議員より、自席にて説明を求ることと致します。

武田 徹議員。

○2 番（武田 徹） それでは、請願第 2 号、「さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める請願につきまして説明を致します。

請願事項につきましては、そこに記載のとおりでございます。

請願理由の朗読をもって提案の説明とさせていただきます。

請願理由。

今年度から小学校の学級定員は、全学年で 35 人となりました。しかし、多様化し複雑化する教育への要請に応えるためには、中学校を含めさらなる学級定員の引下げが望されます。長野県では 2013 年度に小中学校全学年で 35 人学級が実現しました。又、複式学級の定員についても独自に小中学校とも 8 人としています。

しかし、義務標準法の裏付けがないため財政的負担は大きく、学級増による教員増の多くを臨時の任用で対応している状況です。又、小学校の専科教員は国基準で配置され、県基準の学級数と連動していないという課題もあります。

学校現場は、膨大な業務量に加え、一人一人の子供に寄り添った対応が求められ、深刻な人手不足の状況です。教員は多忙を極め、教材研究や授業準備を勤務時間内に行う

ことは極めて困難になっています。

豊かな学びを実現するためには、さらなる少人数学級推進と教員の持ち授業時数軽減のための抜本的な教員定数の改善が不可欠です。

義務教育費国庫負担制度については、2006 年に国庫負担率が 2 分の 1 から 3 分の 1 に引き下げられました。厳しい財政状況の中、独自財源により教員配置を行っている自治体もありますが、公教育において自治体間の格差が生じることは大きな問題です。国の責任で十分な教員配置のための財源保障をし、全国どこに住んでいても、子供たちが一定水準の教育を受けられるようにすることは憲法上の要請です。

以上を踏まえ、地方自治法第 99 条の規定に基づき、国の関係機関への意見書を請願するものでございます。

よろしくお願ひ致します。

○議長（平澤恒雄） 請願第 2 号についての説明が終わりました。

請願第 2 号については、議会運営委員長報告のとおり、社会文教委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 御異議なしと認めます。

よって、請願第 2 号、「さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める請願については、社会文教委員会に付託することに決定致します。

◇ 請願第 3 号 「カリキュラム・オーバーロードの改善を求める意見書」の採択を求める請願

○議長（平澤恒雄） 続いて、日程 13、請願第 3 号、「カリキュラム・オーバーロードの改善を求める意見書」の採択を求める請願を議題と致します。

本請願は、豊丘村神稻 4020 番地、豊丘村教職員組合、執行委員長、前嶋和彦さんからの請願であります。紹介議員は、同じく武田 徹議員でございます。

紹介議員より、自席にて説明を求ることと致します。

武田 徹議員。

○2 番（武田 徹） それでは、請願第 3 号、「カリキュラム・オーバーロードの改善を求める意見書」の採択を求める請願について、御説明を致します。

請願事項等につきましては、そこに記載のとおりでございます。

請願理由を朗読をし、提案に代えさせていただきます。

請願理由。

今、学校現場では、小・中・高を合わせると 41 万人を超える不登校の子供の数（23 年度）が文科省調査で明らかになっています。とりわけ小・中学校では 11 年連続で増加し、過去最多となっています。又、貧困・いじめ・教職員の未配置等解決すべき課題が山積しており、長時間労働の実態も改善されず、子供たちの豊かな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。

学習指導要領の改訂は、子供たちの豊かな学びの保障や、教職員の「働き方改革」に大きく関わる。「カリキュラム・オーバーロード」の状態等を改善することが喫緊の課題です。このため、次期学習指導要領の内容の精選や、標準授業時数の削減が強く求められる。

つきましては、上記事項が実現されるよう、地方自治法第 99 条の規定に基づき国の関係機関への意見書提出を願うものでございます。

よろしく御審議いただきたいと思います。

○議長（平澤恒雄） 請願第 3 号についての説明は終わりました。

請願第 3 号については、議会運営委員長報告のとおり、社会文教委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 異議なしと認めます。

よって、請願第 3 号、「カリキュラム・オーバーロードの改善を求める意見書」の採択を求める請願については、社会文教委員会に付託することに決定致します。

ここで 11 時まで暫時休憩と致します。

休憩 午前 10 時 44 分

再開 午前 11 時 00 分

○議長（平澤恒雄） ここで休憩を閉じ、会議を再開致します。

何点か申し上げます。

先ほどは、議場の閉鎖を解除することを忘れておりまして、大変に失礼致しました。

又、代表監査委員につきましても、本日招集しておりますが、今のところお見えになつております。

ここで宮島税務会計課長より発言があります。

宮島税務会計課長。

○税務会計課長兼会計管理者（宮島しづか） 先ほど、御同意をいただきました同意第4号、固定資産評価審査委員会委員の選任についての議案書について訂正がございましたので、お願い致します。

提出致しました日付に誤りがございました。「令和7年6月3日提出」としておりますが、「2日」の誤りでございます。

ここで訂正をさせていただきます。申し訳ございませんでした。

○議長（平澤恒雄） 先ほど、事務局からの朗読におきましては、「6月2日」と訂正して朗読しておりますが、原文のほうの訂正を「3日」を「2日」にお願いを致します。

==== 日程14 報 告 ===

◇ 報告第4号 令和6年度豊丘村下水道事業会計予算繰越計算書について

○議長（平澤恒雄） 続いて、日程14、報告第4号、令和6年度豊丘村下水道事業会計予算繰越計算書についてを議題と致します。

議案の朗読は省略し、提案の説明を求めます。

唐澤建設環境課長。

○建設環境課長（唐澤 晃） それでは、報告第4号、令和6年度豊丘村下水道事業会計予算繰越計算書につきまして、説明を致します。

これは地方公営企業法第26条第3項の規定により、前年度からの繰越予算について、議会に報告する必要があるため、今回の報告となります。

この工事は、令和6年度と7年度の2カ年計画で実施している豊丘浄化センターの自家発電機の更新工事となります。

この工事は、下水道事業団に委託し、事業を行っております。

令和6年度分につきましては、主に自家発電機の工場製作に係る費用ですが、工場製作において、半導体等の部品の調達に不測の日数を要したため、令和7年度への繰越しとなりました。

この令和6年分の工事の完成につきましては、令和7年8月29日を見込んでおります。

以上で報告とさせていただきます。

○議長（平澤恒雄） 報告第4号の説明が終わりました。

報告第4号について質疑を行います。質疑はございますか。

(「なし」との声あり)

○議長（平澤恒雄） 特にないようです。

報告第4号、令和6年度豊丘村下水道事業会計予算繰越計算書については、以上と致します。

ここで、総務産建委員会に付託しました、議案第29号、国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての審査をいただくことと致します。

なお、本会議の再開は、総務産建委員会における議案第29号の審査終了後となるために、再開時刻については改めて連絡することと致します。

これより本会議を暫時休憩と致します。

総務産建委員会の審査をお願い致します。全員協議会室でお願いを致します。

休憩	午前11時04分
再開	午前11時55分

○議長（平澤恒雄） それでは、休憩を閉じ会議を再開することと致しますが、時間が11時56分になるところでございますので、このまま引き続き13時30分まで昼の休憩と致します。

それではよろしくお願ひ致します。

休憩	午前11時56分
再開	午後 1時30分

○議長（平澤恒雄） それでは休憩を閉じ、会議を再開することと致します。

井原議員におきましては、午後の会議を欠席する旨の申し出がありました。許可をしております。

==== 日程15 議案審議 ====

◇ 議案第29号 国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（平澤恒雄） 次に、日程15、議案第29号、国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題と致します。

議案第 29 号は、総務産建委員会に付託し、審査いただきましたので、委員長よりその報告を願うこと致します。

壬生眞由美総務産建委員長。

○総務産建委員長（壬生眞由美） それでは報告致します。

令和 7 年第 2 回定例会において本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定しましたので、豊丘村議会会議規則第 72 条の規定により、報告致します。

まず、事件の番号ですが、議案第 29 号、件名、国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

審査の結果、可決でございます。

採決の日は、本日 6 月 2 日です。

審査の日程ではありますが、付託、審査年月日とも本日令和 7 年 6 月 2 日です。

議案第 29 号、国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、審査に出席された方は、御覧のとおりで、総務産建委員 6 名、連合審査により参加された社会文教委員 6 名、執行部から 7 名に御参加いただきました。

次に、審査の経過及び主な質疑、討論について報告致します。

主な質疑ですが、まず「令和 9 年度までに医療分の均等割と平等割を 2 万円に統一することについて、他町村の状況はどうか。」という質問に対し、「北部 3 市町村は据置き、松川町が当村と同様に計画的に引き上げているようです。」という答弁をいただきました。

次に、「子供の出生に伴い増額となる平等割について、村からの補填は考えているか。」という問い合わせに対して、「現段階は難しい問題と考える。今後考えたい。」というお答えをいただきました。

又、「県への納付金の減額はどう考えるか。」という質疑に対して、「医療費の動向によるものであるが、減額については保健事業による効果と考えれば望ましいことです。」という答弁をいただいているます。

又、意見として、「大鹿村のように医療資源がないところに同額の負担を求めるることは問題と考える。」ということが挙げられました。

質問は以上です。

討論はなく、採決の結果、5 人全員が挙手にて全会一致にて可決致しました。

以上です。

○議長（平澤恒雄） ただいま、議案第 29 号の委員長報告が終わりました。

議長において、2点指摘致します。

まず、件名であります、国民健康保険税の「税」が抜けた発言でありましたので、「税」を追加して税条例の一部ということでお願い致します。

それから裏面というか、質疑の中で、唐澤議員の村の回答で、「松川町」というところが「松川村」と称しておりましたので訂正をお願い致します。

委員長の確認をお願い致します。

発言どうぞ。

○総務産建委員長（壬生眞由美） 訂正をお願い致します。

○議長（平澤恒雄） 承知しました。

議案第29号、国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告は可決の報告であります。

質疑は省略し、討論を行います。

最初に反対の討論はございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） その他、討論はございますか。

（「なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 討論は特になさうです。

討論を終結し、議案第29号の採決を行います。

お諮り致します。

議案第29号、国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 御異議なしと認めます。

よって、議案第29号は、原案のとおり可決されました。

==== 日程16 派遣について ===

○議長（平澤恒雄） 続いて、日程16、派遣についてを議題と致します。

豊丘村議会会議規則第119条の規定により、別紙資料のとおり、議員を派遣することと致したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 御異議なしと認めます。

よって、議員派遣については、そのように決定致しました。

なお、派遣の趣旨が損なわない範囲での変更は議長に一任をお願い致します。

==== 日程 17 諸報告 ===

○議長（平澤恒雄） 続いて、日程 17、諸報告でございます。このことは最終日に報告致しますので、本日は特にございません。

散 会

○議長（平澤恒雄） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了致しました。

本日はこれをもちまして散会と致します。

お疲れ様でございました。

午後 1 時 37 分 散 会

令和 7 年 豊丘村議会第 2 回定例会
(第 2 号)

令和7年 第2回豊丘村議会定例会会議録

(第 2 号)

令和7年6月5日（木曜日） 午前9時00分開議

日 程
開 会
日 程

第1 一般質問

- 1 唐澤 克己 • 米国のトランプ政権発足による村内企業への影響について
 • 野良猫防止策と猫飼育の登録制について
- 2 武田 篤子 • 富士市との交流について
 • 女性職員の活躍の場について
- 3 前沢 光昭 • 歯科健診の集団化について
 • 福祉・介護施設の物価高対策について
 • 5歳児健診の必要性について
- 4 唐澤 健 • ひきこもり支援について
 • 「S O S の出し方教育」と不登校問題について
- 5 武田 徹 • 勝負平クラインガルテン事業について
 • 盛土規制法に対する村の対応について
- 6 酒井 浩文 • 有害鳥獣対策の現状について
 • 村のP R 施策について
- 7 壬生真由美 • 豊丘村の水を考えることについて
 • グリーンインフラについて
- 8 堀本 丈文 • 竜神大橋完成後の対応について
 • 70周年事業への追加について

散 会

出席議員 12名

(別表のとおり)

欠席議員 0名

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

(別表のとおり)

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

(別表のとおり)

傍聴者 3名

開会

○議長（平澤恒雄） おはようございます。

定刻となりました。ただいまから令和7年豊丘村議会第2回定例会を再開致します。

本日の出席議員は12名全員で、会議は成立をしております。これより本日の会議を開きます。

地方自治法第121条の規定により、説明者及び答弁者として、下平村長をはじめ、関係者各位の出席を要請しております。

なお、現在クールビズ採用時期でございますので、上着等は適宜対応していただくようお願い致します。

それでは、お手元の日程に基づき、本日の会議を進めることと致します。

==== 日程1 一般質問 ===

○議長（平澤恒雄） 日程1、一般質問であります。

一般質問の発言通告は、5月20日午後4時をもって締切ったところ、8名の議員より通告がございました。

一般質問については、発言時間は1人30分以内とし、発言回数は制限致しません。

発言の残り時間は、発言者左側にカウントダウン表示されますので、参考にしていただきたいと存じます。

なお、発言時間終了5分前に鐘を1回、終了3分前に鐘を2回鳴らしますので、質問を時間内にまとめていただきたいと存じます。又、発言の順番は、一般質問通告書の届け出順と致します。

それでは、届け出順に従い一般質問を行うことと致します。

◇ 唐澤克己 ◇

○議長（平澤恒雄） 最初に、議席番号11番、唐澤克己議員の「米国のトランプ政権発足による村内企業への影響について」、「野良猫防止策と猫飼育の登録制について」の発言を許可致します。

なお、資料配付について許可しております。

11番、唐澤克己議員。

○11番（唐澤克己） 今日一日、一般質問よろしくお願ひ致します。

議席番号 11 番、唐澤克己でございます。

通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

質問のテーマは 2 つ、それから資料もそれぞれ用意をさせていただいております。

最初のテーマであります。「米国のトランプ政権発足による村内企業への影響について」ということでございます。

このテーマを聞きまして、普通の方々は、「おい、アメリカは地球の反対側であるじゃないか。それが日本の山村の豊丘村にも影響があるのかい。」と、こういうふうに考えがちでございます。しかし、今は御存じのように、グローバル化の御時世でございます。だから、例えばアメリカのように大国、強国とも言いますかね、そういうところの政策・施策次第で世界中の国々が影響を受ける。言い方を変えれば振り回されというような時代になっております。そこで、ちょっとこのテーマを取り上げさせていただきました。

資料 1 を御覧ください。日本国内にも特に、今、非常に全盛を誇っている産業、自動車産業でありますね。日本政府によれば、それが日本のドル箱産業といいますか、中心産業として、ぜひこれは維持をしていかなきやならないというようなそんな考え方を持っておるようでございます。

そういうことで、これは自動車産業、これは日本の本村も含めまして、それぞれのところに完成品ではなくても部品を製造する事業所、工場等がございますね。それで、そのところが、今、トランプ政権の関税、これを上げるというふうな感じ、あるいは上げられたという感じで非常に苦境に陥っていると。それで地方自治体のいくつかは、金融支援に乗り出しているというような記事でございます。

自動車産業、特に言えることじゃないかというふうに思いますね。これは 50 年ほど前になりますか。アメリカにも自動車産業、GM（ジェネラルモータース）、それからフォード、クライスラーという三大メーカーがございました。それで世界の自動車業界をリードしておる時代がありましたね。ところが時代は変わっております。私も 10 年程前まで大体アメリカへ年に 2 ～ 3 回ほど視察に行っておりました。そのときに目にしたのは、例えばアメリカのシカゴ辺りへ行きますとタクシー、これほとんどが日本のプリウスです。それから、路上駐車しているところの車を見ると大半が日本製でありますね。あるいはロサンゼルス郊外の高速道路を走っておりますと、これは目にする乗用車、日本のレクサス、高級車、それが多いんですね。そして、アメリカでテレビをつけてみると、自動車の宣伝といえばこれは日本のほとんどがトヨタであります。アメリカの自

自動車の会社の宣伝が、アメリカには出てないのです。その宣伝が日本の車が売れているのでできるのか、あるいは宣伝をそういうようにしているのでアメリカで日本の車売れるのか、これは分かりませんけど、そういう状態でございました。

だからもちろん日本の車、部品も含めて、これは日本だけで生産して輸出しているということはございません。今、世界中でもうけになれば、どこの国に行っても部品を製造したり、場合によれば完成品を作ったりしております。しかし、そういうような状態になっておりますね。

それで私もこういうトランプ政権の関税施策を見て、それじゃあ村内外、この近辺の事業所、あるいは勤めておられる方々はどういう状態になっているかというようなところをちょっと意見を聞かせていただきました。そうしたら、まずトランプの関税政策の影響で、比較的大きな部品でも、部品の中でも完成品を作っているようなところは「生産の計画が立たらない」こういうこと言っていました。それからやや小さいところでは、「これは自動車の関税をかけられて高くなる」、「高くなれば売れない」、「売れるためにはどうするか」、「これは価格を下げる努力をしなければならない」こうした場合に当然これは単価でありますね。注文の単価を下げられてしまうと、こういうことがくるんじやないかということを非常に心配をしておりました。

そういうような状況下で、例えば村のほう、行政のほうに、そういうような、例えば事業者やそういう住民の方々から声が「困ったなあ」というふうな声、あるいは「相談をしたい」というふうな声が実際に来ているのかどうか。そこらのところをまずお聞きをしたいというふうに思います。

産業振興課長、よろしくお願ひします。

○議長（平澤恒雄） 岡田産業振興課長。

○産業振興課長（岡田 敬） おはようございます。

それでは、よろしくお願ひ致します。

アメリカのトランプ政権による関税政策、いわゆるトランプ関税ですが、そのトランプ関税が日本を含む各国の経済に不確実性をもたらしておりますが、村や商工会にトランプ関税に起因する影響について寄せられた情報は、現在のところはございません。しかしながら、民間の調査会社の景気動向調査によりますと、「アメリカの関税引上げにより受注数量の減や収益圧迫等のマイナスの影響が今後現れるといった懸念がある」と回答する企業が複数あり、先行きの不透明感を危惧されていることが分かります。

日米関税交渉が行われておる最中でございます。今後の動向、それに伴う村内企業へ

の影響について、注視してまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（平澤恒雄） 唐澤克己議員。

○11番（唐澤克己） ありがとうございました。

全て今後にかかるておるということでありますね。

私が聞いたところでも、まず今後3年間ぐらいはトランプ政権が続くというふうな感じで、「上げるぞ」、あるいは「ちょっと具合悪いから下げるぞ」、「上げるぞ」、「下げるぞ」と、そういう言い方は語弊があるというふうに思いますけど、アメリカのある業界では「Trump Always Chickens Out」と、「トランプ大統領は常にビビって前に言った言葉を取り消す」というような、そんなことで皮肉が言われているようですね。

今、お話にもありましたよう、今、赤沢経済再生担当大臣がアメリカへ交渉に行っておりますね。そうした交渉の結果、どうなるか分からぬですね。

それでちょっと予測をされるということは、どういう解決の仕方をされるか、あるいはなっていくかというのかをちょっと想像しますと、一つはその防衛関係の兵器等、それを買わされるか、あるいは日本は今、米騒動というような感じで米が足りない。それから、ひょっとしたら高くても売れるというふうな感じで昨日のテレビを見ておりましたら、早速テレビの中でアメリカの農家が「これはちょうどいいチャンスだ」と。米を日本に買ってもらつたらどうか。あるいはアジアからでは、タイが早速日本にこれは米を売りつけるというような、そういう体制に入ったか、入っているか、そんな放送をしておりました。

そうした場合に、日本の例えば、米をアメリカ辺りから「米を買え」とあるいは「ほかの農産物を買え」と言われたときに、そういう決着、日本では自動車産業をこれは守りたいために受ける場合もあり得るというふうに想像されます。

私は、ちょっと農業団体に「そこらどうですか」と聞いたところ、「そんなことされたらとんでもない話だ」というふうな、そんな返答をされておりました。

それでアメリカも私、アメリカのアーカンソー州、ルイジアナ州で・・・したことあります。それで農場、農家を視察させていただきました。そのときに、アメリカの米もうまいです、これ。それでさくらんぼ辺りはでかけてうまい。日本のものよりも。

だから、これでそういうふうになれば、自動車と同じように大量輸入をされたら、それはうまくて安いものを買ってしまうと。日本の農産物は、価格競争でそんなに世界で優位に立っているという話は聞いておりません。そういう決着をされるような場合もあ

る。

そうしたときに、農業団体から私はそんな感じでお聞きはしておりますけれども、そこらどころを日本の農家、あるいは農業団体辺りからそんな心配があるんじやないかというような情報とか、あるいは話が役場のほうへ来ているのかどうか。そこらのところをお願いしたいというふうに思います。

産業建設課長、お願いします。

○議長（平澤恒雄） 岡田産業振興課長。

○産業振興課長（岡田 敬） お答え致します。

先ほどの企業の状況と同様に、トランプ関税は農林水産業分野においても不確実性をもたらしておりますが、やはりこちらも村内農家や関係団体からこのトランプ関税に起因する影響について寄せられた情報は現在のところございません。

トランプ政権は、議員おっしゃるとおり、日本が米を含む農産物の輸入を増やすことを求めておりますが、日本からアメリカへの農林水産物の輸出額は2,400億円とされています。その2,400億円に対し、アメリカから日本への輸入額は2兆1,000億円と圧倒的に多く、日本市場をこれ以上開放してもアメリカの貿易赤字縮小の効果は少ないと言われております。この件につきましても、現在、日米関税交渉が行われている最中でございますので、今後の動向、それに伴う村内農家への影響について注視してまいりたいと存じます。

よろしくお願い致します。

○議長（平澤恒雄） 唐澤克己議員。

○11番（唐澤克己） ありがとうございました。

私もこの問題を取り上げてお聞きしているのは、地域の経済、地域の産業を守るにはやっぱり地域で頑張らにやいかんというふうな視点に立ってお聞きをしております。

そして、先ほどもありましたように、今後、少なくとも3年間はどういうような状況になっていくか分からぬというふうな感じが致しますね。

そうした場合にもし状況次第では、これは村内、あるいは村内の企業、あるいは村外でもそういう関連の企業に勤めておられる方に、場合によれば援助・支援をしていくというふうな形も考えられるかどうか。そこらのところを産業振興課長、お分かりになる範囲内で担当課として、どういうお考えかお聞きをしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（平澤恒雄） 岡田産業振興課長。

○産業振興課長（岡田 敬） お願いします。

それでは先に、国の動向についてお話をさせていただきたいと思います。

4月25日に内閣の米国の関税措置に関する総合対策本部というところがございますが、そこにおいて決定された米国関税措置を受けた緊急対応パッケージというものがございまして、その中では、御質問の中小企業や農林水産分野を含め、「国内産業・経済への影響を把握・分析しつつ、資金繰り支援等必要な支援に万全を期す」と、国がそういう方針で固めております。

村においても、この国の方針に沿いまして、村内産業の影響を注視しつつ、必要な支援を検討し、実施してまいりたいと考えておりますのでよろしくお願い致します。

以上です。

○議長（平澤恒雄） 唐澤克己議員。

○11番（唐澤克己） ありがとうございました。

状況次第では対応することもあり得るというような、そういう御回答だというふうに思いますね。お聞きしておって安心を致しました。

やはり地域の産業とか経済を守るには、地域で中心になってやっていかなければまずいという意味で、やっぱりそれなりの体制は整えておく必要があるのではないかというふうに思いますね。

それで、私ちょっと今のことと関連はしますけど、離れますが、トランプ政権、これは御承知のようにいわゆる温暖化、あるいは気候変動なんかに無関心であると、聞くところによると。どんどんどんどんそんなことは無視してやるというような方針であります。

アメリカに行ってみると、アメリカも災害がなかなか大変です。例えば西海岸では、温暖化に起因すると言われるような山火事、非常に頻繁に起こっています。それから東海岸では、大雨・洪水、それからハリケーン、それから突風・竜巻。それから真ん中、大陸の中ではこれは猛暑・干ばつ、それからところによれば豪雪・極寒、そういうところで大変であります。逃げ場があればいいんだけど、アメリカといえど逃げ場がない人は大勢おりますね。

そうした意味で、こういうふうな形でやっていっていけるものかな、あるいはその影響が世界中に及んでくるというところで、そういう観点でも危惧をしております。

それでは、その次のテーマに移りたいというふうに思います。これは野良猫防止策と、それから猫飼育の登録制についてということあります。

このテーマにつきましては、これは令和4年9月議会で武田篤子議員が一般質問で取り上げております。それでその折にそれを契機にして、飼い猫の不妊手術、それから去勢手術の補助金の制度ができております。30%支援して上限が5,000円ということですね。

そういう制度、飼い猫については、そういう手術の補助金の制度があるということです。しかし、そこの参考資料でも御存じのように、これは野良猫は相変わらずどこの地域でも増え続けております。私も村民の方から相談を受けております。そうしたときになんとかしてこれを解決しないとまずいと。それで野良猫が増え続ければ、当然これは迷惑をしている方々もおられます。しかし、猫も犬と同様にこれペットございますね。だから猫がペットとして、非常に猫によって癒されておられる方もこれも大勢おるというふうに思います。

それから、この問題を扱うには非常に難しいというふうに思いますけれども、ただ、野良猫が増え続けていいということは、私たち人間にとっても、野良猫自身にとってもいいことではありませんね。なんとかして共存をしていく方策・方法を探さないとまずいということで、このテーマを取り上げさせていただきました。

そうした場合に、この対策の一番大事なことは、飼い猫はそういう補助制度もある。しかし、野良猫はないですね。それで野良猫を捕まえて、例えば不妊手術、あるいは去勢手術をしてもらう場合、村として多少なりともこれは援助、あるいは支援をしてもらう。手術代等、そういう可能性はあり得るのかどうか。

建設環境課長、そこらのところをお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（平澤恒雄） 唐澤建設環境課長。

○建設環境課長（唐澤 晃） おはようございます。

それでは、お答えをさせていただきます。

野良猫増加の防止策として、当村では、令和5年度から猫の不妊去勢手術の補助を行っております。この補助制度の対象となる猫は、村に飼い猫として登録した猫しておりますが、野良猫を新たに飼い猫として迎える場合等も、県の動物愛護及び管理に関する条例で規定されている適正な飼い方を遵守し、終生面倒をみるとして飼い猫登録した際には、対象としております。

この補助制度により、令和5年度には75匹、令和6年度には38匹の不妊去勢手術の補助を行いました。この実績の中には、これまで野良猫に餌やりをしていたけれど、飼い主としての意識の希薄であった方が、新たに野良猫を飼い猫として登録し、手術をし

ていただいたケースが多く含まれます。この補助制度を進める中で、ある一定の自己負担は飼い主としての意識と責任を持つことにつながると感じており、今後もこの補助制度を活用してもらえるよう周知をしてまいります。

以上です。

○議長（平澤恒雄） 唐澤克己議員。

○11番（唐澤克己） ありがとうございました。

今、お聞きする中で、実際に飼い猫じゃないのを、将来飼い猫として管理していただけるというようなことも含めて、実績を上げておられるというふうなお話を聞いて安心を致しました。

やはり猫は、野生の動物ではございませんね。だから理想としては、これは当然猫は全て飼い猫になるということ。そして人間も猫もお互いに頼り頼られる、癒し癒される、そういう関係になっていくことが理想ではないかというふうに思いますね。

それについても、例えば不妊手術・去勢手術をして帰ってきた猫が飼い猫になるために、村としても、おそらく地域や個々人でもまずいと思いますけども、飼い猫になるような手助けを村としてもしてもらえる可能性があるのかないのか。そこらのところを課長、お願いします。

○議長（平澤恒雄） 唐澤建設環境課長。

○建設環境課長（唐澤 晃） それでは、お答えをさせていただきます。

本日配布していただいた地域猫の関係につきましても含めてお答えをさせていただければと思いますので、よろしくお願いします。

地域猫、地域猫活動とは自治会、又は地域コミュニティにより猫をめぐる地域トラブルを解決するための取組で、地域主体で行う住民会議の開催やルールづくり、餌やりやトイレの管理等といった様々な活動となります。地域での取組がないまま地域猫として取り扱うことはできませんが、村ではこれまで野良猫の飼い主探しに協力し、防災アプリや保健所ホームページを通じて情報提供等を行ったことがあります。飼い主探しは可能です。しかし、野良猫の問題は多くの市町村が抱えている問題であり、飼い主を見つけることはとても難しい状況となっております。村としては、野良猫を増やさないため、不妊去勢手術を含めた適正な飼い方の推進が必要と考えております。

以上です。

○議長（平澤恒雄） 唐澤克己議員。

○11番（唐澤克己） ありがとうございました。

お聞きする中で非常に弾力的に捉えて努力しておられるというふうな、そういう感じがよく分かりました。

それにつけても、犬なんかは制度の違いもあるけれど、ほとんどもう登録制で、そして野良犬が非常に少なくて、ほとんど私の周辺で見かけません。ああいうような感じで「場合によれば飼い猫も登録制にしたらどうか」というふうな、そんな住民の方もおられます。そこらについて、これは担当課としてはどういうふうにお考えか。

よろしくお願ひします。課長。

○議長（平澤恒雄） 唐澤建設環境課長。

○建設環境課長（唐澤 晃） それでは、お答えをさせていただきます。

犬につきましては、狂犬病予防法により市町村に犬を登録しなければならないとされておりますが、猫には登録を義務づける法律はありません。

当村では、猫の不妊去勢手術の補助を受けるには登録を必要としているため、制度運用から令和7年4月末までに133匹の登録を受け付けております。

この登録自体が問題解決となることはありませんが、村では、飼い猫・野良猫のふん尿に対する苦情や相談があった場合、飼い主、あるいは野良猫に餌をやっている方と相談の機会を設けております。

その際に、適正な飼い方や不妊去勢手術の必要性についてお話をしております。

このような相談を繰り返し行い、御理解をいただくことが、問題解決につながると感じております。

以上です。

○議長（平澤恒雄） 唐澤克己議員。

○11番（唐澤克己） 飼い猫の手術の支援を受けるには、登録をしていただいてあるというふうなこと。それから今、お話がありましたように、制度を弾力的に運用する中で野良猫を減らすといいますか、そういう努力をされておられるというふうなことがよく分かりました。

私、先ほど言いましたように、やっぱり猫も犬と同様に、これ本来はペットでありますね。野生動物ではございません。だから理想的に言えば、全ての猫が誰か飼い主になってもらおると。そしてその人と猫との関係も、これは癒し癒される。頼り頼られる。そういう関係になっていくということが非常に大事だというふうに思いますね。

これは昔、私も子供の頃、猫を飼っておりました。そうすると今思い出すと、これは猫が子供を産みます、飼い猫が。そうすると、これはしばらく前、村長からお聞きした

ことを覚えておりますけど、天竜川へ持つていって流すとか、あるいは土の中に埋めるとか、必要なものだけ取って。そういうことなんですね。私も思い出します。ああいうことはなくなつて、保健所のほうも私聞いてみたところ、やっぱり制度としては、もし住民の方が野良猫を捕まえて、そして持ってきてくれたら手術をしてお返しをする。

「そういうことは制度としてある」というふうに保健所のほうから聞いております。その参考資料の中にもそういうようなことが記載されておりますけど、あらゆる手段を使って今後の対応としては、やはり猫はこれは野生の動物ではないので、なんとかして全ての猫が飼い猫の状態になる。そして、飼い主の方が責任を持って管理をする。そして、人も猫もお互いに、これは頼り頼られるというふうな関係になっていくということが非常に大事だというふうに思います。

参考までに、韓国の前大統領ユン氏、これは結局、大統領の官邸を追い出されるような形で出ていったということありますけど、猫をたくさん飼っておったと。公式な数字は11匹というくらいな感じで聞いております。

そうしたときにどうしてそうなったのかっていうようなことは、その奥さんに当たる人が、非常に野良猫がおった場合に「これはかわいそうだ」、「気の毒だ」というわけでその面倒をみて飼い猫にしていったというようなことであります。非常に大統領自身も、動物に対して愛情が深かったというお話を聞きしております。参考までに。

だから何とかしてできることをする中で、この野良猫の増加の防止をやっていかないとまずいというふうに思います。

今日は2つのテーマでお聞きをしました。それぞれ非常に詳しい回答をいただきました。参考になりました。

以上をもちまして私の一般質問を終了させていただきます。大変ありがとうございます。

○議長（平澤恒雄） 以上で11番、唐澤克己議員の質問を終結致します。

◇ 武田篤子 ◇

○議長（平澤恒雄） 続いて議席番号3番、武田篤子議員の「富士市との交流について」、「女性職員の活躍の場について」の発言を許可致します。

なお、通告書の日付に誤りがあります。「5月19日」に訂正をお願い致します。

3番、武田篤子議員。

○3番（武田篤子） 改めましておはようございます。

議席番号 3 番、武田篤子です。

通告に従いまして一般質問を行っていきます。よろしくお願ひ致します。

本日は、2つの質問を行っていきます。

まず、1つ目です。「富士市との交流について」ということでお願い致します。

富士市吉原第三中学校勤労体験学習の受入れは、昭和59年10月、当時の吉原第三中学校の教頭先生が、生徒指導充実のために農家に宿泊し、農業体験を導入することを思いつき、長野県教育委員会へ電話で問い合わせたとき、たまたまそこに居合わせた村の教育長が興味を持たれたのがそもそも始まりで、昭和60年の春から受入れが始まったようあります。当時、荒れている中学生たちの心の荒廃に直面して、心を育てたいと痛感し、その一環として恒例の林間学校を農家の方々と寝食をともにし、汗を流し、心を触れ合う勤労体験を軸とした総合学習へ転換を図ったようあります。

昨年6月、吉原第三中学校交流40周年事業が行われ、それまで40年間続いてきた富士市吉原第三中学校との交流の歴史に幕が下ろされました。解散式に至った経緯についてお伺いしたいと思います。

産業振興課長、よろしくお願ひ致します。

○議長（平澤恒雄） 岡田産業振興課長。

○産業振興課長（岡田 敬） それでは、よろしくお願ひします。

議員さんの今お話をいただいたところとちょっと重複するところがございますが、説明をさせていただきます。

富士市吉原第三中学校との勤労体験学習事業につきましては、昭和59年に吉原第三中学校が農業体験を通じて生徒の心を育てるということを目的として、その受入れ自治体を長野県教育委員会に紹介し、豊丘村が興味を持ったことが縁で、その翌年、昭和60年から事業が始まっています。

それから40年間、交流事業が続いてまいりましたが、吉原第三中学校が吉原東中学校を編入統合したということを機に、中学校は勤労体験学習授業に取り組まないといった方針となりまして、事業は令和5年度の体験事業をもって終了することとなりました。

以上であります。

○議長（平澤恒雄） 武田篤子議員。

○3番（武田篤子） 学校の合併を機に、勤労体験学習授業に取り組まない方針となつたということ、理解致しました。

それでは、40年間に交流を行った農家数や受入れた生徒数について、お伺いしたいと思います。

産業振興課長、お願ひ致します。

○議長（平澤恒雄） 岡田産業振興課長。

○産業振興課長（岡田 敬） お答え致します。

受入れ農家数は123となっております。受入れ生徒数は4,461人となっております。

よろしくお願ひ致します。

○議長（平澤恒雄） 武田篤子議員。

○3番（武田篤子） 受入れ農家数123人、受け入れた生徒数は4,400人余りということ、理解致しました。

長沢に住んでおられるある方は、37年間受入れを行い、212人の生徒さんを受け入れたとのことで、多いときには11名の生徒を受け入れたこともあったそうです。40年も交流が續けば、受入れ農家さんも経営主が変わったり、又交流された生徒さんも親子2代受け入れてもらったという状況も生まれ、毎年果物を送り、お返しにトイレットペーパーやあちらの特産物等が届くと、もはや親戚付き合いのような近いものがあるのではないかと感じております。

そこで、吉原第三中学校との交流にピリオドは打たれたものの、その後、受入れ農家の「ふじ友の会」の会員の方から「交流を続けたい」という方はいなかつたのかどうか。

又、豊丘でのトイレットペーパー販売や富士市で行われていたりんご販売については、解散式の後はどうになっているのかについて伺いたいと思います。

産業振興課長、お願ひ致します。

○議長（平澤恒雄） 岡田産業振興課長。

○産業振興課長（岡田 敬） お願い致します。

「交流を続けたい」といった御意見につきましては、豊丘村の「ふじ友の会」、又、富士市「豊友会」の中でございます。「ふじ友の会」におきましては、勤労体験学習が区切りとなったことから、「ふじ友の会」の会員を継続する方を再度募って「ふじ友の会」はそのメンバーで継続しております。今後は、富士市「豊友会」との会同土の交流が続けられるものと存じております。

トイレットペーパー販売につきましては、昨年度の販売の際に、令和7年度、今年度からは行わない方向でということで取り組んできておりまして、その方向で富士市「豊友会」との間で調整されるものと存じております。

J Aによる富士市でのりんご販売につきましては、今年度以降も継続されるということを承知しておりますので、よろしくお願ひ致します。

以上です。

○議長（平澤恒雄）　武田篤子議員。

○3番（武田篤子）　「ふじ友の会」は継続しているとのことで、「会同士の交流も続くのではないか」というお答えでした。

今後、何らかの形で富士市とつながっていくこと、それ以外考えているのかどうかについて伺いたいと思います。

産業振興課長、お願ひ致します。

○議長（平澤恒雄）　岡田産業振興課長。

○産業振興課長（岡田　敬）　先ほどお答えしましたとおり、「ふじ友の会」と「豊友会」との交流というものは続いていくものと思われますので、40年間の親交の深さ、又その重さを鑑みる中で、村としても会の活動を支援してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひ致します。

以上です。

○議長（平澤恒雄）　武田篤子議員。

○3番（武田篤子）　村として会の活動を支援していきたいとのこと、分かりました。

友好都市の提携は、結構ほかの町村でも行っております。松川町では、昭和61年から静岡の旧相良町、現在の牧之原市と、又平成24年から埼玉の蓮田市と友好都市提携をしております。高森町では、昭和56年から静岡の御前崎市と、喬木村では昭和58年から静岡の旧竜洋町、現在の磐田市との交流があるようです。それぞれのお祭りに行き来したり、イベント等で農産物の販売を行ったり、時には区長の方が来られ、こちらの区長との意見交換がされたりというような交流があるとお聞きしました。

豊丘村については、どこの町村とも提携を行っていないと思います。過去において、又現状はどうなのかについて伺いたいと思います。

総務課長、お願ひ致します。

○議長（平澤恒雄）　福澤総務課長。

○総務課長（福澤信広）　それではよろしくお願ひ致します。

武田議員御発言のとおり、豊丘村は、これまで他団体との友好都市提携を結んだ実績がございません。富士市吉原第三中学校との40年に渡る交流事業が盛んに実施される中で、吉川村長の時代に富士市との姉妹都市・友好都市提携を締結することも話題とな

って調整した経過はあったようでございますが、提携の実現には至らなかつたとお聞きしております。

現状におきましては、下平村長の弟さんが東京都世田谷区の保坂区長の選挙対策本部の事務局長を長く務めておられます。その御縁から「せたがやふるさと区民まつり」に豊丘村の物産テントを出店したことをきっかけとして、友好都市というような関係ではないんですが、世田谷区との交流を継続しております。

世田谷区では、地方・都市との連携と交流を一層推進して、自治体・住民同士の交流、大学と自治体との連携等、幅広い連携の取組へつなげることを目指しております。その関係で、具体的な事例の共有や交流のある自治体の首長等による意見交換の場として、平成27年度から世田谷区自治体間連携フォーラムというものを開催しております。連携している自治体については、全国40ほどの区・市町村を数えておりますけれども、毎年10団体程度は全国各地で開催されるフォーラムに参集して交流や意見交換を行っております。

下平村長も、このフォーラムには積極的に参加しております、今年度も今月下旬に北海道の白老町で開催されます自治体間連携フォーラムに参加予定となっております。

現時点においては、世田谷区とのつながりを大切にして、自治体間連携フォーラムで全国複数の自治体と連携・交流に努めているところでございますので、よろしくお願ひ致します。

以上です。

○議長（平澤恒雄）　武田篤子議員。

○3番（武田篤子）　これまで友好都市提携を結んだことがないとのこと、又、現在は世田谷区との交流があるとのこと、分かりました。

昨年の「とよおかまつり」では、6月に解散式を行った関係で当たり前のことですが、富士市の方も来られず、魚や黒はんぺん、お茶等の販売ブースがなく、毎年「とよおかまつり」での新鮮な魚の販売を楽しみにしていた私にとっては、何かとても寂しく感じました。

昨年、富士市で行われた「豊丘村農業体験40年ありがとうの会」で実行委員長をされていた方の感想が公民官報に載っていたのですが、「農業体験は、みんなにとっても思い出として色濃く残っています。農業体験で、農家の皆様や両親への感謝等を改めて実感しました。農業体験で得たことや思い出をこれからも後世に伝えていきたいと思っています。」とありました。実行委員長をされた彼女ばかりでなく、農業体験をしながら

ら豊丘村で寝食をされた子供さんたちの多くが、青春の一ページとして思い出になっていると思います。受け入れた生徒さんはもちろん、その家族も含め、豊丘村の関係人口になっていると思います。この交流を途絶えさせるのではなく、今度は形を変えて友好都市として交流をしていけないでしょうか。お相手のあることなので、こちらの思いだけではどうにもならないとは思いますが、検討してみてほしいと思います。

このことについての村長の考えを伺いたいと思います。よろしくお願ひ致します。

○議長（平澤恒雄） 下平村長。

○村長（下平喜隆） おはようございます。今日一日よろしくお願ひしたいと思います。

武田議員の質問についてのお答えであります。

本当40年、しっかりとお付き合いさせていただきまして、農家の皆さんとそれからお世話になった中学校の生徒、それも2代もお世話になつたりしたところなんかもありますし、その結びつきの重さというのは重々承知しておりますと存じます。

その中で今回、富士市側のほうから中学校の合併に伴い、この豊丘村での勤労体験を止めたいということを向こうから申し出があったという流れの中で、こういう状況に至っておるわけでございます。豊丘村としましては、「ふじ友の会」並びに「豊友会」の皆様方が具体的にどんなことをどうしたいかというような提案の中で、結びつきを深め、さらには新たな形のものもしたいということになれば、それに対する応援につきましては、全くやぶさかじやございませんということを一つは言っておきたいと思いますけれども。

そういうわけで、向こうのほうから「止めたい」ということで申し入れがあったことありますので、こちらからそれをそうじゃなくて、それじゃあ友好都市計画を結ぼうなんていっていくのもちょっと何か筋違いかなというところもありますし、実は喬木村、それから高森町、松川町の状況も聞いてみると、元は小さいところで始めたんだけど、向こうがみんな合併しちゃって、すごい大きくなっちゃったもので、やっぱりちょっとあまりうまくしっくりいってないことは聞いたりもしております。

それが1点あるということでありまして、どっちにしてもこの40年続いたこのことにつきましては、しっかりと今後も豊丘の特に「ふじ友の会」の皆さんのが熱意の中では、応援をしっかりとしたいということを思っておりますし、又御相談があれば一緒に乗つていきたいと思っています。

それと、先ほど総務課長のほうから話がありました、世田谷区の件でございますけれども、御存じのとおり、関東っていうのは200年に一度直下型の大地震が平均して来ま

す。関東大震災が終わってからもう100年たったので間違いなくもう100年以内にはどこでかい直下型の地震が来ます。ですから、この間もちょうど首相言われておったとおり、「できるだけ早く地方にいろんなものを移していきたい」ということは御存じのとおりでございます。

その中で、リニア中央新幹線、三遠南信道がこの地に入ってくるという流れの中では、私よく言うんですけども、伊那谷の伊那谷断層については、有史以来記録がないというのは真実でありますし、揺れるのは確かなんですが、5～6千年に1回揺れるか揺れないか分からぬといふ、そういう断層であります。遠山地震は、遠山は伊那谷じゃありませんので、ちょっと又違う流れになると思います。

ですから、そのこともありますし、火山の噴火についても、この地域は非常にすごく富士山の灰が来るっていう風向きじゃありませんので、そういう意味で多分日本中がこの地域っていうのは将来的に注目される地域になると思います。

そういう中で世田谷区は、大学もすごくたくさんありますし、世田谷区でフォーラムなんかやるときは各大学の皆さんも来られて、いろいろな研究をしたりとかします、話をしたりとか。

そういう意味でも、将来に向かって都市部の東京都とつながりながら、いわゆる大学、特にこの飯田下伊那には大学がないですから、やはりどうも大学っていうのは国立大学は非常に動くのは難しいみたいですね。しかしながら、私立大学のほうは、経営者が動き出すと動けるということで、方々で動いている事例もあるんですけども、そんなこともある。それからさらには、これから御存じのとおり、AIのデータセンターのこと、様々な形でこの地域は引き合いに出される地域だと思っております。

そういう意味で、将来に向けて東京都の都市部の人、ちょうど偶然縁のあった世田谷区と結びつけながら、豊丘を売っていく。向こうとの連携をしながら、その開業に向けてこっちのいろいろなセールスもあってうまくいく場合もあるだろうということで、そういう種をまいている状態という、そんなつもりでやっておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（平澤恒雄）　武田篤子議員。

○3番（武田篤子）　下平村長の思い、よく分かりました。

富士市吉原第三中学校のことを調べているときに、富士市在住の方のウェブサイトの記事に目が止まりました。この方は、ローカル新聞の記者をしていたときに学校側の依

頼を受け訪問記を記載したことや、スポーツ交流として豊丘村から訪問団が訪れた際に取材をしたこともあり、吉原三中と豊丘村の農業勤労体験に幕が下ろされたことをすごい感慨を持ち、寂しい気持ちでおられたようあります。富士市を訪問していたスポーツ少年団選手の取材の中で「いつかおじさんも豊丘村へ訪問団に随行し、その際には豊丘村で再会しよう」と約束したまま時が流れ、体験学習にもピリオドが打たれてしまいました。「でも、状況が変わっても、いつか豊丘村に行きたいという思いは持ち続けている」ということだそうです。そして、「いつか豊丘村に少年たちとの約束を果たそう、そう改めて胸に刻んでいる」そうです。来られた生徒さんや「豊友会」の方だけでなく、こういった方もいるんだなと思ってこの記事を読みました。

交流が始まってから40年、関係人口は豊丘を訪れた子供たちの家族も含め、大勢いると思います。「ふじ友の会」として交流を続けたいという方は5人ということをお聞き致しました。せっかく40年、積み重ねてきた御縁です。今度は形を変えて、さらにつながりが続いていくことを願っております。

次の質問に入りたいと思います。女性職員の活躍の場についてということでお願い致します。

私は女性であるので、女性の問題、例えば社会構造によって生じる女性の人権侵害、差別、抑圧、阻害といったような問題に興味を持ち、そういうことを見聞きすると疑問を感じたりしております。そのことを心に留めておいていただいた上で、質問を行っていきたいと思います。

女性活躍推進法の施行により、日本における女性管理職は徐々に増加傾向にあります。地方自治体全体では18.4%と言われています。そこで、豊丘村役場の女性の役職率について、係長・課長それぞれの人数、男女比の詳細、又それぞれの平均年齢について伺いたいと思います。

総務課長、お願い致します。

○議長（平澤恒雄） 福澤総務課長。

○総務課長（福澤信広） それでは、今年の4月時点の状況を申し上げます。

係長職にあっては22人、係長22人のうち男性が14人で64%、女性が8人で36%。係長の平均年齢は男女合わせて48.5歳です。男性は48.7歳、女性が48.1歳となっております。

次に、ここにも参加しております課長の関係ですが、課長職は8人で男性が6人、女性は税務会計課長と子ども課長の2人ということで、比率は男性が75%、女性が25%

と。平均年齢につきましては、課長が 57.4 歳となっております。男性が 57 歳ちょうど、女性が 58.5 歳というそんな状況でありますので、よろしくお願ひ致します。

○議長（平澤恒雄）　武田篤子議員。

○3番（武田篤子）　豊丘村においては、8人の管理職のうち2人が女性、女性管理職率 25% ということで、比較的女性登用率が高いようにも感じられます。しかしながら、一人の入れ替わりによりこの数字はかなり変化するもので、一人女性が増えれば 37%、一人減れば 12% となり、一概に女性管理職率が高いとも言えない気がします。

役職が就くのはどのようなタイミングになるのでしょうか。勤務年数によるものなのか。又、その方の能力が加味されるのでしょうか。男女について差があるのでしょうか。副村長 4 期 13 年の今までの経験の中で、お答えいただきたいと思います。お願い致します。

○議長（平澤恒雄）　菅沼副村長。

○副村長（菅沼康臣）　それではお答え致します。

まず、課長職に就く少し前の段階からお話をさせていただきます。正規職員が入職しまして、おおむね高卒で 14 年間、又大卒では 9 年間を良好な勤務成績で経過しますと職務が主査に格付けされます。この主査っていうのは、行政職の給料表では 3 級になります。で、職員の職務の級を一個上に変更することを「昇格」というふうに言いましてあります。この主査に昇格した後、40 歳前後の職員が、上位の課長職の退職等の異動に伴いまして男性・女性に関係なく、今言った 3 級の中で係長に登用している状況にあります。その給料表 3 級の主査及び係長の在職期間が 12 年経過しますと、通常であれば給料表 4 級の主幹、あるいは主幹係長に昇格しますが、課長職につきましては、主幹係長在職 5 年が経過する時点で、課長補佐昇給試験の受験資格が発生しますので、受験を希望された職員がそこで受験して合格し、給料表で一つ上の 5 級の課長補佐に昇格したものの中から、こちらも男性・女性に関係なく理事者のほうで課長職登用を検討しております。

役職の課長・係長とも勤続年数に応じて役職が付与されるものではなく、年齢ですか、経験年数のバランスを見ながら登用されておりますが、人事評価の評価結果等も参考にしまして、年齢、経験年数に関係なく能力に応じた登用をしたケースも時にしてありましたので、よろしくお願ひ致します。

以上でございます。

○議長（平澤恒雄）　武田篤子議員。

○3番（武田篤子） 「男女関係なく、又バランスを見ながら能力に応じて採用もあった」というような言葉が出てまいりましたと思います。

豊丘村では、夫婦ともに正規職員の場合、女性の方は係長になれないということをある会合の席で聞きました。これは本当のことなのでしょうか。

毎年4月に各戸に配られている村役場の組織職員の配置と仕事の分担を見ると、該当する50代の女性2人の方には役職が就いておりません。たまたまそうであつただけなのでしょうか。なぜ、役職がこの方たちに就いていないのでしょうか。明確な理由があれば伺いたいと思います。

副村長、お願ひ致します。

○議長（平澤恒雄） 菅沼副村長。

○副村長（菅沼康臣） 先ほど採用とおっしゃったけど、昇格になりますので、よろしくお願ひします。

この全体の御質問の冒頭の中で、議員のほうから日本が世界で遅れをとっておりますジェンダーギャップに係る問題点と課題解決をテーマに御質問いただきましたというふうに私も理解しております。ありがとうございます。

今の御質問全体を通して、まとめての結論から申し上げますと、議員御質問のお話ですが、明確な理由、これですというようなものはないというふうに私は存じます。

議員がおっしゃいました状況は、今、女性2人の件についての状況につきましては、私が入庁した平成25年より前からのことでございました。私は後になってその状況に気づきましたときに、自分の今までの経験や知識を基に推察を致しました。そして村の役場内外の諸々の事情がある中で、働きやすさ、それも個人レベルではなくて、広い意味での働きやすさっていうのを考えてのことと私は個人的に見解を持った次第でございます。

以上でございます。

○議長（平澤恒雄） 武田篤子議員。

○3番（武田篤子） すみません、ちょっと難しいお答えで、私の中では噛み砕けないところがあるんですけども、一応お伺いしたということで。

男女雇用機会均等法成立から5月で40年になります。女性の就労環境を改善する法律が整備されてきました。採用時だけでなく、採用後の性別を理由とする差別的な取り扱いが禁止されております。

自分よりも年下の後輩が毎年係長に昇格していく。自分が係長になれない理由は薄々

分かっていても、又ははっきり分かっていなければなおのこと、やりきれない気持ちはあったのではないかと思います。又、仕事のできる年上職員のいる部署で、年下の係長はやりにくいものがあったのではないかとも想像します。

飯田市では、お二人でお勤めされている場合、男性・女性平等に評価され、現在、姉さん女房のような方たちは女性のほうが先に課長になるケースも起きているそうです。

松川町においては、女性にも役職が就いているということで、現在男性の方が課長、女性の方が係長、又男女ともに係長をしているというケースがあります。喬木村においては、現在1組の御夫婦がいらっしゃるそうで、2人とも係長になっておられるということあります。高森町においては、「現在は夫婦でお勤めの方はない。過去においては、課長と係長というケースがあった」というお話を聞きました。

今の状況がもしかしたらずっと続いてきた暗黙のローカルルールだとすれば、これから女性職員の活躍を考え、次に続く夫婦で役場に勤める方々のためにも改善していくべきだと思います。一組の夫婦として見るのではなく、あくまでも個人として評価していただきたいと思います。

又、もしかしたら該当する女性の方が住民感情を考えての辞退だとすれば、辞退するのではなく、一番に村の発展のことを考えて役を受けていくべきという助言をしていただきたいと思います。

豊丘村では、女性職員のキャリアアップを支援する取組や管理職登用機会を増やすための制度改革等が進められているのかどうかについてお聞きしたいと思います。

総務課長、お願い致します。

○議長（平澤恒雄） 福澤総務課長。

○総務課長（福澤信広） それではお答え致します。

現時点におきまして、女性職員のキャリアアップを支援するための対応については、特段とっていないのが現状でございます。男性・女性にかかわらず、中堅職員の職務担当能力が形成されるための支援として研修等に取り組むことを基本として対応しております。ちょっと申し上げにくいのですが、男性・女性に関係なく管理職に登用されることが当たり前の時代でありますので、登用機会を増やすための制度改革という概念はございません。

それでも長野県市町村職員研修センターの研修項目を改めて確認しましたところ、係長級の女性職員を対象としたリーダー研修という研修メニューが用意されておりました。これらの研修への受講を調整する等して、女性リーダーとしてのキャリアアップへの意

識の醸成に資するような取組も今後検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひ致します。

以上です。

○議長（平澤恒雄）　武田篤子議員。

○3番（武田篤子）　「現時点では特段とっていない」というお答えでした。でも、女性対象の研修もあるので、そういうものにも前向きに取り組んでくださるということ、ありがとうございます。

女性だけ優遇されるのはおかしいと思われる方もいらっしゃるかもしれません。しかし、女性の社会進出が男性よりも遅れている実態があるために、この状態を改善するため特別に認められているものです。「アファーマティブ・アクション」と言われ「積極的格差是正措置」と訳されております。

私は議員1期目からの思いとして、「村づくりは人づくりから」と考えております。教育、研究、スキルの取得といったものばかりでなく、生きがいを持ち、生き生きと暮らす人たちを育めば、その中から多様な意見が出され、行政もよい方向に動いていくと思うからです。村で働く職員の方々についても、そのことは当てはまると思います。

どちらかというと男性が得意なこともあります、女性の得意なこともあります。体の構造上、女性にしかできないこと、男性にしかできないこともあります。又、その方の得意なこと、その方にしかできないこともあると思います。行政の中で女性の存在は多様化する社会の中では、必要不可欠なものだと思います。女性のキャリアアップを支援する取組や女性の能力をどんどん引き出せるような取組、制度改革等行っていってほしいと思います。

県から職員派遣研修で来られる方は、男性ばかりでなく、女性が来られる例があります。しかし、村から県へ派遣研修に行かれる職員の方は、今まで男性ばかりであったと思います。本人がスキルアップしたいという方がいれば、男女関係なく希望者に対して行っていってほしいと思います。

最後に、私自身が感じた思いの中で、この一般質問を行うことで少なからず、当事者の方には嫌な思いをさせてしまったのではないかと考えております。でも、後に続く職員の方のためにも、同じ女性としてこの件について一言言いたいという思いでこの質問をさせていただきました。

以上で、私の一般質問終わります。ありがとうございました。

○議長（平澤恒雄）　以上で3番、武田篤子議員の質問を終結致します。

ここで休憩とします。

再開は 10 時 30 分とし、暫時休憩を致します。

休 憩 午前 10 時 18 分

再 開 午前 10 時 30 分

○議長（平澤恒雄） 休憩を閉じ、引き続き一般質問を続けることと致します。

◇ 前沢光昭 ◇

○議長（平澤恒雄） 続いて、議席番号 10 番、前沢光昭議員の「歯科健診の集団化について」、「福祉・介護施設の物価高対策について」、「5 歳児健診の必要性について」の発言を許可致します。

10 番、前沢光昭議員。

○10 番（前沢光昭） 一般質問を行います。

今回は 3 点質問します。

最初に、歯科健診についてお聞きします。

歯は、健康の基本として重要な健康チェック項目の一つです。厚生労働省も「8020 運動」を行っています。これは 80 歳で自分の歯を 20 本以上維持しようというのがその趣旨です。歯科医師会に電話をかけてみても、電話番号に「8020」を入れるくらいです。これ実際に長野県歯科医師会でもそうです。

しかし、その中でも実態は歯周病が多く、歯科医師会にも確認しました。歯周病は大変怖い病気でどのくらい怖いのかと言いますと、まず自覚症状に乏しく、病気の存在に気づくにくい。これインターネットの関係で見たら真っ先にこの文章が出てきました。

初期の歯周炎から中期の歯周炎、重度の歯周炎、これはもう歯槽膿漏になるんですけど、そこに至るまで歯周病は違和感を感じにくく放置してしまうケースが少なくない。放置した結果、歯周病が進行して顎の骨が溶けてしまい、歯がぐらぐらになって溶けて落ちる寸前でようやく歯周病に気づく場合もあります。又、歯周病を放置すると、心筋梗塞や誤嚥性肺炎等、命に関わる病気の引き金になる可能性も指摘されています。歯周病による悪影響は、口の中だけにもとどまらないということです。又、血管の中に入り込んだ歯周病菌は、血流に乗って全身を駆け巡る病気のもとになるようあります。最近では、この歯周病の放置が認知症の原因の一つとして関連が指摘されていますし、40

代での発症も珍しくないと言われています。国の指針に基づき、20歳から10歳刻みで70歳まで個別健診も行っているところが多いようです。これ長野県の健康増進課の資料であります。

豊丘村での状況について、歯科健診についてお聞きしたいと思うんですが、豊丘村では40歳から5歳刻みで70歳まで個別健診を行っています。豊丘村で実際に定期的に歯科健診を行っている人はどのくらいいるのか、把握できたらお願ひしたいと思います。どのくらいいるのかということです。健診結果も分かればお願ひしたいと思います。

健康福祉課長、お願ひします。

○議長（平澤恒雄）　松村健康福祉課長。

○健康福祉課長（松村幸紀）　それではお答えさせていただきます。

初めに、豊丘村の歯科健診の経過について若干触れさせていただきたいと思います。豊丘村の歯科健診につきましては、平成30年度から個別の歯科健診が開始され、当初の対象者は国保の方で40歳から70歳まで5歳刻みで実施してまいりました。それで令和6年度、昨年度から20歳から70歳まで10歳刻みで実施することとしまして、全村民というか国保以外もということで、全村民の方が対象ということになっております。変更となった昨年度の対象者数ですけれども、こちらが456名で、実際受診された方が42名ということで、受診率が9.2%でございました。昨年度より前の受診率ですけれども、こちら昨年度より前は年度によっても若干異なりますけれども、約6%～10%で推移してきたというところでございます。

健診の結果につきましては、年により受診者数が異なるため、単純な比較は難しいんですけれども、う蝕（虫歯）のある方の割合は3割程度で推移しております。そして歯周病の疑いのある方、具体的には歯肉出血がある方や歯周ポケットの深さが4mm以上ある方、これを合わせると約6割の方が該当しております、おおむねこういった割合で推移しているというところでございます。

以上でございます。

○議長（平澤恒雄）　前沢光昭議員。

○10番（前沢光昭）　思ったより多いなっていうのが実際の今の数字を聞いての感想です。

それで、なかなか自分のことでありながら、この健診が進まないという実態があると思うんですけど、この質問するに当たって長野県の健康増進課へ聞き取り調査を行いました。県内では対象年齢によって違いますけど、佐久穂町とか上松町、木島平村、大きいところで安曇野市ですとか、佐久市が去年までやっていたそうですが、今年から個別

健診に変わりました。飯伊地域では、下條村がやはり今年から個別健診になりました。大体7～8自治体ほどは、何らかの形で集団健診を行っているということだと思います。

私がこの集団健診にこだわり始めたのは、なかなか個人任せだと健診が進まないということからです。実際に、集団健診から個別健診に変わったばかりの先ほど、安曇野市と佐久市に聞いてみたら、「個別に変えたけど、実態は変わらない。今年11月からもやるのでそこに力入れたい」という話でした。

そのような実態も含めてお聞きしたいことが、一方で、個別健診が多いのは受診率が低いものもあるが、受診場所の設備だそうです。例えば「ライティング」ってことを言つていましたけど、これ長野県の担当課の方に聞いたんですけど、「やはりそれなりの設備を持っていくにはどうしても揃えなきゃならないので、それが大変なんじやないか」という県の担当の方でした。

集団健診で行っているところは、歯科医師会への委託事業となっているのが普通です。「歯科医師、要するに歯医者さん、それと歯科衛生士、両方の派遣もある」と言っていました。豊丘村は個別健診ですので、歯医者さんに自分で予約していくことだと思うんですけど、なかなかそれだと個人任せで進まないと思うのですが、そこら辺どう思われますでしょうか。課長分かっていれば。

○議長（平澤恒雄）　松村健康福祉課長。

○健康福祉課長（松村幸紀）　それではお答え致します。

豊丘村でも令和4年度に集団健診について若干検討をした経過がございまして、その際の歯科医師会等の見解については、次のようなものでございました。4点ほど申し上げます。まず1点目は今、前沢議員さんもおっしゃいましたが、現場のライティング、照明の問題。暗いと分かりにくい、明るい環境が必要というもの。

2点目として、大人は歯が多く子供よりも時間がかかると。子供と異なり歯肉出血や歯周ポケットを謀るプローブという器具を使用してミリ単位の深さを見なければならぬということ。

それから3点目として、個別健診委託料が一人3,300円ということなんですねけれども、これに相当する質を集団健診で確保するっていうのはなかなか難しいっていうこと。

それから4点目が、歯科医師を依頼するに当たり、受診者数が確保できるかという問題。というのは1日集団健診の会場を開いていても、少人数の受診ということではちょっと困るなということ。こういった理由、それ以外にも昼間の決まった日程で集団健診を受診するよりも、個別健診のほうを利用しやすいのではないかということも考えられ

るということで、集団健診が現在も続いているといった状況でございます。

以上です。

○議長（平澤恒雄）　松村健康福祉課長。

○健康福祉課長（松村幸紀）　すみません、そういう理由で個別健診を現在も豊丘村では続いているということで、集団健診ではなく個別健診を続けているといったことでございます。

以上です。

○議長（平澤恒雄）　前沢光昭議員。

○10番（前沢光昭）　私も下條村にも聞いてみたんですけど、「やはり実態とする人数、少なかった」と。「じゃあ、個別健診になってどうなんですか」と「あまり変わらない」と。今年、正式に個別健診になるそうですけど、そんな感想も言われていました。

聞き取り調査した中では、佐久穂町がずっと集団健診です。これで佐久市に聞いたら「佐久穂町に聞いたほうがいいですよ」って逆に要するに進んでいるというか、考えを変えずにやってるっていうことだったので、「なんで集団健診まだやっているのか」って聞きましたら、「これは旧八千穂村からの保健衛生事業の影響もある」と。考えてみれば保健衛生活動、八千穂村は有名でしたから、「その影響もある」と。それでおそらくは佐久総合病院の地域医療の影響もある。保健衛生活動に力を入れていましたから。

それでやり方とすれば、町のヘルスクリーニングの期間中に町の生涯学習館「茂来館」、公民館みたいなところだと思うんですけど、ここでライティングのことも聞いてみました。ライティングについてはスタンドライト、非常に明るい照明だと思うんですけど、「それで照明は十分だ」と。それで「衛生士の方も来るし、歯医者さんも来るし」って言ってくれて、これ「今年もやはり11月からヘルスクリーニングとセットで行う」と。

私もずっと特定健診のときにやればいいと思って訴えてきたんですけど、特定健診考えてみれば、特定健診はメタボ検診みたいなもので健康チェックではあるんですけど、ちょっと角度が違うのかなとも思っていましたけど、やっぱりこうやってやっていることがある。実際にもやっぱりあったということで、「やってできないことはない」と言っていました。実際そうやってきたし。

受診率の低さから集団から個別に方針転換することもありますが、いま一つここで考えてみてはどうかと思いますが、健康福祉課長、考え方をお聞かせてください。

○議長（平澤恒雄）　松村健康福祉課長。

○健康福祉課長（松村幸紀） やはり先ほど申し上げました、集団健診実施に当たっての課題等については、十分考慮しなければならないかなと思うところでございます。

豊丘の規模で集団健診実施するとした場合に、集団化してその受診率がどのようになるかにもよりますけれども、複数の歯科医の方が必要となるということも考えられます。村内の歯科医の先生が1日集団健診に時間を割いていただけるかどうか、そういう調整も必要となります。そして、決められた集団健診の日に何人の方が来られるかがやはり一番大きなポイントとなります。まずは先生方の御意向ですとか、近隣の状況も確認をしてまいりたいと考えるところでございます。

以上です。

○議長（平澤恒雄） 前沢光昭議員。

○10番（前沢光昭） その点にも言わされました。やはり通常は歯科医師会に委託事業として委託するわけですから、忙しい歯医者さんばかりじゃなくて、場合によればあり得るかも分かりませんけど、歯科衛生士の方がいるわけですから、「そこでの派遣で当該での自治体とは限らない」って言っていました。それなので、集団健診から個別健診に変わっているとも増えていますけど、やはり私はこの個人任せでは健診進まない。大事な健康チェック項目の一つですから、それだけでは進まないので、ここで又考え直して検討していってもらえたとと思います。それが私の今の時点での考え方です。

2つ目の質問を行います。福祉・介護の物価対策についてお聞きします。

今の物価高については、生活必需品全てに及び、庶民の生活をはじめとして日々の生活苦に拍車をかけております。米不足についても深刻で、購入自体も困難な状況になっています。福祉介護施設も経営困難施設も出ているとの報道もあります。

物価高対策については、長野県からは社会福祉施設等価格高騰対策が一応出されています。しかし、これは1年に1回、現実的に対応はできていないということです。

社会福祉施設では、米不足でも大きな影響が出ており、米の入手に苦労していると。大きな施設では、通常年間契約がありますが、一食当たりのコストに影響が今出ているそうです。ギリギリの状態で経営していると。それで小規模施設では、やはり入手が大変で、場合によれば職員のお宅からの入手もあったり、利用者からの寄附もあったと聞いています。

物価高は入居者ばかりでなく、経営困難から廃業になったりすれば、介護事業そのものも崩壊してしまいます。家族の生活にも影響が出てきます。

事業者への聞き取りの中では「施設で一番困っているのは何ですか」と聞いたところ「人手不足だ」と。「離職の一番の理由、もう大変だから離れてしまうというのは、仕事の厳しさに対し賃金の低さだ」と。「安心して働くことができる事がやはり離職を防ぐことにつながります」というのが実態でした。これらのこと踏まえて質問したいと思いますが。

物価高は米をはじめ、電気・ガス・灯油代、軒並み上がっています。長野県は、先ほど言いました社会福祉施設等価格高騰支援金事業を行っていますが、これについての基本単価とか加算額が細かく分かれていますが、基本となる支援額がどのくらいになるのか、健康福祉課長、お聞きします。

○議長（平澤恒雄）　松村健康福祉課長。

○健康福祉課長（松村幸紀）　それではお答え致します。

ただいま議員がおっしゃった県の支援金ですけれども、こちらにつきましては、令和4年度から県のほうでは毎年補正予算を組んで支援金のほうを交付していますけれども、直近のものにつきましては、今年1月の県の補正予算で措置されたものになります。6月末までを申請受付期間として現在申請を受け付け中となっています。今回の支援金の支援期間については、今年の1月から6月までの分ということになっています。

この支援金は、施設区分とサービス種別に応じて基準単価と加算額が決められております。高齢者福祉施設や障害福祉施設等の入所系では、基準単価が12万円で、加算額として利用定員に7,000円を乗じた額が加算されます。通所系では、基準単価が6万円で加算額として利用定員に2,000円を乗じた額、それと2万円が加算されます。通所系のサービスの種別によっては2万円のみが加算額となる場合もあります。訪問系については、基準単価が2万円で加算額が2万円となっています。通所系と訪問系の加算額の2万円の意味ですけれども、これについてはガソリン代の高騰に係る加算という意味合いのようございます。なお、介護保険サービス事業所や障害福祉サービス事業所等で一つの事業所で複数の指定を受けている場合は、それぞれのサービスの種別ごとに支援金の申請ができるという仕組みとなっているようです。

支援金の試算例を申し上げます。入所定員100人の介護老人保健施設であれば、基準単価が12万円となり、加算額が100人掛ける7,000円で70万円ということで、合計82万円が申請額となるということになります。

以上でございます。

○議長（平澤恒雄）　前沢光昭議員。

○10番（前沢光昭） 質問するに当たって、今の数字のやつも課長に資料をいただいている
いろと計算してみました。100人規模で申請額で82万円と。これなかなか1年に1回
では今の物価高対策には大変だなというのは思います。小規模ならなおさらそうだとい
うことだと思います。

それで基本的にこの物価対策事業は1年に1回です。豊丘村としても、独自の財政支
援をすることが必要じゃないかと思うんですけど、何らかの支援は考えられないか、ぜ
ひ検討を願いたいと思うんですが、村長の考えをここでお聞きしたいと思います。

○議長（平澤恒雄） 下平村長。

○村長（下平喜隆） お答えします。

村としましても、一定の財政支援を検討できないかというお尋ねだと思います。現時
点では、ただいまの質問にありました県の支援金が支給されることに加え、県では米国
関税措置・物価高騰対策本部を設置して支援パッケージを検討し、支援事業を6月の補
正予算で提案すると聞いています。それらの支援事業の様子も見る中で、どのような支
援がなお必要かということ等、検討をこれからしてみたいと思いますので、よろしくお
願いしたいと思います。

以上です。

○議長（平澤恒雄） 前沢光昭議員。

○10番（前沢光昭） 検討していただけるということなので、お願いしたいと思います。

次の項目に移りますが、この県の事業は、今、課長が言われましたように3年目、3
回目です。令和4年、令和5年、令和6年と続けてきて一応役割は果たしていると思
います。しかし、1年に1回、そして問題はこういった事業が全て申請方式なんですね。

それで情報は、県のホームページ等で広報したもの、チラシもあるかも分かりません
が、申請受付は県から業者委託でやっていると。この件については、健康福祉部の健康
福祉課というところの方に確認済みなので間違いないと思います。

そのために、この事業に気がつかない小規模事業者もいました。村内の業者です。
「後になって同業者から聞いた」ということで、この対象事業者にするわけではなく、
申請方式でそういうことが起きてしまうと。「全てのことを自分一人でやらなきゃなら
ないことが多すぎる」って言っていましたから、やっぱりそういうことも起きるんだろう
うなと思いました。

この事業につきましては、物価高が収まらない限り、今後も継続があろうかと思いま
す。長野県の事業ではありますが、同様の業者に情報等の提供で周知漏れを防ぐことは

できないでしょうか。担当課長の考えをお聞きします。

○議長（平澤恒雄）　松村健康福祉課長。

○健康福祉課長（松村幸紀）　先ほど来の支援金につきましては、3月上旬に県から村へ支援事業の概要の情報提供がされておりまして、村としましても村内の事業者へその内容をメールにより情報提供したところでございます。

今後につきましても、必要な情報につきましては、鋭意情報提供に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（平澤恒雄）　前沢光昭議員。

○10番（前沢光昭）　連絡はしているということですが、実際にそういう気がつかなくて同業者からの話で教えてくれたってことですから、もう少し親切に対応してもいいのかなというのを今聞いて思いました。

それで、この項目の質問の最後になりますけど、小規模事業者に聞き取りを行う中で、「やはり経営は限界に来ている」とのことでした。現場の方も全てのことをこなしていくなければならないということですので。

それで今その中で今後の施設へ考えていることの一つに送迎事業、通所で通う場合の送迎事業ですね。「これに福祉タクシーを使えないものかと考えている」とのことでした。その可能性があるのか、どうなのか、考えを聞かせてください。

○議長（平澤恒雄）　松村健康福祉課長。

○健康福祉課長（松村幸紀）　昨今の人手不足の状況等から、このようなお問い合わせも出てきたのかなというふうに感じるところでございますけれども、介護保険の通所事業には送迎に係る点数が含まれています。もし、村内での通所事業に福祉タクシーを使って利用者が通うとなった場合、利用者にとってはタクシーの自己負担として片道700円、往復で1,400円の負担が生じることになります。又、事業者にとっては、送迎に係る点数が減算されて、その分の収入が減少することになります。

福祉タクシー制度の目的は、福祉タクシーによって交通弱者の方が社会参加や交通手段の確保ができ、住民福祉の増進が図られるということにあります。この目的に照らしますと、通所事業の利用者の方が福祉タクシーを利用することは、必ずしも妨げられるものではないと考えますが、事業者の方が送迎スタッフを確保でき、事業継続できることが望ましいと考えるところでございます。

以上です。

○議長（平澤恒雄） 前沢光昭議員。

○10番（前沢光昭） 一番困っているのがやっぱり人材ですから、やっとでそこの責任者の方が送迎もすることもあるようですから、相当困難な状況になっているんですけど、今の課長の説明だといろいろ介護保険の制度上の問題もありますから一概には言えないとは思いますけど。

ちょうど聞き取り調査の中で話が出たときに「どうですかね」って言うもんで「いいんじゃないですか」っていうことはちょっと軽く言ってしまったんだけど、「それもぜひ相談してみてください」とは言ってありますので、課長と話する中でその担当の業者の方のことと言っていますので、ぜひとも考えてもらえたたらと思います、いい方法で。

3つ目の質問を行います。最後の質問を行います。3つ目の質問です。5歳児健診の必要性について伺います。

5歳児という年齢は、言語・社会性が大きく発達する時期であります。そして、発達障害等の特性が顕在化する時期であります。この時期に健診をすることによって、子供の特性を早期に発見して、適切な支援につなげることが可能になると言われております。そのために、国は5歳児健診を推奨しています。

その点について質問します。母子保健法では、1歳半と3歳児健診を自治体に義務付けています。5歳児健診については、任意事業となっており、義務付けではなく推奨だそうです。

2025年度の全国の自治体における実施率がまだ14.1%、2023年度2月の国会では母子保険医療対策総合支援事業としても制度創設されており、今後、義務化の見通しもあると思います。

私は、この点については必要な事業だと思いますが、豊丘村としてどう考えるか。

健康福祉課長、考え方をお聞かせください。

○議長（平澤恒雄） 松村健康福祉課長。

○健康福祉課長（松村幸紀） お答えします。

5歳児健診のマニュアルには、その目的として①としてただいま議員がおっしゃっていただきましたとおり、子供の特性を早期に発見し、特性に合わせて適切な支援を行うこと。それから2つ目として、生活習慣その他育児に関する指導を行い、もって幼児の健康の保持及び増進を図る、ということがそのマニュアルには記載されています。又、5歳児健診の実施項目としては、次の6つが掲げられております。①身体発育状況、②

栄養状況、③精神発達状況、④言語障害の有無、⑤育児上問題となる事項の確認、⑥その他の疾病及び異常の有無というものが実施項目として掲げられております。

豊丘村では、村外の保育施設に通う子供を除き、5歳児が村の保育園に通っておりまます。保育園では、日々、子供の様子を注意深く観察しており、気にかかることがあれば保護者とも話をする中で、必要な医療機関等につなげております。又、適切な支援という点では、保育士は、発達支援センター「ひまわり」での研修のほか、研鑽を積んでおります。そして、他の市町村に先んじて、豊丘村では公認心理士の巡回も行ってまいりました。

したがいまして、目的の①子供の特性を早期に発見し、特性に合わせて適切な支援を行うことについては、ある程度、現状でも実施できていると考えるところでございます。

②の生活習慣その他育児に関する指導を行うという部分につきましては、今後の課題と考えております。マニュアルでは、身体発育として肥満や痩せにも留意することや、睡眠覚醒リズム、それから食事と排泄の習慣、運動習慣等の基本的生活習慣が安定していることの重要性がうたわれております。将来の生活習慣病予防のため、管理栄養士等による栄養相談等もマニュアルでは推奨されているところであります。

これらについて対応していくには、保健師、管理栄養士が、5歳児のからだについてさらに深く学習していくことが求められます。そして、保護者の方々との相談指導の機会を持つことも必要となります。又、健診ですので、園医の先生との調整も必要となってまいります。このようなことも勘案する中で、5歳児健診の実施の可否について、子ども課とともに検討してまいりたいと考えます。

以上でございます。

○議長（平澤恒雄） 前沢光昭議員。

○10番（前沢光昭） 今の課長の答弁の後半の特に答弁ですけど、最後に聞くつもりでおつたんですけど、しっかり答弁していただいてありがとうございました。

おととし、2023年度2月の国会でも、法案が制度創設されておりましたし、予算化もされているので、制度化もういすれ義務化にもなっていくと思うので、大事なことですので、最後に課長が言われた保育体制の拡充ですか、相談の援助も必要になってくると思うので早めの取組が大事だということが答弁の感想であります。ぜひ、しっかり検討していただくようお願いして私の質問を終わります。

○議長（平澤恒雄） 以上で10番、前沢光昭議員の質問を終結致します。

◇ 唐澤 健 ◇

○議長（平澤恒雄） 続いて、議席番号7番、唐澤 健議員の「ひきこもり支援について」、「『SOSの出し方教育』と不登校問題について」の発言を許可します。

7番、唐澤 健議員。

○7番（唐澤 健） 議席番号7番、唐澤 健であります。

ちょっと咳が3週間ほど止まらないで失礼があるかと思いますが、このままの状態で質問させていただきます。

まず、ひきこもり支援についてであります。

令和6年度厚生労働省社会福祉推進事業「ひきこもり支援にかかる支援ハンドブック」が策定されました。新たなひきこもり支援を医療モデル、社会モデルを採用することとしています。医療モデルとは、個人が手にしている問題に原因理由を求めて個人を変えることで解決を目指す考え方と方向であります。社会モデルについては、その人とその人を取り巻く環境社会との関係性上に問題があり、環境社会の調整によってその問題を改善する考え方と方法であります。

村のこのハンドブックの活用はどのようにになっているようでしょうか。

健康福祉課長にお聞きします。

○議長（平澤恒雄） 松村健康福祉課長。

○健康福祉課長（松村幸紀） それではお答え致します。

「ひきこもり支援ハンドブック」は、概要版18ページ、本冊では140ページの冊子であります、今年の1月に発行されております。

このハンドブックでは、ひきこもり支援対象者を明示するとともに、ひきこもり支援に当たっての共通認識となる基本的な考え方が示されています。そして、対象者に寄り添った支援を実現するためのポイントと、支援のポイントを理解するための架空事例30事例が記載されております。ひきこもり支援担当者だけではなく、ひきこもり状態の本人やその家族が確認することも目的としており、支援を受ける本人や家族と支援者の両者で支援方法や内容、その意味等を共有、確認するとともに、対話を通じてよりよい支援について考えていくための材料として活用されるということが期待されております。

このハンドブックにつきましては、現時点では、支援対象者や支援者等の関係者への配布であったり、ハンドブックを使っての学習会等は実施できておりません。今後、関係者への配布や実際の支援の際に拠り所として活用してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（平澤恒雄） 唐澤 健議員。

○7番（唐澤 健） ひきこもり者・児童・生徒の現状把握はどのようになっているのか、お聞きしたいと思います。

健康福祉課長、お願いします。

○議長（平澤恒雄） 松村健康福祉課長。

○健康福祉課長（松村幸紀） お答え致します。

ひきこもり者の把握につきましては、過去に地域の見守り活動の状況等から考察したことでもございましたが、非常にデリケートな事柄であり、個人のプライバシーにも関わることから、的確な把握はなかなか困難な状況でございます。当事者家族からの自主的な相談や連携する機関からの情報提供等で把握しているといったことが現状であります。

児童・生徒については、学校との連携、支援会議での情報共有、教育支援員の学校への訪問等により、気になる生徒の把握に努めております。

ひきこもり者になる前の対応が大事であり、子供のうちに関係各機関が情報共有していくことが大切と考えます。

又、地域の人たちが気にかけてくれているということも大切で、そこから支援につながることもあります。

以上でございます。

○議長（平澤恒雄） 唐澤 健議員。

○7番（唐澤 健） 微妙な問題ではあるので、なかなか実態を掴むということ自体がなかなか難しいこともあるわけですが、村に求められているひきこもりの地域支援センターとか、ひきこもりのサポート事業がどのようになっているのか教えていただきたいと思いますが。

○議長（平澤恒雄） 松村健康福祉課長。

○健康福祉課長（松村幸紀） ただいま議員おっしゃいましたひきこもり地域支援センターですけれども、こちらは平成21年度から都道府県及び指定都市での整備が開始され、令和4年度からは、より住民に身近なところで相談ができ、支援が受けられる環境づくりを目指して、設置主体が市町村に拡充されたところであります。令和6年度、全国では38自治体がセンターを設置しているようでございます。それからひきこもり支援コーディネーターを配置して、相談支援とか居場所づくり、連絡会議、ネットワークづくり、それから当事者・家族会等といったものがセンターの必須事業となっているところであ

ります。

それから、ひきこもりサポート事業につきましては、市町村におけるひきこもり支援の導入として、地域の特性に合わせて、先ほどの支援センターの実施事業の中から任意に事業を選択して、ひきこもり支援に関する相談窓口の周知やひきこもりの実態把握、ひきこもり状態にある方、その家族が安心して過ごせる居場所づくり、ひきこもりサポートの派遣等を行うといったのがひきこもりサポート事業であります。令和6年度時点では155市町村が取り組んでいるといったことが、ホームページのほうでは確認できます。

豊丘村では、現状におきましては、制度・形としてのセンターやサポート事業とはなっておりませんけれども、健康福祉課と教育委員会が連携して相談対応や支援を行う体制をとっているところでございます。

以上です。

○議長（平澤恒雄） 唐澤 健議員。

○7番（唐澤 健） 村では、まだ設置されていないという状況であります。

そこでこのハンドブックの活用は、先ほど言わわれたように、100何ページにも及ぶものでありますし、その具体的な取組の仕方というか、これまでの事例も含めて、どういう取組が具体的にできるのかというようなことが書かれているわけです。そういう点では、必要な組織や人材や組織が、今の状態ではまだまだ私は足りないのじゃないかなと思っておりますので、そういう必要な人材、組織をやっぱり用意してはどうかなというふうに思いますので、その点についての村長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（平澤恒雄） 下平村長。

○村長（下平喜隆） お答えします。

豊丘村では、臨床心理士・教育支援員・心の相談員等による相談対応や旧法務局2階での「みちくさ」、柿外土での「みちくさカフェ」の開催等、教育委員会と健康福祉課が連携して、さらには社協や民生児童委員の皆さん等とともに連携・協力して取り組んでおるところでございます。

ひきこもり支援は、専門的な知識や経験も必要で、確かに容易な取組ではないことはとは思いますが、長野県にもひきこもり支援センターがありますので、状況によってはそのような組織へつなぐ等の対応も行いながら、当面は、現状の体制によって取り組んでいきたいと考えているところでございます。

よろしくお願いします。

○議長（平澤恒雄） 唐澤 健議員。

○7番（唐澤 健） このひきこもりの問題については「8050問題」というふうに言われておるわけで、親が80歳になって子供が50歳でまだひきこもっている状態で、今後の生活の見通しが立たないというようなことが問題になるということで、早くから取り組むことが重要だというふうにされておるわけです。

そういう点で、自治体によっては、いろんな介護施設の事業に取り組むことも含めて取り組んでいるところもあるようですが、そういうようなことも含めて、先ほど村長もおっしゃられたように、いろんな専門的な知識の方が必要だというような状態でもあるわけで、そういう点で、今の人員で十分かというと、やっぱり本格的に取り組むにはまだ私は不十分だと思うので、さらに研究を進めていって、必要な人員について検討していただきたいなというふうに思います。

次の「SOSの出し方教育」と不登校問題についてお伺いしたいと思います。

2016年に自殺対策基本法が改正され、学校において「SOSの出し方教育」が行われることになりました。2018年には、同教育の推進を求める通知が出されました。

村では、どのように実施されているのかお聞きしたいと思います。

教育長、お願ひします。

○議長（平澤恒雄） 壬生教育長。

○教育長（壬生英文） お願い致します。

ただいまの議員のおっしゃったとおり、文部科学省と厚生労働省連名で通知が発出されております。長野県においても、健康福祉部保健・疾病対策課長とそれから教育委員会心の支援課長の連名で、子供の自殺ゼロを目指し、この教育を積極的に実施するようとに通知が出されております。

これまで村内3校で実施されましたことを紹介をしたいと思います。南小学校では、5年生、6年生を対象にしながら、警察官によるネットトラブルに関する講演会を行いまして、SNSに潜む危険性に対して無自覚に使用を続けた結果、大きなネットトラブルに発展してしまった事例を基にしながら、このSNSを安全に使用するための知識を伝え、そして、どうしても困ったときには、一人で悩まずに学校とか親、各相談機関に相談することが有用であると。そして、連絡先を知っていることが大事であるということを伝えるそういう学習を行ないました。

それから、北小学校では、平成29年度から学校生活・いじめアンケート、これを基にしながら相談習慣を設けて、年2回ですけれども、担任が一人一人の困り感や悩みを

聞いたり、又他人のほうから本人のよさを伝えたりする、そういう相談活動を行って、いわば困り感を子供から受け入れることを行っております。

それから中学校では、「SOSの出し方に関する教育」の冊子、これが中学生版っていうのがございます。これを購入して一人一人の生徒に配布をして、豊丘中学校では年1回、村の臨床心理士、そして保健師、これを講師にしながら学習をしているところでございます。内容的には、臨床心理士からは「人に相談することの意味、それから相談することのよさ」、これをテーマに。それから保健師からは、「悩みを抱えたままでいることによる身体的悪影響について」の講義を聞いて、生徒は中学生のほとんど8割ぐらいが悩みを抱えているんだと。そして、誰もが不安定な気持ちになるってことを、そういうことから一人で抱え込んだり、恥ずかしいと思って隠したりするのではなくて、自分のできるやり方で自分のいわば外に出す。気持ちを外に出す。悩みを外に出す。それでできるだけ安心して暮らせるようにしていくことが大事であるという、そういう学習をしております。

取組の代表的なものを紹介をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（平澤恒雄） 唐澤 健議員。

○7番（唐澤 健） 臨床心理士と保健師が年1回、中学校では取り組んでいると。南北小学校ではそういう形では取り組んでいないけれども、別の形での取組をされておるということをお聞きしました。

大人は子供の「助けて」を受け止められているかどうかということについて、「SOSの出し方教育の中で見えてきたこと」ということで高橋聰美氏、この方は一般社団法人高橋聰美研究室というのをやられておるんですが、その方が述べられていることの中で、「昨今『レジリエンス』という言葉が『折れない心』等と解釈され、この折れない心を育てる教育が取り上げられている。『折れない心』の教育は『くじける人間は駄目』、『弱音を吐いたら駄目』という価値観をもたらし、SOSを出せない土壤をつくってしまっている。そこで筆者は子供たちに『人の心は折れるものです』と伝え、折れたときに立ち上がる力が大切であることや、やり直しが効くこと。そして誰かに相談できることが生きていくための力になることを話している」と言っています。

子供の「助けて」を受け止めることについて、どのように感じているのか、教育長にお聞きしたいと思います。

○議長（平澤恒雄） 壬生教育長。

○教育長（壬生英文） それでは、大人が子供の助けを受け止めているかと、その受け入れる体制等についての御質問でございました。

議員おっしゃられたように「弱音を吐いたら駄目」と、こういう一面的な指導ではとても生き抜ける人ばかりではないということあります。学校では、今までも道徳等で、命の尊さとか、よりよく生きる喜び、こういうものを扱ってきましたけれども、それだけではこの冒頭の自殺予防にはなりません。それで学習指導要領でもストレスの対処法とか、心の健康の保持ってこういうものが保健体育、それから学級活動で扱うということになっております。

「SOSの出し方教育」の主な狙いというのは、「悩んだり困ったりしたときに自分に合った対処方法を知る。」それから、「誰かに相談することのよさを知って進んで相談しようとする姿勢を育てる。」そして3つ目に、「周りにいる友達の不安な気持ちを察し、気づいて行動できるスキルを身につける。」ということが狙い、基本であります。

それで私思うに、さらには子供が発するそのSOSに周りの教職員とか周りの大人が早く気づいて支援につなげる。その周りの大人の役割っていうのが重要なああとということを思うわけであります。

学校において、南小ではQUテスト、これは子供が学校生活における満足度とか、学級集団の状況、これを把握して不登校、いじめ等の早期発見・予防、これに役立てるとそういう心理テストでありますけれども、こういうテストを毎年実施しながら、その結果を基にして、個人面談を設定する中で、不安や悩みを聞いて、SOSの出し方を一人一人に具体的に教えていると。

それから小学校も中学校も相談窓口を職員室、それから保健室、校長室ということで表示をしまして、そしてそういう相談窓口があるということを学校要覧とか、あるいは学校だよりで学校の中、子供たち、それから外、保護者等に周知しているところであります。又、県教委の「24時間子どもSOSダイヤル」っていう、そういうのがあります。それをポスターを掲示したり、又いろいろな機関のポスターもあり、そういうカード、名刺版の電話番号のあるカードを子供たちに配布したりして、自分を守ってくれる環境が周りにあるんだということを知らせて、いつでも誰かに相談できる。そういうことが生きる力になるっていうことを伝えているという、そんな学校の現在の様子でございます。

以上です。

○議長（平澤恒雄） 唐澤 健議員。

○ 7番（唐澤 健） 保健室とか校長室とか相談できる場所を指定しておると。SOSを発信しやすいような取組を行っているというふうにお聞きしたところであります。

子供たちは、なぜ教室で「助けて」と言えないのかというのを川上康則さんっていう杉並区立の彩美養護学校の先生が言っているわけですが、教室の重苦しい空気感を方向づけているのは、以下の5点である。1つ目は、教育行政や管理職層を含めた大人側に「るべき姿」という思惑があること。2つ目に、教師が追い込まれている現状があり、教師自身に「安全基地」がないこと。3つ目には、科学的な根拠やデータの裏付けがないまま、自分自身の「枠組み」に固執した教師による主観的な指導が行われていること。4つ目に、ルールからの逸脱者を咎める相互監視的な雰囲気が子供たちの間にも拡大していること。5つ目に、子供たちの多様化・個性化により、集団維持に難しさが生じていること。

これらのために多くの子供たちにとって学校が「無理して通うしんどい場」になっている。

脱「無理して通うしんどい場」の方法を考えたいということで、第1には「基本的に全員が同じことをやる」を見直したい。やらないを選択できないとその後は「学校に行かない」という選択肢しか残されていないことになってしまう。「みんなが同じことをやる」から抜け出すためにも足並みを揃えるという同調圧力を教師自身が覆していく必要がある。

第2に、子供の活動への拒否的な反応や集団参加への拒否的な反応を、「わがまま」とか「反抗的」と評価しないことである。

第3に、「時間がない、やるべきことが迫っている」という状況を少しでも改善し、気持ちの余白を意図的につくることである。そのためにも、自分が設定する「るべき姿」の期待の高さを見直し、自ら「とらわれない、とらわれない」と「支え合う職員室の雰囲気を保つことが肝要だと考える。」と言っています。

大阪の大空小学校や以前の麹町中学校の実践のように、学校が変わらなければ不登校問題は解決しないというふうに考えるわけです。

校長の考え方とか、教師の集団性の取組が必要と、そういうふうに考えるわけですが、これらのなぜ教室で「助けて」と言えないような状態にあるのか。それと先生たちの立場としても、自分が変なふうに引き付けられて、自分自身が萎縮してしまうっていうか、そういう環境に置かれているんじゃないかと。やっぱりそのこと自体をやっぱり解決していくかないと、本当に子供たちが教室で「助けて」と言えるような状況がつくら

れないんではないかというふうに言っているわけですが、その点についての教育長の感想をお聞きしたいと思います。

○議長（平澤恒雄） 壬生教育長。

○教育長（壬生英文） それでは、「無理して通うしんどい場」学校とか学級からの解放ということかと思いますので、今のお話についての感想を述べさせていただきたいと思います。

大空小学校の元校長、木村泰子先生がよく言う言葉でありますけども、「今の学校はスーツケースのようだ」と。いわばハードケースですね。「形の決まった硬い入れ物に子供たちを詰め込もうとしています」と。そういうように語りながら障がいのある子も全ての子供を受け入れて、その全ての子供の学習権を保障するというそういう理念で学校経営を行った先生であります。

それで豊丘村の小中学校3校、スーツケースのような学校でしょうかということであります、そうではないというように思います。私は柔軟性のあるスポーツバック、そういうような学校だと認識しているところであります。

現在、学校では、通常学級と特別支援学級があります。そのほかに「校内教育支援センター」という校内中間教室とも呼びますけれども、そういう場所を置いております、3校ともに。中学校は「だんQルーム」、小学校は「相談室」、これを親しみやすく「ptuneの部屋」とかなんとかの部屋とか、そういうような愛称で呼んだりしていますけれども、この教室、このスペースには教室に入りづらい児童生徒が、ストレスがなくて心理的な安全性が確保される。そういう空間の中で自分に合ったペースで学習するとか、生活したりという、そういう目的のために準備されています。

実際にその部屋で生徒、子供たちは友達や先生と話をしたり、あるいはその気持ちを落ち着かせるクールダウンの場として利用したり、又は村の中間教室、「ゆめあるて」の駐車場を挟んだ反対側にありますけれども、その村と中間教室、村、そして学校と学校外にある中間教室とをつなぐ真ん中の場所とそういうつながる場所ともなっております。

現在、豊丘村、本年度でありますけれども、不登校、あるいは不登校傾向にある児童生徒は10名ほどいらっしゃいます。年間を通してほとんど登校できていないお子さんは数名いらっしゃいますけれども、このお子さんには学校と家庭と、そして中間教室「みちくさ」のほうですけれども、連携を取り合って自立に向けた関わりを継続をしているところでございます。又、学校に登校できず、中間教室「みちくさ」のみを利用して

いる生徒もいます。中間教室の未利用の生徒もいます。それ以外は、一日の中で学校と「みちくさ」の両方を自分のペースで利用をしています。その「みちくさ」での児童生徒に対する対応職員は、主任指導主事と臨床心理士の2名でございます。

この2人の動きでありますけども、朝、児童生徒の家に迎えに行って学校に送り届ける。7時半頃から動いています。それからあるいは「みちくさ」に連れてくる。又、学校で学校生活活動しているうちに精神的に苦しくなった子供を「みちくさ」に連れてくる。それから朝「みちくさ」で過ごしていて、そのうちに登校意欲が湧いてきた、そういう子供を学校に送り届けるというような、そんなような一日中、児童生徒の一人一人の意思に寄り添って支援をいただいております。

そして、「みちくさ」で過ごす子供たちの様子は、まず学習の課題への取組とか、ゲームをすると、音楽を聴く、漫画、あるいは読書をする、おしゃべり、ポップコーンをするとか簡単な調理をしたり、あるいは外に出てスケートボードをすると。基本的には本人の希望する過ごし方を受け入れて見守っているというところであります。又「みちくさ」利用者全員で、先日ツアーオブ・ジャパンのレース観戦に行ってまいりました。それから夏には焼き肉会とか、冬にはクリスマス会、そして卒業式の後には卒業を祝う会食会と、子供たちの楽しみになり思い出となる行事を、保護者やそれから協力をいただいている方に助けていただきながら実施をしているところでございます。

麹町中学校元校長の工藤勇一先生、自律、自ら律するほうですけども、それを最上位目標に掲げて、自己決定を促す教育を今、行われている先生でありますけれども、例えば本校中学校では、自律した学習者の育成、この自ら律するほう、工藤勇一先生、自律した学習者の育成を目指して生徒がやる気になるテスト作りと。先生が作成するテストを生徒がやる気になるテストを作るんだと。単に評価でなくてと。それから又一人一つは検定チャレンジということで、本年度、英検から数検、漢検等へ自分でチャレンジできるように、そういうふうに広げたり、それからあとは学習相談・個別面談の充実をしているというそういう取組を持ったり、生徒会を生徒の考えた目標を達成するために生徒主体の活動を行うプロジェクト型生徒会と。いわば委員会活動、当番活動を單にこなしていくんじゃなくて、目標達成のために、そのように変えて取り組んでいます。そして、又自己肯定感を高める地域ボランティア活動を推奨したりという、いわば好きなこと、楽しいこと、そしてなぜを追求、発信する活動の場をたくさんつくりたいということで、例えば中学校を進めているところであります。

今、話をしてきましたけれども、子供から大人まで社会の価値観が非常に多様化して

いる現在、学校はもとより地域の大人が従来の子供を見る目とか、教育方針、これを今の子供たちに合ったものに対応を変えていく必要があると。そうしなければやっていけない。それで不登校も解消できませんし、ひきこもりというような対応にはなっていかないように私は考えて、又学校等と現状を相談しながら取り組んでまいりたいということを思います。

以上でございます。

○議長（平澤恒雄） 唐澤 健議員。

○7番（唐澤 健） 今、現状での不登校者とか、それに近い方たちへの支援、そういうものについて詳しくお聞き致しました。

やっぱり今、文科省のほうでも、学校に行かせることを中心にしていないという方向に今変わってきておるわけですね。そういう中で、どういうふうなことがやっぱり子供たちが学校にやっぱり行きやすい状態になるのか、そういうようなことを常にやっぱり考えていくことが大事になるんだよなというふうに思うわけです。

私がやっぱり気になるのは、中学校なんかでも規律っていうような形で、全員一斉に立って挨拶をするっていうか、全員一斉に起立するとか、着席するとか、そういうことが中心のような儀式になっている。そういうふうなことが、やっぱり本当に子供たちが自由に学校の行事に参加できる雰囲気をやっぱり妨げているんじゃないかなと危惧しておるわけです。

そんなふうなことも含めて、今後の教育行政の中で、ぜひ規律だけが教育の中心ではない。そのところをやっぱりみんながそういう教育を今、目指すべきじゃないかというふうに、私はなっていたほうがいいんじゃないかなと、そういうふうに感じておるところでありますので、今後、そういう点も含めて、ぜひ教育委員会の中で考えていってもらいたいなというふうに思います。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（平澤恒雄） 以上で7番、唐澤 健議員の質問は終結致します。

ここで昼の休憩とします。

再開は13時30分とし、暫時休憩と致します。

休 憩 午前1時47分

再 開 午後 1時30分

○議長（平澤恒雄） 時間となりました。昼の休憩を閉じ、一般質問を続けることと致します。

◇ 武 田 徹 ◇

○議長（平澤恒雄） 議席番号2番、武田徹議員の「勝負平クラインガルテン事業について」、「盛土規制法に対する村の対応について」の発言を許可致します。

2番、武田徹議員。

○2番（武田徹） 議席番号2番、武田徹です。

通告によりまして一般質問を行いたいと思います。今回は、2つの項目について質問を行います。

まず最初ですけれども、勝負平クラインガルテンの事業について御質問をさせていただきます。

今年度の村の大型事業であるこのクラインガルテンの事業ですけれども、この事業は平成24年の勝負平団地の「人・農地プラン」策定の中で構想が持ち上がりスタートはしたわけですけども、その後、県営中山間地総合整備事業で道路の拡幅、それから水道管の布設工事等が行われ、北エリアの造成工事が現在進められているところです。

先日、ちょっと現地のほうを確認してまいりましたけれども、北エリアのうち3区画についてはほぼ完成状態。それと残りの3区画についても、造成工事が進められているという状況で、今月末にはほぼ完成ができるんじゃないかなというような状況かと見てきました。

又、当初計画よりも規模を拡大しまして、南エリアとして宿泊棟の4棟の追加、それから交流棟を追加をし、この南エリアの造成工事も村の単独事業として先日5月15日に造成工事が発注をされているところでございます。又、今後工事着手となるような状況かと思います。又、宿泊棟、それから交流棟と南北合わせまして11棟の建物の建築がこれから進められると思いますけれども、現在計画されている大まかな工程はどのようにになっているのか。又、建物の発注計画はどのように考えているのか、お伺いをしたいと思います。

当然、土木の資材もそうですけれども、建築の資材もかなり高騰している中、無理のない発注計画等をお願いをしたいと思いますけれども、どのような計画がされているのかお聞きしたいと思います。

産業振興課長、お願い致します。

○議長（平澤恒雄） 岡田産業振興課長。

○産業振興課長（岡田 敬） それではよろしくお願ひします。

初めに、事業の工程について御説明させていただきます。

議員の御発言のとおり、勝負平クラインガルテンは、大きく北のエリアと南のエリアに分かれておりまして、北エリアには簡易宿泊施設、これは10坪程度になりますが6棟、南エリアには簡易宿泊施設、こちらは14坪程度になりますが4棟、それと30坪程度の交流棟を1棟整備する予定です。

現在の状況は、北エリアは造成工事がほぼ完成を迎えております。又、南エリアについては、5月に造成工事を発注し、現在施工業者が決定したところでございます。

今後につきましては、両エリアの施設の建築工事を8月頃に発注し、9月に契約、10月頃着工できるよう計画をしております。

工事の完了につきましては、両エリアとも来年の3月末を予定をしております。

完成後の供用開始の時期なんですが、これは利用者が利用を始める時期ということになります。先進地の事例等を参考にしますと、施設の利用者募集から利用が開始されるまでおおむね3ヶ月間を要しております。又、その募集期間中に施設の内覧会を開催し、現地に訪れていただき、施設や使用、あと地域の風土等を御確認いただける機会を設けております。このことを考慮しますと、施設の完成後3月末以降に内覧会を開催することになりますし、その日程で募集手続きを設定することとなります。そのことを考えますと、当クラインガルテンの供用開始の時期は来年の夏頃と見込んでおります。

続いて、建築工事の発注計画につきまして御説明致します。

中小規模の事業者の受注機会を確保したいということで、複数工区に分割して発注するよう検討を進めています。又、議員おっしゃるとおり、資材が高騰する中、設計の部分で資材費の抑制、安価な資材の調達を盛り込む等になります。又、施工の段階で施工費の削減を図るよう工夫を設計の段階で進めてきております。

そういう部分の工夫を進めて、無理のない発注ができるように取り組んでおりますので、御理解のほうをよろしくお願ひ致します。

以上です。

○議長（平澤恒雄） 武田 徹議員。

○2番（武田 徹） ありがとうございました。

今、発言のとおり計画をされておるかと思いますので、無理のないような形で進めていっていただければと思っております。

これちょっと質問の項目の中にはなかったんですけども、当然、農園でございます

ので、土づくりも重要なことではないかなと思っております。長く休耕されている土地でありますので、今の耕土をはねてそれを返すだけではなかなかいいものができるのかなっていうのは心配もされますけども、その点について、何か対応をされる予定があるかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（平澤恒雄） 岡田産業振興課長。

○産業振興課長（岡田 敬） お願い致します。

議員おっしゃるとおり、休耕の期間が長かったということで、村の集落支援員の方に現地のほうを確認をしていただきました。その方の見立てですと、やっぱり土地の部分、耕地の部分にやっぱり有機質等はもう全くないような形になっておりまして、土づくりのほうを進めていかなければならぬということを認識しております。ですので、ちょっとまだどういったいう時期から土づくりを進めるかはちょっと又未定ですが、今年度のうちからそういったところ、部分についても土づくりなんですけど、着手できればかなと思っておりますので、よろしくお願い致します。

○議長（平澤恒雄） 武田 徹議員。

○2番（武田 徹） ありがとうございました。

突然の質問でございましたけれども、村のほうとしても十分その点も考えているということで安心をしたところでございます。

このように、施設の整備も重要でございますけれども、中でもやっぱり重要なことが管理運営体制をどうしていくのかということだと思います。現在、小委員会ということで、5名の委員の方が地区で出られまして検討をして進めておると思いますけれども、その検討状況について分かる範囲でお答えいただければと思いますけれど。

○議長（平澤恒雄） 岡田産業振興課長。

○産業振興課長（岡田 敬） お願い致します。

勝負平の地権者と河野区の産業委員の皆さんで構成する「勝負平クラインガルテン開設準備小委員会」、先ほど議員のおっしゃるとおりの組織ですが、そういった組織をつくっていただきまして、ハード面、ソフト面について検討を進めてきております。これまでに6回の委員会や先進地の視察が行われてきております。

こちらのほうでその運営について、当初、河野区のほうに当施設の指定管理者になつていただくということで、区の組織の中に管理運営団体を設けていただくことについて、区のほうに投げかけまして御検討いただいたところでありますけど、「現状の体制の中では難しい」という御回答のほうをいただいております。

それを受け、現在は、運営の中心となる人物を招き入れる中で、勝負平団地の地権者や有志で組織する任意団体を設ける方向で検討を再度進めております。

今定例会の補正予算において、運営体制の構築に関するアドバイザーの費用を要求させていただいております。このアドバイザーが、将来中心人物になるというふうに私たちも見込んでおりまして、その人物を中心に運営体制が構築できればかなというふうにあります。

補正予算のほうの御決定のほうをいただきますように、よろしくお願ひ致します。

以上になります。

○議長（平澤恒雄）　武田　徹議員。

○2番（武田　徹）　ありがとうございました。

私も実は区のほうに関わっておりまして、4月23日に河野区に事業説明をする機会を設けてもらいまして、その中でも区の関わりにかなり期待をされているというようなお話がありました。

今、御回答いただいたように、区の現在の体制というものは、役員の任期が2年ということで1期で交代をしてしまうというような方がほとんどでございます。又、現役でまだ仕事をされている方が区のほうの委員になってくるというようなケースも増えてきておりますので、なかなか区が中心となって主体的になってということには非常に無理があるのかなというような感じがしていたところでございます。

現在、お話をあったとおり、河野区の産業委員長がこの小委員会のほうに出席をしておりますけれども、このような関わり方しか区としての関わり方っていうのは難しいのかなっていうような感じがしておりますので、先ほど答弁にありましたアドバイザー等のことについてはいいことかなと思っておるところでございます。

又、計画されています今後ですけども、交流イベントなんかについては当然協力できるところは区としても協力していく姿勢であるのかなとは思っております。

又、この事業ですけれども、村としては初めての取組なんですけども、他の市町村では同じような事業をやっているかと思いますけれども、そこでの運営体制等、参考となる事例があれば教えていただきたいと思います。

○議長（平澤恒雄）　岡田産業振興課長。

○産業振興課長（岡田　敬）　お願いします。

県内のクラインガルテンの管理運営体制について御説明させていただきます。

県内のクラインガルテンの管理運営体制につきましては、地区や地域団体、あと法人

だったり、行政直営だったりと様々な形がございますが、地域住民が主体となった団体がほとんどであると認識しております。

この南信州地域には、飯田市、阿南町、喬木村に合わせて4つのクラインガルテンがございますが、地区が運営しているものが3つ、あと地域商社が運営しているものが1つと、こちらもいずれも地域が主体となって運営されておるということあります。

コロナ禍以降、都市部の住民の健康増進やリフレッシュ、食料の自給、環境意識の高まり等を背景に、クラインガルテンが注目されておりまして、県内のほとんどのクラインガルテンが満室状態という状況です。

勝負平クラインガルテン事業についても、勝負平団地の地権者や耕作者の皆様が団地の将来を検討する「人・農地プラン」の策定の中で平成24年構想されてきております。団地や地域の思いでもありますので、その管理運営につきましては地域の皆様が関わっていくことが肝要であると認識しております。

村につきましても、地域が主体となって主体的に行う運営が健全で持続可能なものになるように、しっかりと支援してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひ致します。

○議長（平澤恒雄）　武田　徹議員。

○2番（武田　徹）　ありがとうございました。

先ほども言いましたけども、村では初めての事業となるわけでございます。又、実際募集をして利用者の方が何を求めているのかっていうのも、まず未知の部分っていうことで、あまりどの程度の手を出せばいいのかっていうところで、来てもやることがないよとか、全く手を貸してもらえないっていうようなことがあっては大変ですので、そこら辺もじっくりと検討をして進めていっていただければかなと思っております。

この事業、多くの村民ですか、特に地元の皆さんのが大変期待をされている事業かと思います。将来的には関係人口の増ですか、移住定住につながるような事業として、ぜひ成功することを期待をしておるところでございます。あまり早期に結果を求めずに、十分な準備をして事業のスタートを望みたいと思っているところでございます。

それでは続きまして、2番目の質間に移らさせていただきます。盛土規制法に関する村の対応についての質問をさせていただきます。

盛土規制法、正式には「宅地造成及び特定盛土等規制法」で通称を盛土規制法と呼んでおるわけですけれども、この法律については、令和3年7月に熱海市で起きました盛土が原因とする大規模な土石流災害が発生を致しました。これを機に、全国一律の法規

制を盛り込んだ盛土規制法が公布され、令和7年5月26日に施行をされたところでございます。長野県においても、同日、規制区域を指定し、区域内の土砂の盛土、切土、及び一時堆積に対し規制の運用が始まったところであります。

この区域指定では、豊丘村は、全域で宅地造成等工事規制区域と特定盛土等規制区域に指定をされております。全ての村内外まで全てが指定をされておるところでございます。又、この規制法では、公共工事における残土処理等も一定規模以上の盛土や堆積についても許可又は協議届け出が必要となってきたところでございます。

現在、村では、堀越の胡桃沢地籍の残土処分場と水道工事で2カ所の処分場を確保して事業のほうを進めておるところでありますけれども、又工事により発生する残土・盛土の工事を今進めて行っておるところでございます。又、中芝地籍においても、ストックヤードとして盛土を行い、他の公共工事への活用を図っているところであります。

この箇所の許可等について、現在どのようにになっているのかお聞きしたいと思います。
建設環境課長、お願いします。

○議長（平澤恒雄） 唐澤建設環境課長。

○建設環境課長（唐澤 晃） それではお答えをさせていただきます。

武田議員の御質問の中で発言のあったことに重複する部分もありますが、お答えをさせていただきます。

令和3年7月に静岡県熱海市において、大規模な盛土の崩壊があり、甚大な人的・物的な被害が生じたことから「宅地及び特定盛土等規制法」通称盛土規制法が令和4年5月27日に公布され、令和5年5月26日に施行されました。その後、長野県内では、盛土規制法の規制区域を県内全域に指定し、令和7年5月26日から運用が開始されました。これにより宅地、農地、森林等の土地の用途に関わらず、盛土等により人家等に被害を及ぼし得る区域が規制区域として指定をされております。又、土地の造成や土砂の一時的な堆積も含め、規制区域内で行う盛土等につきましても、許可又は届け出の対象になりました。

御質問の土木係で管理する胡芝胡桃沢地籍となります、と上下水道係で管理する黒谷線沿いと中部の2カ所の合計3カ所の残土処分場と中芝のストックヤードにつきましても許可又は届け出の対象になりました。

この規制区域の運用では、当該規制の運用が開始される令和7年5月26日以前から既に盛土を開始している工事につきましては、この工事の届け出を行うこととされております。この届け出につきまして、この届け出期間として定められている令和7年6月

16日、今月の16日となりますが、それまでに4カ所全てにおきまして、県に届け出を提出するよう準備を進めております。

以上です。

○議長（平澤恒雄）　武田　徹議員。

○2番（武田　徹）　ありがとうございました。

4カ所の届け出をこれから行うということで、期限が6月16日までということありますので、遅れることのないよう届け出のほうをお願いをしたいなと思っておるところでございます。

続いてですけれども、この盛土規制法では、かなり細かな規定があります。特に宅地造成なんかは、30cm以上の盛土をする場合は許可を得なくちゃならないというような規定もありまして、30cmというと本当わざかな盛上なんですけども、それ以上のものについては、全てこういう許可がいるということで、今年の予算の中で河野地区で2カ所、宅地造成を計画するということで測量設計等が計画されておりますけども、この法律によって何か影響するようなことがあるのかどうかという点についてお聞きしたいと思います。

○議長（平澤恒雄）　岡田産業振興課長。

○産業振興課長（岡田　敬）　お願いします。

ただいまお話がございました宅地分の造成工事につきましては、産業振興課が所管しておりますので、私のほうからお答えさせていきます。

議員の御質問のとおり、今年度以降に市ノ沢と八王子の地籍に宅地造成の計画がございます。

盛土規制法では、盛土の形状だったりとか、高さ、面積等の要件がございまして、計画地ごとにその判断が行われます。

この2カ所の進捗状況は、住宅団地とともに造成の設計がまだできていない段階でございますので、造成の設計ができた段階で盛土規制法を所管する飯田建設事務所の管理係に相談をしたいというふうに考えておりますのでお願い致します。

以上です。

○議長（平澤恒雄）　武田　徹議員。

○2番（武田　徹）　まだまだこれからという状況であるのは承知をしておりますけれども、

例えば盛土の場合、勾配もある程度ゆるく規定をされております。1割5分では駄目で、1割7分とか8分でないと土場が打てないというような規定もありますので、場所によ

っては面積が小さくなってしまうのかなっていうような心配もされるわけですが、この法律に則った中で計画を進めていっていただければと思っております。

続いて、最後になりますけども、大規模な災害発生によって見直されたこの規制法でありますけれども、新規に許可を受ける場合、大変な書類作成が必要になってくるということを見たり聞いたりしておるところであります。又、許可を受けた後の定時報告、3カ月に一度進捗状況を報告しなさいよというようなことも規定されているところもあるようでございます。又、公共工事だけではなく、民間での開発行為にもかなり影響を与える法律かなということを思っておるところでございます。又、この許可については県が行うため、周知等を村で直接関わることっていうのはないかとは思いますけども、このような規制法に対して、村としてどのような形で今後取り扱っていくのかというようなことをお聞きしたいと思います。

○議長（平澤恒雄） 唐澤建設環境課長。

○建設環境課長（唐澤 晃） それではお答えをさせていただきます。

武田議員おっしゃるとおり、盛土規制法に関する事務は長野県が担っております。

長野県では、今年の2月に県内4会場で盛土規制法に関する説明会を建設業者、不動産取引業者、ハウスメーカー等を対象に行っております。

南信地域では、2月17日に飯田合同庁舎で開催され、86社・155名が参加したと聞いております。

村としての対応につきましては、村内の土木業者には、盛土規制法の概要につきまして個々に説明をさせていただいております。

民間の事業者が行う住宅等造成に係る盛土につきましては、農振除外・農地転用の相談の際に、産業振興課の担当者から事務を担当する長野県の飯田建設事務所管理係にその盛土について確認をするよう伝えていきたいと、そのように考えております。

以上です。

○議長（平澤恒雄） 武田 徹議員。

○2番（武田 徹） ありがとうございました。

この盛土規制法、例えば県に問合せをしてもなかなか県も要領がないというか、まだまだよく分かっていない点があるのかなというような感じはしております。

又、村で管理をしている4カ所のほかに当然業者のほうが持っている場所というようなものもあるかと思いますので、その点、周知をしていただきて、災害が起きないような形で造成ができるような形をぜひとっていただきたいと思っておるところでござい

ます。

以上で、私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（平澤恒雄） 以上で2番、武田 徹議員の質問を終結致します。

◇ 酒井浩文 ◇

○議長（平澤恒雄） 続いて、議席番号5番、酒井浩文議員の「有害鳥獣対策の現状について」、「村のPR施策について」の発言を許可致します。

5番、酒井浩文議員。

○5番（酒井浩文） それではよろしくお願ひします。

今回の一般質問では2点について、質問をさせていただきたいと思います。

まず、1点目としまして有害鳥獣対策の現状について、そして2点目としまして、村のPR施策について、2点から質問させていただきますのでよろしくお願ひします。

それではまず初めに、有害鳥獣対策の現状について御質問をさせていただきたいと思います。

この件につきましては、令和4年12月議会に前任期の片桐義憲議員、そして一昨年ですけども、令和5年12月議会で私のほうから同様の質問をさせていただいておりますが、非常に重要な問題だと私は考えておりますので、定期的にといいますか、又今回の質問とさせていただきました。

それでは、まず初めに、本格的な農業の季節を迎えて、村内の田畠に美しい農村風景が広がり始めました。しかし、中山間地においては、増え続ける鳥獣害による遊休農地や荒廃地が目立ち始めました。農作物への被害は農業継続の意欲低下を招き、その結果、耕作放棄地が増え、さらなる鳥獣被害を招くという悪循環が非常に懸念されております。依然、増加傾向にある村内の鳥獣被害の現状と傾向について、産業振興課長からお伺いしたいと思います。

○議長（平澤恒雄） 岡田産業振興課長。

○産業振興課長（岡田 敬） それではよろしくお願ひします。

昨年度令和6年度の獣害による農作物の被害状況につきましては、果樹を中心に被害金額を約600万円と推定しております。これは前年よりプラス50万円という金額になっております。

被害の原因となっております鳥獣について、獣類、獸につきましてはイノシシ、鹿に加えて、ハクビシンの被害が多くなってきております。又、鳥類、鳥の部分ですが、そ

ちらについてはカラス、スズメ、ムクドリ、ヒヨドリといったものが主なものとなっております。

近年、山間部に設置しました獣害防護柵の内側での被害が増大してきておりましたが、最近ではこれまで被害が少なかった中段地帯の農業団地、伴野原だったりとかそういうところなんですが、において獣の出没が見られるようになってきておりまして、そういったところでこれまで被害がなかったところで被害が出てきている、増加してきておるという状況であります。

そのようなこと也有って、有害鳥獣の捕獲頭数については、鹿が前年比30%増の165頭、ハクビシンにつきましては50%増の78頭が捕獲されておりまして、大きく増加しておるといった状況でございます。

以上になります。

○議長（平澤恒雄）　酒井浩文議員。

○5番（酒井浩文）　昨年の被害につきましての報告がありましたが、相変わらず減ってはないという話になります。

鳥獣被害対策の3つの柱というのがあるわけなんですが、個体群管理、これは鳥獣の捕獲なんすけども、2つ目としまして、侵入防止対策、柵の設置等による被害防除、3点目としまして、生息環境管理、放任果樹の伐採であるとか仮払いによる餌場・隠れ場の撲滅というのがあるわけなんですけれども、市町村が作成する被害防止計画により様々な体制が構築されておるんですけども、侵入防止対策と生息環境管理はそれなりの効果を上げているのかなと考えられます。しかしながら、個体管理については猟友会員の高齢化、あるいは減少等によって十分な対策ができるないと伺っております。

村では、体制強化のために令和5年度より報償金単価の引上げ等を行って、そのほかにも狩猟免許取得補助の新設等を行い、猟友会への支援を行っていますが、なかなかこれが成果として現れてないというのが現状になります。

そこで今年度、令和7年度につきましては、今年度の事業として猟友会との連携による個体管理、そして免許取得の補助、それから住民に対する補助金の拡充による自衛促進、そして防護柵の維持管理というものを計画しておるというふうに伺っております。

この内容についてですけども、毎年大体同じようなことをやっているわけなんですけども、目新しいもの、あるいは少し進化したもの等ありましたら、具体的な内容と進捗等を教えていただきたいと思います。

産業振興課長、お願いします。

○議長（平澤恒雄） 岡田産業振興課長。

○産業振興課長（岡田 敬） お願いします。

まず、猟友会と連携しました個体管理につきましては、鳥獣被害が減らない状況の中、物価高騰の影響で罠等の捕獲にかかる資機材が値上がりしておるという状況のため、令和7年度、今年度から鹿・イノシシの捕獲報償金の単価を2万円から2万3,000円に引き上げ致しました。そのことによって、捕獲頭数の維持・増加を図ってまいりたいというふうに考えております。

又、昨年度になりますけど、山田自治会、又地元農業者、猟友会等、関係者に御協力いただき中で、山田地区内にカラスの捕獲檻を設置しました。カラスの捕獲に取り組み始め、初年度の昨年の捕獲頭数は104羽という実績となっております。

狩猟免許の免許取得補助につきましては、令和5年度から有害鳥獣駆除の担い手の確保と育成を図るといったことを目的に、免許に要する経費に対して補助を行っております。補助率は10分の10ということで全額を補助しておるということで、令和5年度に1名の方、令和6年度に1名の方がこの補助を活用して免許を取得しております。

又、あわせて、有害鳥獣が農地へ侵入することを防止する目的で防護柵を設置する場合や既に設置してある防護柵の更新・改修に要する経費については、3分の2の補助を行っておりますし、自衛による対策を促しております。こちらにつきましては、令和5年度に14件、令和6年度には21件の助成を行っておるところでございます。

又、山間部を南北に縦断する、先ほども申し上げました獣害防護柵については、設置から10年以上を経過したということで、経年劣化が進んできております。防護柵管理委員の皆様の御尽力をいただき中で維持管理が行われておりますし、引き続き、適切な維持管理に努めてまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いします。

以上になります。

○議長（平澤恒雄） 酒井浩文議員。

○5番（酒井浩文） 鳥獣害対策もある意味、自然災害と言ってもいいかなと思うんですけども、一般的な自然災害においては、よく言われる自助・共助があるわけなんですが、これも鳥獣害対策についても自助・共助、これは非常に重要だと思います。今、その中で非常に豊丘村に関しては、恵まれた補助を出していただけるというのはよく伺っております。

この質問をするに当たりまして、先だって猟友会の役員の皆様からのちょっと聞き取りを行ってみました。現状と問題点、あるいは要望とか御意見ということで2時間近く

いろいろお話を伺ったわけなんですが、その中で出たお話なんですが、まず1点目としまして、村内の猟友会の会員、現在31名おられるのかな。最年少の方が40代ということで、非常に高齢化が進んでいるということ。先ほど事業の内容にありましたけど、免許取得の補助もありますが、なかなかその数字が増えてこないという問題。

それから、免許を取られてもその定例の捕獲活動に参加する方がいないという、そういう現状をお伺いしました。毎週日曜日に集まってやっておりますけども、大体15名ほどの方が集まるそうですが、喬木村の方が約10名で、豊丘の方は大体定例で来る方が5名というふうに聞いております。「非常に残念だ」という話を聞いております。

それから日当に関してなんですが、今回この令和7年度の予算にも猟友会補助金85万円というものが猟友会に支払いされておりますけども、猟友会の中での分配ということで1回出労日当が大体1日3,000円というふうに伺っておりますが、ただ、これ近隣の市町村にはない補助だというふうに聞いております。ですので、喬木の方が今回10名ほど毎年来ていただけますけども、喬木から来た皆さんに関してはもうないということで、1日ただ働きというような形になるそうですが、報償金に関してはプラス頭数によって出ますので、そのプールという形になるかと思います。それに関しては非常に豊丘村の猟友会の方は感謝をしておりました。「よそにはない補助だ」ということです。

それから、捕獲数については、この日曜日の定例の捕獲活動の中では、「大体一日平均、1回平均ですけども、0のときもあれば、多くて3頭ぐらい」というふうに伺っております。

そして先ほど補助の話がありましたけれども、大変豊丘村ではありがたい補助をいただいておるわけなんですけれども、「やはりこれではなかなか人も集まらないし、高齢化も進んでいるということで、もう少し上げていただきたいな」と。「安価であるからこの85万円の猟友会補助金を少し上げていただきたい」という、そういった御意見。それから「免許取得は補助は大変ありがたいですが、免許取得者がこの定例の捕獲活動に参加してくれない」。先ほど申し上げましたけれども、「これが非常に問題だ」ということでお話されておりました。

そこで、ここ数年間の間に免許を取られた方いらっしゃるわけなんですけれども、「その条件、それがやはり少し曖昧ではないのかな」と。「できればそれに活動に出て参加するということを条件で、10分の10の補助を出したほうがいいんじゃないか」と、そういう話も伺ってまいりました。

それからあと最後に、「捕獲鳥獣の処理処分の方法の支援をしていただきたい」ということで、実際、公設の処理施設というものが現在、豊丘村にはへいじゅう処理場辺りしかないんですけども、これはこの活動に関しましては、産業廃棄物になるためにそこには入れられないということで、この処理は取ったところで山に埋めるか、あるいは私有地に持っていて埋めるか、それがジビエに加工する。そういうような方法しかないということです。

そういうわけで、言ってみればどんどん捕ってください、なるべく個体管理をしてくださいという割には出口の問題ですよね。要はトンネルを掘れば残土が出ると同じように、捕ればその処分に困るということで、「こちらのほうの支援をぜひお願いしたい」というようなことを申しておりました。ですので、この辺りの問題も含めて次の質問に入りたいと思います。

3点目の質問なんですけども、令和5年12月議会の一般質問で私が提案しました、小型焼却炉導入による焼却処理の提案に対して、答弁としまして「機能面のメリットの反面、コスト面のデメリットもあり、近隣市町村との広域的な取組として検討をこれから進めていきたい」という村長からの答弁がありました。この現状は今どうなっているか、お伺いしたいと思います。

○議長（平澤恒雄） 岡田産業振興課長。

○産業振興課長（岡田 敬） よろしくお願いします。

駆除した鳥獣の処理やジビエ加工後の残渣の処理は、捕獲者の負担が大きく、有害鳥獣駆除事業を推進するにあたって課題であると、猟友会とともに共通の認識となっております。そのことから、令和5年12月の酒井議員さんからの一般質問において、先ほど御発言がありましたように、「他の市町村においても共通する課題であり、広域的な取組について検討したい」と答弁致しましたが、現在のところ広域での検討ができておりません。対応が遅れておりまして大変申し訳ありません。

下伊那北部の町村の行政担当者で構成するワーキンググループというものがございます。共通する行政課題等について調査研究・検討するといったグループでございまして、そういう機会がございますので、このことについて議題として取り上げていただくよう今後依頼してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い致します。

以上になります。

○議長（平澤恒雄） 酒井浩文議員。

○5番（酒井浩文） 残念ながら進んでないということですけども、今後やはり当村だけの問

題としてではなく、やはり同じような問題を抱えた市町村が多々あります、近隣に。そういうところとぜひ連携を組んでいただきまして、実際この小型ボイラーなんですが、具体的な話をしますと、参考までに設置に約650万かかります。国の鳥獣被害防止総合対策交付金を活用すれば、ある程度の補助はいただけるということなんですけども、メリットとしましては猟友会の省力化であるとか、今、山田のほうで進めておりますカラスや小動物の処理もできます。

やはり残渣、ジビエをつくってもやはり残渣は出るわけなんですけども、そういうものを効率よく処理できるようなものがあれば、これからそういった個体駆除には非常に有効ではないかなというふうに考えておりますので、ぜひ鳥獣害対策の大きな目玉として、今後検討していきたいと思いますし、又、議会のほうでも何かそういう広域的な協力ができるであれば、又提案をしていきたいなというふうに考えておりますのでよろしくお願いします。

要望のまとめということで、これは特に回答を求めませんけども、最後にちょっとまとめてみたいと思います。

まず1点目ですけども、猟友会補助の拡充をぜひお願いしたいと思います。

それから2点目としまして、住民に対する罠、それから柵等の補助金が約購入費の3分の2補助されるわけなんですけども、ぜひこれを拡充、あるいは中に知らない方が結構いらっしゃいますので告知、これをぜひやっていただきたいというふうに考えております。

それから3点目ですけども、先ほども申し上げましたが、免許取得補助金の補助金支給者への条件設定、これをぜひやっていただきたい。活動日にやはりちゃんと出てきて活動ができるような方に、ぜひ免許を無償で取っていただきて、人数を増やしていくというふうに思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

それから最後の質問の部分ですけども、ぜひ早期の小型焼却炉の導入をぜひお願いしたいと考えております。

個体管理としての鳥獣捕獲の強化を進めるために、猟友会への協力、省力化、あるいはジビエであるとか、そういう処理の部分、これに関してぜひこれは地域の活性化にもつながると思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

それでは、2点目の質問に入りたいと思います。村のPR施策についてお尋ねしたいと思います。

近年、特徴的な観光事業、道の駅、それから旅時間等々の事業、こういったものやテ

レビやラジオ番組、最近よく露出します「グリムスパンキー」非常に豊丘村のことをPRしてくださっていますけども、こういった番組、それからラジオコマーシャル等による発信により、村外、県外において豊丘村の知名度が非常に高くなってきました。大変嬉しいことだと思うんですけども。

今後リニア時代ですね。10年後、話によつては20年後になるという話もありますが、リニア時代を迎えるに当たりまして、さらなる知名度と魅力の発信が今後必要になってくるかと思われます。

先ほど質問にもありました、世田谷区でも村長の活動であるとか、様々なPR活動をされておるかと思いますけども、村長のトップセールス状況と、今後の展開といいますか売り込み戦略なんかありましたら、村長にお伺いしたいと思います。

○議長（平澤恒雄） 下平村長。

○村長（下平喜隆） お答えします。

うまく答えられるかどうか分からんのですが。

御存じのとおり、この間のそれこそふるさと納税の件でも16億5,000万ということです、大変に飯田下伊那でも注目を浴びました。道の駅から始まりまして、いろんなことで「豊丘元気のいいところだね」っていうことを、周りのほうから皆さんの声が聞こえてくるのは真実でございます。

そういう意味では、これからに向けて御存じのとおり「とよおか旅時間」、それから道の駅なんかの流れの中でしっかりと発信はしておると思いますが、「さて、村長おめえは何するか」っていう話だと思います。実は、私ちょっと本当に今いろいろかなり疲れております。理由は体の問題じゃなくて、私、前から前からよく申しておりますとおり、この飯田下伊那、本当に僕ら若い頃は長野、松本、上田、飯田という順番で、本当に4番目のポテンシャルのあった地域なんですね。それがいつの間にやら、公的な交通機関がなくて、東京や名古屋に遠い、特に東京に遠いということで、本当になんていいですか、実は私の兄弟もみんな東京にいますし、それからうちの子供たちも3人のうち2人は東京に住んでいます。なんかみんな卒業したら長男以外はどこか都市部に行って仕事しにやしょうがないじゃないかっていう、そういううちがかなり多いと思います。そのことによって、どんどんこの地域が萎んできたわけです。

それって何が一番の原因かというと、やはり雇用がないっていうこと。それと学校がないっていうこと。これが一番のメインだと思います。

そういう意味で、例えば上伊那なんかを見てみると、御存じのとおり、上伊那の所

得の率は県内でもかなり高いほうで、一番低いのが木曽、2番目が下から数えて下伊那郡ですね。上伊那はなぜそれだけの若い人たちも多いし、それから給料が高いかっていうと、どんどんどんどん大手の早いうちから、いわゆる製造工場を入れておりました。飯田下伊那っていうのは、どっちかっていうと外のものを嫌うんですね。多分嫌っている。だから地元にいろんな外からの入ってくる資本に対してもあまり信用していないし、好きじゃない。それが飯田だと思います。飯田下伊那。

だから飯田下伊那というのはやはりなんというか文化だとか、それから自然だとか環境だとかそういうものをすごく大事にする。そういう意味では非常にとてもいいところなんですけれども、しかしながら、それっていうのは経済の発展とともにないと、やはり地域の力は疲弊していく。人口は減ります。一番活力の源である生産年齢人口がまず減るということが私はあると思います。

そういう意味で、今回リニア中央新幹線、三遠南信道というものが、この飯田下伊那にまさに千年に一度のチャンスとして浮上してまいりました。その中で、なかなかそのいろいろな流れの中でも、駅は飯田市にできるのでなんとなくものはいろいろ言いづらいとか、そういう流れはあるんですけども、皆さん御存じのとおり、最初のJR東海がリニアの駅を造ろうとした場所は、座光寺の駅のところへ飯田線と結んで造るというつもりでございましたけれども、飯田市の意向で少しでも丘の上に近いところへということで、現在の場所に動いたわけですけれども、あのときも残念ながら当時の市長さんから僕ら何一つ相談されたわけでもありません。

私は今、立場上、やっぱり飯田下伊那全体のこと、それから上伊那のことも考えながら、この地域の発展がいかにうまくいくかなということを常に考えています。

ですから、御存じのとおり、皆さん、例えば豊丘村の京浜急行ですね。片桐典徳さんが中興の祖として、いまだに京浜急行では伝説の人として語り継がれているという方にアクセスをして手伝ってほしいということで、豊丘村として動いたわけですけども、なかなか相手は大きいですからうまくいかなかったんですけども、知事にお願いしたところ、知事はそういうわけで長野県知事になる前は横浜の副市長でしたので、非常に京浜急行の幹部の皆さんとも懇意でありまして、2月には私と飯田の副市長を連れて品川のプリンスホテルで面会をさせていただきまして、その席上でも知事は「今度のリニア中央新幹線のプロジェクトはあまりいでかいので、とても地元の行政やそれから経済界、それだけではできない」と。「いろんな形で応援してほしい」ということをおっしゃつていただきまして、来月の7月の広域連合会議には、京急の役員の皆さん何人か来られ

て、私どもと懇親を深める中で、今後のお手伝いをお願いしたいなということを話していきたいなと思っておりますし、今、知事は結構「ツタヤ」の社長さんなんかとも懇意にされておって、いろいろな意見交換もされておるようです。

「ツタヤ」っていうと皆さんこら辺のCD・レコードの貸し屋くらいしか知らないと思いますが、東京の二子玉川のツタヤだとか、それから馬事公苑のツタヤとか、あそこら辺行きますと、もう全然文化の最先端の塊のようなそういう展開をしております。

ですから、どういうのが一番いいのかっていうのは、いろいろな人の考え方はあるんですけども、このタイミングとして何としても、これはもう飯田市だけに任せておくんじやなくて、下伊那郡だけじゃなくて、県に乗り出してもらって、やはりリニア中央新幹線長野県駅ですから、もう県に遠慮しておらんようにどんどん出てきてほしいということを、私、今、公の場所で発言させていただいております。

そのような形で県も巻き込みながら、いろいろ角度からのこの地域の発展のためにリニア駅を生かすにはどうしたらいいかということをしっかり考えていくべきにはあるんじゃないかなということが、結構頭の中心にあるので、豊丘村だけの発展のことはちょっと今もちろん竜神大橋については、これはばっちりやっておりますが、こんなことで結構いろいろと動かさせていただいとるということを申させていただきまして、答えになったような、ならないような言葉ですが、本当にみんなで力を合わせて、豊丘村を元気にしていきたいなと思います。

以上です。

○議長（平澤恒雄）　酒井浩文議員。

○5番（酒井浩文）　伊那谷全体の発展はしいては県の発展、これはイコール豊丘村の発展というようなまとめでよいかなと思いますけども、村長なりの立場で多くのつながりを持って豊丘のためにPR活動していただいているということが非常によく分かりました。疲れているようすけども、体に無理をなさらずにぜひ引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

それでは最後の質問になりますけども、最近募集が始まりました長野朝日放送に「ふるさとCM大賞」という番組がありますけれども、いつもお正月にやっている番組です。予選があるわけなんですけども、初期の頃、始まったばかりの頃は、非常に豊丘村が賞をとって、長野朝日放送の中で、これ入賞しますと、賞のレベルによって回数が変わるというそういうメリットがあるわけなんですけども、非常に長野朝日放送を拝見しておりますと豊丘村が出たりとか、近隣の村が出たりとか、非常にPR効果は非常に高いも

のがあるわけなんですけども、残念なことに近年、豊丘村があまり登場しておりません。これは皆さん御承知のとおりなんですけども。

メリットとしましては、先ほど申し上げましたけれども、入賞しますと1年間を通じてコマーシャルが回数たくさん、少なくということができるわけなんですけども、これを制作するにあたって村民の愛郷心も生まれますし、地域の活性化とかPRにも非常に大きな効果があるんじゃないかなというふうに私は考えております。

初期の頃、私も参加というか出演させていただいたこともありますし、近年、割と喬木村であるとか天龍村、あの辺りが非常にドラマチックないい映像を撮って、PR効果、非常に高くなっているかと思うんですけども、ぜひ、今回募集は始まりましたけども、おそらくあのライフビジョンを見ただけでは、きっとなんだかよく分からぬという方が結構いらっしゃるかと思います。豊丘村がもし誰か募集する場合、あるいは行政が主導でやっていただけてもいいかなと思うんですけども、ぜひ応募していただきたいと思うんですが、その辺りのことについて、総務課長よりお伺いしたいと思います。

○議長（平澤恒雄） 福澤総務課長。

○総務課長（福澤信広） それではお答え致します。

県内の市町村が、30秒の手作りCMを制作してふるさと自慢をアピールする長野朝日放送の「ふるさとCM大賞NAGANO」という名称のようですが、これについて以前はCMの制作に総務課の広報係が携わっていた時期もありました。平成26年度からですが、毎年応募することが広報係の職員のみでは限界が来たという判断があったようで、小中学校や公民館の各種登録団体等へ企画・撮影・編集までの自主制作をお願いする形に変更したようあります。そんなこともあって、近年は応募に至るまでの対応は見られない状況となっております。

確認しましたところ、平成28年度、そこまで遡りますが、平成28年度に当時の地域おこし協力隊員と中学校3学年の観光グループが制作した2つの作品を応募したのが豊丘村の最後の応募となっているようございます。

先ほど酒井議員からもありましたが、入賞できるようなCM作品の制作っていうのはなかなか簡単なことではありません。でも、郷土愛の醸成、村の活性化とPRのためにチャレンジしてみる価値は大きいにあるのかなと認識しております。

近年の状況を見ますと、住民の皆様の主導での自主制作頼みでは、今後も応募作品の制作に至りそうもありません。広報係については、同軸ケーブルの設備から新しいシステムへの移行に合わせて職員数も減員となっております。自主放送番組の制作等で手い

っぱいの状況にありますけども、CMの制作については業務目標の一つとしてできれば対応させたいと考えております。

それでも酒井議員から通告がありましたので、広報係と少し話をしたのですが、係としてはまずは住民の皆様にもぜひ制作していただきたいという思いがあるようあります。

長野朝日放送のほうから今年度の応募要項が5月23日に役場のほうに届きましたので、ちょうど酒井議員からの通告もありましたので、その話の中で防災行政アプリのほうで周知も1回行ったという状況であります。

流れとして、作品の応募がもしあれば、広報係が窓口となって長野朝日放送のほうへ提出してまいりますけれども、CM制作上の御相談等、住民の皆様あるようでしたら、広報係の職員が対応しますし、状況に応じて制作のお手伝いも係がさせていただくような調整も考えております。

なかなか、先ほどの御発言のように、住民の皆様に制作をというのも大変で動きが見られないようであれば、ちょうど今年が村制施行70周年の節目の年でもありますので、係に頑張らせたいと思っております。

酒井議員はじめ、議員の皆様からも企画の御提案、ぜひいただければ係のほうでも前向きに取り組めるかと思います。御協力いただければありがたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

以上です。

○議長（平澤恒雄）　酒井浩文議員。

○5番（酒井浩文）　前向きな御答弁をいただきました。

本当に村制70周年、この後、堀本さんの方からも質問があるかと思いますけれども、ぜひできれば、そういう切れ目といいますか、そういうタイミングでぜひ応募をしていただいてと思います。

ちょっと私の思いとしては、企画は住民の方、制作はやはり広報係。やはり最近このCM大賞、私好きでよく見てるんですけども、映像のクオリティっていうのはやっぱりなかなか普通のホームビデオでは出せないところがありますので、ぜひそういったところで広報係、あるいは行政の皆さんの協力をいただきながら、企画通りよく四コマ漫画みたいに書くのがあるんですけども、そういうのはぜひできれば中学生であるとか、高校生であるとか、若い人たち、ストーリーなんかもそういうところでなんかこうやってみたいという人がいれば、そういう人たちで集まってそういう楽しい番組ができた

ら、先ほども申し上げましたけども、やはり村民の愛郷心であるとか関心、こういったものも非常に高まるんじゃないかなと思っております。しいては入賞してコマーシャルが流れ、地域の活性化につながればとてもいいかなというふうに考えておりますので、ぜひ今年は応募しましょう。

それでは、私の一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（平澤恒雄） 以上で、5番、酒井浩文議員の質問を終結致します。

ここで休憩とします。

再開は14時50分とし、暫時休憩と致します。

休 憩 午後 2時34分

再 開 午後 2時50分

○議長（平澤恒雄） 時間となりました。休憩を閉じ、引き続き一般質問を続けることと致します。

◇ 壬生眞由美 ◇

○議長（平澤恒雄） 続いて、議席番号4番、壬生眞由美議員の「豊丘村の水を考えることについて」、「グリーンインフラについて」の発言を許可します。

なお、資料配付についても許可をしております。

4番、壬生眞由美議員。

○4番（壬生眞由美） 議席番号4番、壬生眞由美です。通告に従い質問します。

まず、豊丘村の水を考えることについて質問します。

JR東海より、ヒ素を含む要対策土3,000m³を本山発生土置き場に活用する説明会が実施されました。要対策土は、法令に基づき適切に処理されるべきものであり、活用するべきものではないはずです。

本山発生土置き場は、水源涵養保安林を解除したとはいえ、水源地に位置することに変わりはありません。山間地の湧水や地下水を引き込む水道水や簡易水道水への影響が心配されます。水道事業者としての村の見解をお聞きします。

まず、村内9カ所の水源は、天竜川から引き込む系統のほかは、山間地の湧水や地下水、表流水を引いているとお聞きしています。各系統の集水と配水方法の概略を伺います。

建設環境課長、お願ひします。

○議長（平澤恒雄） 唐澤建設環境課長。

○建設環境課長（唐澤 晃） それではお答えを致します。

現在、村内には9カ所の水道水源があります。内訳は、深井戸水源として村内下段の天竜川沿いの地下40mから60m程度から地下水を汲み上げている水源が7カ所あり、村の水道水の約96%を地下水に依存をしております。残りの水源は、長沢地区の河川から取水する表流水の水源が1カ所と堀越地区の湧水を取水する伏流水の水源が1カ所となります。

水道水の取水から各御家庭への配水につきましては、一番大きな系統である南部地区的南部第3水源系統を御説明致します。

本日配られた資料の配置図があります左側となりますが、その一番下の緑で囲ってあるところがその水系となります。

初めに、伴野工場団地内にある深井戸の水源で汲み上げられた原水を、伴野区民会館東の南部水源ポンプ場に送り、水道法の規定に基づき、塩素を加え滅菌を行った後、福島区の広域農道上の丸山配水池を経由して、標高の最も高い配水池である福島区の千駄木配水池までポンプにて送水を行います。

千駄木配水池からは、自然流下にて壬生沢配水池、福島配水池、さらに戸中集落を経由して御手形配水池まで送り、御手形配水池から再度ポンプにて佐原配水池へ送水を行います。それぞれの配水池から各御家庭へは、主に道路内に配管されている配水管を通じて配られております。

以上です。

○議長（平澤恒雄） 壬生眞由美議員。

○4番（壬生眞由美） 村内9カ所のうち7カ所の井戸で、40～60mの深井戸から96%の地下水を利用されているというお話を伺いました。

資料2の地下水の流れを御覧ください。150万年前にもたらされた火山泥流の堆積物であるミソベタ層、写真にありますように小園の牛草川・南沢でその露頭が見られます。そのミソベタ層が耐水層となり、上部伊那層と下部伊那層を流下する地下水が水道水として利用されているということです。

水道水を安全に供給するために、51項目の水質基準が水道法で定められています。

今回注目されているヒ素について、水質基準の考え方と村内の水源の測定値について伺います。

建設環境課長、お願ひします。

○議長（平澤恒雄） 唐澤建設環境課長。

○建設環境課長（唐澤 晃） それではお答えをさせていただきます。

水道法では、水道により供給される水道水が満たさなければならない水質上の要件を規定しており、その要件に係る具体的な事項につきましては、省令で定められております。これは、人の飲用に適する水を確保する観点から定められており、給水栓、すなわち蛇口となります。蛇口から出るときの水道水の基準を定めたものが水道水質基準の51項目になります。

深井戸等から汲み上げられた原水についても、毎年1回は必要な項目について定期的に検査することが定められているため、豊丘村においても全ての水源で必要項目の検査を行っております。ヒ素もこれに含まれるため、村内全9カ所の水源で年1回実施しております。

ヒ素を含む項目の測定値は、いずれも基準値以下であり、長年その数値につきましては安定している、そんな状況です。

以上です。

○議長（平澤恒雄） 壬生眞由美議員。

○4番（壬生眞由美） 国では、水道水に含まれるヒ素及びその化合物は0.01ppm以下でなければならないと定められています。これは水銀の0.0005、カドミウムの0.003に次いで厳しく、セレンや鉛、シアン化合物と同じ水準です。

村の水道水では、基準値以内で安定しているということですが、一部の水源では0.004ppm、基準値の40%という数値も記録されています。基準値以内であっても、その変異をこれからも注視する必要があります。

ヒ素の毒性についてですが、大量の無機ヒ素を一度に摂取すると急性ヒ素中毒でひどいときは死に至ります。微量の無機ヒ素を長期にわたって摂取し、慢性ヒ素中毒の場合は色素異常や角化症等の皮膚に特徴的な症状が現れるほか、呼吸器、消化器、泌尿器、循環器、神経等全身に非特異的な障害が現れるそうです。この非特異的というのは、典型的な症状ではないため、障害の原因を判断しづらいということです。

そして、長い潜伏期を経て、皮膚、肺、肝臓、泌尿器等が癌になり死亡する事例も諸外国では多くあります。厳しい環境基準にはこのような根拠があります。

ヒジキにも含まれているからとか、自然界に普通に存在して一定程度私たちは取り入れているものだからは個人レベルの問題であり、水道事業者としての責任は環境基準を遵守し、何よりも安全を優先していただきたいと思います。

地下水の成分の変動を追跡することは困難ですが、地震や土砂災害による地形の急激な変化がない限りは、地下水の汚染は、人間活動に起因するものです。昨年9月、岡山県吉備中央町の浄水場でPFA Sが検出された事件は、取水源のダム近くの資材置き場の使用済みの活性炭が汚染源でした。

地下水の流れる速さは、速くて一日20~100m程度、土壤や地質条件によっては、一日に1m未満の場合もあります。流れの遅い地下水へ汚濁物質が流出すると、その影響は数年、数十年かけて徐々に下流域に伝わる場合があり、豊丘村では、平成17年に硝酸性窒素の濃度が問題になり、環境省のモデル対策事業として硝酸性窒素対策検討調査が行われました。それによると、桑の栽培で窒素化学肥料を多用したことによるものと言われます。

添付資料2を御覧ください。豊丘村の農地の作付面積の経年変化で見るように、桑園の面積は減少しましたが、昭和20年代から桑園に施用された肥料の影響は30年以上経過して地下水に影響が現れ、施肥量の減少で状況は改善しつつありますが、現在も1ℓ当たり10mg基準値に対して6.8~7.4mgが検出される水源もあり、その影響は続いているです。

このように、一旦汚染された地下水を正常な状態に取り戻すまでに長い年月を要します。汚染されてから対策を行うのではなく、汚染の未然防止が一番大切です。ちなみに、硝酸性窒素の摂取は、特に幼児においてメトヘモグロビン結晶で窒息死を起こす危険性があります。

地下水の動きと影響、時期を考えても、又、ヒ素の毒性、慢性毒の恐ろしさを考えれば要対策土を水源地となる山間地に置くことは避けるべきです。30年後、50年後、今の子供たちが子育てをする頃、一人一人の村民の命に関わる問題として、水道事業者として村長はどのように判断されますか。

村長、お願いします。

○議長（平澤恒雄） 下平村長。

○村長（下平喜隆） お答えします。

先月の20日と21日に、リニア中央新幹線建設工事に関する要対策土を本山発生土置き場の盛土材料として使用する方針がJR東海から示されました。リニア対策委員会

と伴野区民会館で行われた住民説明会で、現時点の施工概要について、説明がされたところです。

自然由来の重金属であるヒ素の値が基準値を超える要対策土を山間地区に置くことは、できれば避けたいところですが、リニア中央新幹線開業に向け、対応を調整しなければならない重要な課題であります。今回のJR東海の計画は、様々な検討・調整がなされた結果、安全対策・措置を講じた上で、本山発生土置き場で使用する予定になったものと認識しておるところでございます。

壬生議員の御質問は、ヒ素が溶け出ることを前提にした御心配に基づくものかと思いますが、ヒ素が溶出しない処理を施し、なおかつ、遮水シートで覆って埋立て、要対策土周辺の地下水の水質基準も管理する等、でき得る限りの安全対策と措置が計画されていますので、地下水・水源地への影響は生じにくいものと認識をしておるところであります。

今回、JR東海から示された要対策土を使用する施工計画は、国の定める指針やマニュアルに基づき計画されたものです。この計画については、県の環境部や環境審議会でも審議がされますので、県関係機関の了承が得られれば、過度に心配する必要ないものと考えていますので、よろしくお願ひします。

○議長（平澤恒雄） 壬生眞由美議員。

○4番（壬生眞由美） ただいま、村長の回答では、県や国のマニュアルに準じて対策が施されるので、必要以上の心配は必要ないとそういうお答えでした。

しかし、不溶化試験の期間っていうのは一年ぐらいしかしてないわけで、いろいろやっていると言ってもこれで大丈夫だっていうことはないと思うんです。

ですから、リニアによる地域の振興は大事だっていうのは、再三いつも村長がおっしゃっていることでそれも理解できます。しかし、わざわざ危険なものを水源地に置くということは、長い目で将来を俯瞰して、多分大丈夫ではなく、リスクは排除し、駄目なものは駄目だと思います。

この決断が後世の村民の命に関わることであり、その決断の良し悪しを判断するのは今の私たちではなく、30年後、50年後に生きている人たちがどう思うかということだと思います。

そういうことで、リニアに期待を寄せるのとは別のこととして、将来の村民の安全と健康を第一義に、心配し過ぎるなっていうことではなく、大丈夫だろうではなく、駄目なものは駄目っていうことを毅然とノーをしていただきたいと思いますが、村長はいか

がでしょうか。

○議長（平澤恒雄） 下平村長。

○村長（下平喜隆） もしも最悪の事態で、そのヒ素が上回るようなことの水質検査というものが出てるということになれば、豊丘村はいわゆるダムによる取水に切り替えることもできると思います。

元々は、郷土沢ダムが予定されていたわけですけれども、それが前の前々前知事の中康夫によって止められたわけです。道までできていました。

そういう意味では、豊丘村とすれば、そちらのほうへ取水の水源を切り替えることも可能だろうなということは思っています。

○議長（平澤恒雄） 壬生眞由美議員。

○4番（壬生眞由美） もし、ヒ素が出た場合にどのようにすればいいかっていう、選択肢もあるというお答えでした。

そういう問題が出るのは多分10年、20年ではなく、先ほどの硝酸性窒素の問題もありますけど、30年、50年後の村民が考えなきやいけないことで、それに対する費用も又かかるということを前提に、今そういう判断をしていいのか、私はちょっと疑問に思います。

次の質問に移ります。

議会では、水道水の水質に関する御意見を複数いただいています。水は命の源です。「水循環に関する施策を総合的かつ一体的に推進し、もって健全な水循環を維持し、又は回復させ、経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上に寄与する」ことを目的とし、「水循環基本法」が2014年3月に衆参両院において全会一致で可決、成立し、7月1日に施行されました。

世界的に見て、水道の水が飲める国は12カ国だけです。

8月1日は水の日です。毎日使う水がどのように届けられているのか、村の水道について皆で学び、考える機会をぜひ開催していただきたいと思います。

村長の御意見を伺います。

○議長（平澤恒雄） 下平村長。

○村長（下平喜隆） お答えします。

村では、先日お配りした「広報とよおか」5月号にて、6月1日～7日の水道週間のPRに併せて、今年度実施する水道管更新工事についてお知らせをしています。

水道の重要性については、現在実施している水道施設更新事業の地元説明会等で説明

しており、身近な工事の関係者となることが理解を深める一番の近道となっていると考えております。

上下水道については、小学生の社会科の授業で主に4年生で取り上げられることから、学校からの要請により、上下水道係の職員が見学会・説明会等を実施しています。

又、8月1日の水の日のイベントでは、長野県や長野県水道事業企画局で行っている事業がありますので、通知等があった際には情報提供を行っていきたいと思います。

○議長（平澤恒雄） 壬生眞由美議員。

○4番（壬生眞由美） 小学4年生の社会科の授業で上下水道の施設見学、水道施設更新事業に伴う地元説明会等、村としては水道事業に関する理解を高めることを行っているというお話をでした。

一方、県や企業局で水の日に関してイベントを行うということですけど、水の日は健全な水環境の重要性について理解と関心を深める日です。水道の日と又別な視点があると思います。

議会にいただいた御意見では、蛇口周りやポットの底等に付着する白い固形物が気になる方が多いです。水質基準はクリアしても、いわゆる美味しいと感じる水の水準からするとミネラル分が多い村の地下水も水源によってかなり違います。

水質についての理解を深めるためには、水道施設にとどまらず、水源としての村の地下水の理解が欠かせません。例えば、地下水の水流に関与するミソベタ層の露頭や水源地を見学するツアー等はいかがでしょうか。

地下水を湛えてくれる山間地に身を置くことで、水の循環を体験的に学ぶことができるのでないでしょうか。さらに、そのような機会を検討していただきたいと思います。

村長、いかがでしょうか。

○議長（平澤恒雄） 下平村長。

○村長（下平喜隆） 上下水道につきましては、これからいわゆる運営につきましても、なかなかそれぞれ単体の町村できなくなっていくというようなこともあります。いろいろな角度から勉強することが大事だらうなと思います。

以上です。

○議長（平澤恒雄） 壬生眞由美議員。

○4番（壬生眞由美） 通告がない質問でしたので、答えていただきましてありがとうございます。

次に、グリーンインフラについて質問します。

水循環基本法の下、昨年8月に見直された基本計画の施策の3で貯留・涵養機能の維持及び向上における4つのポイントの中に、グリーンインフラとして多様な主体の参画の下、緑地等の保全や創出、民間施設や公共公益施設の緑化を推進があります。

南小で一番早く開花するバス停横の桜の花が村民に春の訪れを感じさせ、順次開花する様子が季節の進み具合の指標にもなっています。保育園では、園庭の高木は、夏の日差しを和らげてくれます。豊丘村のグリーンインフラとして、村内の公共施設の樹木の管理について伺います。

まず、教育委員会所管の施設、学校、児童クラブ、公民館、村民体育館、スポーツ館等の敷地内の樹木、主に高木の管理方法、年間スケジュール、経費について伺います。

教育委員会事務局長、お願いします。

○議長（平澤恒雄） 松村教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（松村良直） 教育委員会所管施設の主に高木の管理についてお答えをさせていただきたいと思います。

まずは、教育委員会事務局の入ります「ゆめあるて」、こちらは旧役場庁舎の前からの松が現在も敷地内にございます。この松の高木についての管理を事業者にお願いをしております。毎年、年度当初に剪定を実施していただいており、数万円の予算を計上しております。

続いて、村民体育館、村民グラウンド周辺の樹木については、事業者委託予定のものとして、支障木伐採の委託料として20万円ほどの予算を計上しています。これについては、風雨等で倒木等の事案が発生した場合等に対応するものでございます。

今年度は、このほかにグラウンド周辺の松の高木に倒木の恐れがあるものを何本か伐採する事業、テニスコート奥の駐車場からグラウンドへ上がる連絡道路の通路の枝の伐採等の通路整備の予算を40万円ほど計上しております。年度内に事業者委託の予定で、こちらの事業はあります。

村内に2ヵ所あるマレットゴルフ場の樹木管理については、不測の事態で倒木等が発生したときの対策費用を計上しているのみでございます。

村内3つの学校の樹木管理でございますが、南北小学校でそれぞれ15万円ほど、中学校で30万円の予算を計上させていただいております。各学校で、その年その時期に必要な箇所を学校の職員、用務員等と相談し、この予算内で選定等を造園事業者にお願いをしているところでございます。実施時期は春先2月・3月に行っております。

又、アメシロの消毒対応の予算を若干計上しております。これについては、必要が生

じたら行うもので、近年は、その必要がなく実施をしておりません。

植栽管理を含めまして、PTA作業の折に保護者の皆様にも御協力をいただいているところでございます。

その他の施設は、低い木の管理、草刈り等を予定しているのみで、一部委託がございますが、ほとんどが直営で実施というもので予算計上はございません。必要な都度、実施をしておるというものになります。

予算計上している施設は、継続的に毎年同額の予算を計上し、その範囲内での管理を事業者に委託しているという形で実施をしております。管理委託している施設、職員等が直接管理している施設ともに大きく剪定等の事業実施の必要が生じましたら、補正予算、又は当初予算でそういういた計画を実施していくという形で、今のところ運営をしておるということでございます。樹木の管理スケジュールですとか、管理の方法を計画的に決めて実施しているものというものは、今のところございません。

以上でございます。

○議長（平澤恒雄） 壬生眞由美議員。

○4番（壬生眞由美） 教育委員会所管の施設の樹木の管理について伺いました。

次に、健康福祉課所管の施設「はつらつ」、「憩の家」、勤労福祉センター等について伺います。

健康福祉課長、お願いします。

○議長（平澤恒雄） 松村健康福祉課長。

○健康福祉課長（松村幸紀） それではお答え致します。

まず「はつらつ」ですが、こちらにつきましては樹木等はございません。

次に、「憩の家」ですけれども、建物東側の庭にツツジ・桜ほかの樹木があり、1年に1回シルバー人材センターへ委託して剪定等を行っております。建物の西側駐車場横には桜・キンモクセイ・レッドロビン等があり、管理人による手入れやシルバー人材センターへの委託により管理を行っております。「憩の家」関係の委託料としては、10万5千円ほど予算に計上してございます。

最後に、勤労者福祉センターですが、こちらには、高木はございませんで、数本の庭木がありますが、適宜、管理人の方に手入れをお願いしている状況でございます。

以上です。

○議長（平澤恒雄） 壬生眞由美議員。

○4番（壬生眞由美） ただいま教育委員会所管及び健康福祉課所管の施設について伺いまし

た。

予算計上の中では、毎年経験的な中で必要なものを委託するなり、あと自分でやっているとか、そういう回答でした。

ある程度必要なことは、通常のもののほかに、あと風で倒木とかに関しては補正予算なり、別途計上、その年に対して特別計上というような形で対応されているということを伺いました。

次に、公園については、遊具や駐車場等、新設や改修に関する建設費用は村の予算に組み込まれていますが、植栽管理の実情と樹木の成長に伴い必要な管理を実施するための費用について伺います。

建設環境課長、お願いします。

○議長（平澤恒雄） 唐澤建設環境課長。

○建設環境課長（唐澤 晃） それでは、お答えをさせていただきます。

村内にある10カ所の公園の管理につきましては、各区に公園管理運営費交付金をお支払いし、公園の維持管理を行っていただいております。公園によって維持管理の内容は異なりますが、主にトイレの管理や芝刈り、垣根の剪定、落ち葉の片付け等の管理をお願いしております。

御質問の公園内にある樹木の樹高の高い木の管理につきましては、枝払い等が主となるますが、区の役員の皆さんに実施していただくというケースもありますが、区の役員の皆さんでは対応できない作業につきましては、個別に区の皆さんと相談し、飯伊森林組合等、業者に委託し対応をしております。

この費用につきましても、予算を確保する中で村がお支払いをしております。

以上です。

○議長（平澤恒雄） 壬生眞由美議員。

○4番（壬生眞由美） 公園については、区のほうで公園管理運営費の中で通常の管理をするほかは、個別に必要なときに業者委託をする。それについては、村のほうから出ているというお話をでした。

樹木は植え込み、活着した時点が成長のスタートで、各樹木の特性を引き出す適切な剪定・管理・手当により健全に成長すれば、様々な機能を私たちに提供してくれます。桜の苗木を植えた人は、いつか満開の桜の下でお花見ができるといいと思うことでしょう。それが実現するまでには、時間と適切な管理が必要です。

公園建設費の中で植栽工事の占める割合は小さいですが、その後、適切な管理を行う

ことは初期投資をいかに効果的なものとするために必要です。適切な管理は、修景施設としての樹木の資産価値を上げるための投資とも言えます。

飯田駅前広場のケヤキが大木となり、その樹冠のボリュームは、遠方から見ても何と驚きを感じるほどです。その驚きは人それぞれです。瑞々しさと冷涼な木陰を想起する人、落葉の管理が大変だらうと溜息をつく人。

役場庁舎西側の竜東一環道路沿いの街路樹は3本伐採されました。落葉の害を軽減するためとお聞きしました。収穫の秋、年末に向け慌ただしく朝晩冷え込む時期に、よその樹木の落葉の収集、処分の手間は大変な労力です。その長年の苦労のおかげで、春にはソメイヨシノに先立ち枝先に咲く赤い小さな花、夏の緑園、秋の紅葉、これは岐阜から中京地区の湿地に自生する固有種であるカエデの仲間のハナノキです。これを私たちに享受させていただきました。

緑はあるといいけれど、自分の家の前は止めてほしい。役所の公園緑地化への苦情のほとんどがこの類であり、昔も今も変わりはありません。行政はどうに対応すればよいでしょうか。役場庁舎の樹木管理について、今までの経緯と基本的な考え方を伺います。

総務課長、お願いします。

○議長（平澤恒雄） 福澤総務課長。

○総務課長（福澤信広） それではお答え致します。

役場の庁舎が平成10年に現在の位置に移転してから今年27年目となりました。移転当初に敷地内へ植栽した樹木についても年月がたつにつれて成長してまいりますので、樹木の管理は主にシルバー人材センターに委託して行ってまいりました。

現在においても、シルバー人材センターに管理をお願いしておるところですが、ある程度の樹木の管理をお願いできる人材の確保が難しい状況にあります。又、現在、管理をお願いしているシルバー人材の方も御高齢となりましたので、現状の樹木の維持管理に苦慮している状況にもあるところでございます。

現在の樹木をできるだけ残して管理していくことは理想かと思いますが、造園事業者に委託してまでの管理は現時点で考えておりません。状況に応じて管理に支障のある樹木は伐採を検討する可能性もございます。

御発言いただきましたとおり、今回、一貫道路沿いの街路樹を3本伐採しましたけども、シルバー人材の作業負担の軽減と役場周辺の店舗施設への落ち葉の害の低減、又、伐採した3本につきましては、上の部分が枯れ始めている状況も確認されましたので、

伐採したところであります。

現状におけるシルバー人材センターへ委託しての管理のみでは、限界や不十分な点も多々あるものと認識してはおります。庁舎敷地内の樹木の維持・管理の在り方について、議会からも御提言があればいただきたいと存じます。よりよい方向を調整・検討させていただきますので、よろしくお願ひ致します。

○議長（平澤恒雄） 壬生眞由美議員。

○4番（壬生眞由美） シルバー人材センターへ委託しているが、人材確保が難しい、高齢なので。しかし、造園事業者に委託する管理は考えていない。そこがちょっと理解不能なんですが、だから切ってしまえばいいっていうのはどうなんでしょう。

「落葉樹の掃除が大変だから、虫がつくから、小さく切り縮めてしまえ」と、「根元から切ってしまえ」と、街路樹についてそういうことをよく言われますが、「上のほうが枯れた」と言いますけど、それは根が弱っていることで、そういうことをどうしてかっていう視点では管理しない。単に切ればいいというようなことで管理してきたことの結末かなというふうに、私は今の話を聞いて思いました。

街路樹の役割について考えたいと思います。

豊丘型地域スポーツクラブの里山歩きに以前参加しました。村外、飯田市からの参加者が多かったです。マイクロバスで間沢川への往復の道は県道を通りました。春の穏やかな日和、県道沿いの宅地からこぼれるように咲き乱れる花々や新緑に参加者が「豊丘村は、沿道の木々が美しく素晴らしいですね」と話されていました。

個人宅の庭に彩りや潤いとして植えられた木々で、沿道は四季を感じられる景観になっています。又、街路樹や公園花木には、景観としての価値のほかに、木陰による暑さ対策の効果もあります。

千葉大学名誉教授の藤井英二郎先生によると、樹冠被覆率を30%まで増やせば、暑さに起因死者数を40%減らせるといいます。樹冠被覆率とは、一定の土地面積に占める樹冠で覆われた面積率、木陰の率です。

飯田市の街路樹「熊野殿岡線のカツラ」で2021年の8月7日午後2時半に計測した温度では、当時の南信州新聞に掲載されていますが、木陰と太陽が当たっているアスファルトの温度差は17度～21度の差がありました。カツラの木陰にあるアスファルトは37.6～38°C、直射日光の当たるアスファルトでは54.8～59.5°C。ちなみに建物の日陰になっているアスファルトは、39.6～43°Cという樹木医の報告がありました。

最近では、樹木の存在価値を生態系サービスとして評価し、定量化することで貨幣価

値として認識する動きが、アメリカをはじめ諸外国の都市部で進められています。

添付資料の3の右側を御覧ください。

先ほどのカツラの並木について、樹冠被覆率は8,343m²で1本当たり105m²の木陰を提供することになります。又、再調達価格3,940万円は、植栽当時の17.6倍、つまり適切な管理により並木の生態系サービスの評価価値が17.6倍になったことを示しています。

豊丘村では、公共施設等総合管理計画が策定されていますが、街路樹や敷地内緑地の管理については触れられていません。環境基本計画では、里山風景の保全について触れられていますが、村の施設や店舗、事業所、住宅が集中する地区の景観や環境に関しては言及していません。

これからリニアに向けて企業を呼び込んで、より活性化していくこうとしている下段の地区的環境についてももっと考えるべきかと思います。住宅や事業所と水田が混在する豊丘村の下段の地域において、公共の緑、グリーンインフラの創出は、落葉の問題をはじめ、地域社会と街路樹管理者の連携が重要です。庭木の手入れから公共財としての緑化樹の育成へ、気候変動の著しい昨今では、樹木の生態系サービスを最大化するため、各地で街路樹の適正な管理指針と運営方法を検討し、まとめられ、実施され、実践されています。これは役場等で担当が変わるたびに管理ができない、そういうことがないように、しっかりと一つの資産の管理指針として基本的なことをまとめるということがいかに大切なことを言っています。

公共施設整備基金8億7,000万円、ふるさと納税寄附金基金4億円等を活用し、村の中心地区のグリーンインフラを整備し、守っていくための住民会議や仕組み、条例制定を目標に、豊丘村村民憲章の第1「緑と清流をこよなく愛する村に」の実現に、施策を磨いてほしいと考えます。村長の御意見を伺います。

○議長（平澤恒雄） 下平村長。

○村長（下平喜隆） お答えします。

ほとんど同感でございます。やっぱり大事で、御存じのとおり、今度、佐々見平のあれもちょっと荒れてきちゃったっていうことで、400万近くかけてなんとか残そうという形で動いています。

なかなかこの田舎なもんですから、放っておいても周りに緑がいっぱいあるもので、どうしてもいわゆる街路樹だとか、そういうものについては、割と鈍感なところがあるわけなんですけれども、先ほどここに出ています、飯田市の殿岡のあそこなんかもう本

本当に素晴らしいです。甲州街道なんか走ってみても、あれだけの街路樹を見て本当にすごいなと思います。ああいうものはちゃんとあるっていうことが、生活の豊かさを非常に感じるものだと思っています。

ですから、実は道の駅につきましても、今回そういうわけでつなげるやつ、あれをつけるんですけども、やはりシンボルの大きなちゃんとした木っていうのは欲しいよねっていうことを今、結構話し合ったりもしています。

ですから、そういうような流れの中では、今、壬生議員の提案されたいわゆるグリーンインフラというものについて、もう少しこんな田舎なので、周りにあるし、竹林をなんとかやっつけようなんていって、それでもきれいにはなるんですけども、それとは又違う切り口の、いわゆる生活をともにある道路や公共施設のグリーンインフラっていうものについて、ちょっと今まで軽く考えすぎていたのかなっていう気持ちは非常にします。

それなりの費用もかかるかもしれませんけれども、きちっとしたものは、それなりに守り育てていくことが大事だろうなということ思っておりますので、又いろいろいいアイデアがあったら提案していただきたいと思います。

以上です。

○議長（平澤恒雄） 壬生眞由美議員。

○4番（壬生眞由美） 村長からちょっと前向きなお答えをいただきました。

先ほどの酒井議員の答弁の中で、「環境と文化にこだわっている下伊那」っていう言葉がありましたけど、確か長野県の八十二財団で「環境と文化」っていう冊子をずっと出していたと思います。

基本、私は都会で生まれ育ったもので、やっぱり街路樹っていうのは立派であってほしいっていうのが根っからあった中で、今は中段の山の中で暮らしていますけど、もう見た目は周辺が全部緑に覆われていて、やっぱりそうなるとそういうものに鈍感になるっていうのも分かります。でも、今、豊丘の下段っていうのは、どちらかというと市街化、田んぼも残っていますけど、市街化されています。

役場の街路樹のところは、駐車場は夏には田村の納涼祭を行って、やっぱり日陰が貴重なところであったと思います。

それで私はハナノキを植えた設計に関わって、ハナノキを選定したのは、やはり東京にはない、ここの地域にある樹木なんです。そのシンボルの木だからあれを選んだわけで、うちにもハナノキの実生から育った木が大きくなって、毎年花を咲かせていますけ

ど、自然樹形にするととても美しい木で、新虹川橋の脇にも2本、畑の中に植えているお宅があります。

なので、そういう木のよさをちゃんと認識しながら、それべしの剪定を、お金がかかるかもしれないんですけども、このカツラの並木ではないんですけども、長年こうやって管理してくれれば、その資産価値として17.6倍にまで、お金で言うとですけど、それ以上にこの緑の潤いのある並木っていうのは、私はたまに通るんですけど、「いや、すごいな」っていうふうに思います。

これに対照的に高羽町にもカツラは植わっているんですけど、惨憺たる管理で、もうこんなに同じ植物なのにこんなに違うのかというような景観があります。

やはり技術的なこともありますけれども、造園業者も技術者なので、それなりに育成することもひっくるめて、そういうものに対して正当な支払いと、支払いというよりも技術を見込んでしっかりとやってもらうということは大切ですし、それをやはり理解して、又落葉に対する負担に関するても、飯田市のイチョウ並木では、沿道にごみ袋を配っています。ごみ袋でそれで市のほうで回収すると、そういうこともやっています。

いろんな自治体の取組によって、一部の人に負担がいくかもしれないけれども、それはみんなで守っていくっていう、そういうコンセンサスを醸成していくことが、豊丘村のよさをもっと引き出していくのではないかと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（平澤恒雄） 以上で4番、壬生眞由美議員の質問を終結致します。

◇ 堀 本 丈 文 ◇

○議長（平澤恒雄） 続いて、議席番号1番、堀本丈文議員の「竜神大橋完成後の対応について」、「70周年事業への追加について」の発言を許可致します。

1番、堀本丈文議員。

○1番（堀本丈文） 議席番号1番、堀本丈文。

通告書に従い一般質問を行います。

本日は、竜神大橋完成後の対応についてと村政70周年記念事業への追加についての質問を行います。

まず質問をする前に、通告書の訂正をお願い致します。裏面になります。最後2番目の質問のところなんですが、「中学校」と入っておりますが、「南北小学校」と訂正をお願いしたいと思います。

それでは、質問を開始させていただきます。

新しくものができると、いろいろなことの流れが変わり、その地域の環境が一変することはよくあることでございます。当然この地域では、村長が前々から言っていますとおり、リニア中央新幹線の開通が最も大きな事件ということになりますが、その前に豊丘村では、長年の希望でありました万年橋架け替えに伴う竜神大橋の完成が目前となりました。橋梁の工事は順調に進んでおり、現在、橋脚に桁が乗り、絵だけで見ていた竜神大橋の全貌が現れ、又、豊丘村、高森町の両岸の取付道路の工事も順調に進んでおり、いよいよ完成間近という感じが伝わってきています。私のところにもこの全貌が見えたことにより、もう完成したと勘違いをして、「橋はいつ渡れるのか」というように問われることが多くなってきました。そこで、今、村が考えている竜神大橋がらみの計画についてお聞き致します。

工事の完成は令和8年度末という予定でよろしいでしょうか。

建設環境課長にお聞きします。お願いします。

○議長（平澤恒雄） 唐澤建設環境課長。

○建設環境課長（唐澤 晃） それではお答えを致します。

竜神大橋と竜神大橋に関する取付道路の工事の推進につきましては、毎年10月に行っている「竜神大橋建設期成同盟会総会」と、毎年6月に行っている「長野県建設部長への提言活動」において、繰り返し早期完成に向け要望をしております。

今年度の建設部長への提言活動は、再来週の6月19日に行います。

事業主体の長野県からは、堀本議員がおっしゃるとおり、「令和8年度末・令和9年3月には完成させる」との回答を得ております。

以上です。

○議長（平澤恒雄） 堀本丈文議員。

○1番（堀本丈文） 分かりました。

その予定を踏まえた上でお聞き致します。

次の質問です。通常、新しい橋ができると、竣工イベントが行われると思います。この竜神大橋においても、渡初め等イベントの開催計画はございますか。

高森町との調整で、例えば、親子3代による渡初めをするということになれば、ちょっと考えてみようかなという親子もいるかもしれませんし、噂では獅子舞で獅子を渡らせたいというような噂も流れてきてまいります。そのことを聞く中で、現在の段階での計画をお聞きしたいと思います。

建設環境課長、お願ひ致します。

○議長（平澤恒雄） 唐澤建設環境課長。

○建設環境課長（唐澤 晃） それではお答えをさせていただきます。

平成8年度に完成した明神橋において、渡初めを盛大に行つた経過がございます。竜神大橋におきましても、事業主体の長野県、竜神大橋建設期成同盟会を構成する高森町、喬木村と相談する中、渡初めにつきまして、これから協議のほうを進めていきたいというふうに考えております。

具体的な内容等につきましては、まだ今のところ何もない状況ですが、渡初めの内容につきましては、今後協議を進めていくということでよろしくお願ひします。

○議長（平澤恒雄） 堀本文文議員。

○1番（堀本文文） はい、分かりました。

国の予算の関係もございますが、県のほうもそのような計画でいるということで、2年後とはいえ、準備については早い対応をお願いしたいと思います。

又、周知についても、できるだけ早く周知していただければ、住民の皆様それぞれ考えていてくれるんじゃないかなと思います。

地域の発展するために希望した橋でございます。願いを叶えるためにも、盛大な竣工イベントの開催を望みますので、よろしくお願ひ致します。

続いて、次は、完成後についての対応をお聞き致します。

交通対策の関係面からですが、今まで豊丘村の最寄り駅は明神橋から市田駅という流れ、万年橋から山吹駅という流れでしたが、今回、竜神大橋が完成しますと、目前に下平駅がございます。又、大型商店施設への利用も容易になり、松川インターチェンジへのルートもスムーズになると思います。

そこで、村にお聞き致します。

竜神大橋完成後、村営バスの運行について、ルート変更ないし路線の増設等検討する予定があるかどうか、総務課長お願い致します。

○議長（平澤恒雄） 福澤総務課長。

○総務課長（福澤信広） それでお答え致します。

現時点において、竜神大橋を渡って高森町への運行の検討予定はないところですが、住民の皆様の利便性を向上させるためにも、検討の必要性は感じているところでございます。

ちょっと状況にもよりますが、増便はちょっと台数の関係もあって厳しいと思います。

又、朝の運行便については、竜神大橋を通過して高森町を経由するルートを調整しますと、高校通学等のための電車の時間の都合もあって、朝の運行のスタート時間を早めなければならなくなりそうな気がします。その関係で、利用される皆様に少なからず負担が生じる部分があります。

朝の運行については、厳しそうな気がしますけども、昼間の運航便については、堀越線を迂回させる等の対応が可能となるかもしれません。

いずれにしましても、住民の皆様のニーズを把握しつつ、時期を見て状況に応じた運行ルートを地域公共交通会議等で検討してみたいと考えておりますので、よろしくお願ひ致します。

○議長（平澤恒雄） 堀本文文議員。

○1番（堀本文文） 村の方針は理解致しました。

次に、先ほど総務課長から高校生のことのお言葉もあったんですが、高校生や又通学だけでなく通勤に電車を利用する方々についてもちょっとお聞きしたいと思います。

その人たちが今現在利用している市田駅から、もしかして下平駅を使うようになった場合に対してお聞きしたいと思います。

竜神大橋が完成した際には、先の大型資材店舗の裏に先ほど申し上げたとおり、下平駅があります。正面に駅が見えるという方々が、自転車等で利用を考える方も多いのではないかと思います。又、送り迎えをする際にも、市田駅より下平駅のほうが近いのかななどって送り迎えするようなケースも増えるのではないかと個人的には考えております。

今でも高森町の高校生ですが、下平駅を多数利用をしている方々を見させていただいている。下平駅は、下市田の駅と同じように単線の駅であります。片側にだけホームがありまして、現場のほうは西側にホームがあって、その下にそんなに大きくありませんが、小さい駐輪場があって対応しているような感じなものでした。

しかし、車で送迎する場合について、大型な資材店舗の横までは広い道があるんですが、その裏を通って下平駅に上がっていく道、又、踏切を渡って、その裏の集落のほうに行く道については細い道等がありますので、市田駅のような駅前の送迎の渋滞の発生ということは多分ないかと思いますが、そのような希望者が増える中で、住民の方々より駐輪場の拡張や街路灯の整備等の希望が出てきた場合には、高森町と調整をし、検討していただけるというようなお考えも持っていらっしゃるかどうか、総務課長にお聞きしたいと思います。

○議長（平澤恒雄） 福澤総務課長。

○総務課長（福澤信広） お答え致します。

下平駅、状況はもう堀本議員から発言いただいたとおりであります。駐輪場、数台は置けるものもありますけども、手狭になるかもしれません。

やはり高校生、電車通学する場合は、保護者が大体車で送り迎えしておるのが多いケースかと思いますので、車の駐車スペースや回転場が必要になるかもしれません。街路灯も要望が出てくるかもしれません。

当然、高森町と相談させていただいて、必要な対応は調整するという方針は持っておりますので、よろしくお願ひ致します。

○議長（平澤恒雄） 堀本丈文議員。

○1番（堀本丈文） はい、ありがとうございました。

多分送り迎えが発生する場合については、多分迎えの場合は、大型商業店舗がございますので、そこの辺りで待ち合わせをして、朝の対応だけになるのではないかなど予想されますが、住民の希望があった場合には、それにあわせた対応をぜひともよろしくお願ひ致します。

次に、今度は高齢者への福祉タクシーについても同様にお聞きしたいと思います。

免許を返上した方がだんだん増えています。これは行動範囲が小さくなつたわけではなく、テレビの事故を見て心配して、本人又は家族がそろそろ運転しないほうがいいかなと考えて返上した方も多いかと思います。実際、私の義理の母も、そのような形で免許を返上しております。

その方々のためにも、新しい竜神大橋完成後、活動の範囲の拡大を検討していただけますでしょうか。

当然、現在でも大型商業施設への移動については、現在の福祉タクシーの範囲に含まれていると思いますが、それに加えて下平駅、そして松川インターチェンジ辺りまで送迎、送り迎えができるというような利用も可能ではないかと思いますが、今後開通後、福祉タクシーの使用範囲についても御検討いただけるのか、健康福祉課長に今のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（平澤恒雄） 松村健康福祉課長。

○健康福祉課長（松村幸紀） それではお答えさせていただきます。

まず、下平駅につきましては、特に河野地域の皆様の利用が見込まれるかと思いますので、その利用の状況ですとか御要望の状況等も勘案する中で、特定施設としての追加の検討をする必要があるのかなというふうに考えるところでございます。

それから大型商業施設ですけれども、こちらにつきましては、現状では特定施設の指定については、医療機関等、高森の高速バス停以外で特定施設というふうに指定しているものはございませんで、商業系での指定となりますと、今後、慎重に検討させていただくようなことになるかなと思います。

又、今の御質問の中で「松川インター」というお話もございました。現在、高森の高速バス停が指定になっておりますので、ただ松川インターになりますと、ちょっと今一番北の端で特定施設で指定しているところも下伊那赤十字病院が一番北の端になるわけですけれども、そこからまださらに距離もあつたりしますので、今後の御要望の状況によっては松川インターチェンジの高速バス停、そういうしたものについては検討の対象になるかとは思います。

以上でございます。

○議長（平澤恒雄） 堀本丈文議員。

○1番（堀本丈文） ありがとうございました。それぞれこうなつたらこうなるんじやないかというような全くデータのない中で、各課長にその想定について答えていただきまして、ありがとうございました。

今後につきましても、完成した後のデータを取るのではなくて、完成間近に希望者、利用者等、住民の意見を聞きながら、見込んだ計画な対応をぜひとも早め早めの対応を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願ひ致します。

続いて、今度は竜東一環道路と竜神大橋からの交差点部についてお聞き致します。

当然、現状は、交差点の部分は、信号機の設置が予定されているかと思いますが、全国的にもこの地域、特に飯田市が主体となっていることですが、自然災害に強い施設としてラウンドアバウトを多く設置しています。

豊丘の関係で見てみると、明神橋先の高森側にラウンドアバウトが設置されており、利用は村民でも慣れた状況になっていると思います。

そこで村長にお聞きしたいと思いますが、一環道路と竜神大橋からの取付道路の交通量はかなりなものと予想されますので、実際に実現は大変かもしれません、この部分をラウンドアバウトの設置について検討なされたのか。又、県に要望をされていくような意思はあるのか。現状のお考えをお聞きしたいと思います。

村長、よろしくお願ひ致します。

○議長（平澤恒雄） 下平村長。

○村長（下平喜隆） お答えします。

当初は特別何というラウンドアバウトのアイデアはなかったんですけども、明神橋の向こう側に変則五十字路のところにできたラウンドアバウトが非常に機能していると思います。おかげさまで一旦停止で捕まる人もいなくなりました。事故もその前はいくつかはあったみたいでけれども、ほとんどないということで。

実は県のほうにちょっと確認をしたんですね。「竜神大橋の豊丘に入ったところもあるそこはラウンドアバウトにできんかな」ということをちょっとだけ聞いてみました。そうすると用地交渉とか、これからさらにスタートから始めなくてはいけないということで、「ちょっともしそれをやることになると何年か遅れますよ」という話をいたしました。

ですから、今のところとすれば、まずは信号で、ちょっと信号なんかもちょっと今いろいろ、これからやっていくんですけども、まずは信号で開けておきまして、将来的にはラウンドアバウトになるようでしたらしていくのもいいことかななんて思ってますし、「もしかしたら」あそこに日本一を径の大きいラウンドアバウト造ったら、それだけでも評判になって人が来るようになるかもしだれんぞな」ってことも言われる方もいらっしゃるので、今後の課題として考えているということあります。

以上です。

○議長（平澤恒雄） 堀本丈文議員。

○1番（堀本丈文） 村長のお考えは分かりました。

私もできれば名物になるようなものがあれば、災害に強い、停電しても渋滞がないということについては非常に魅力あることかなと思います。ただ、それによって開通が遅くなるとなってくると、それはデメリットでもありますので、そのところは村長にお任せ致しますので、よろしくお願ひ致します。

それでは、次の質問に移らさせていただきます。

竜神大橋が完成し開通されれば、飯田方面からではなく完成した宮ヶ瀬橋からによる松川方面からの車両の利用も多くなると思います。実際、現在もかなり多くなっておりまして、万年橋から上に上がってきて、旧毛涯商店のあった場所の一旦停止をして、昔は絶対に滝川地区の方面から車なんてほとんど来ることがなかつたんですが、今はいつ来るか分かりませんので、ちゃんと一旦停止はするんですが、しっかり見て一旦停止をしてすぐ出てしまうと危ないような状態で、結構伊那生田飯田線の松川からの車の量がかなり増えているのを実感しています。これは又、竜神大橋が開通したとなってくると、その流れも大きく変わってくるのではないかと思います。

先ほど申し上げたとおり、中央道への連絡を含み、153号線のバイパスとして機能が見込まれるのではないかと思います。こちらが豊丘村が見込んでいたとおり、この地域の流通の拠点になり得ると考えております。

補正でたまたま昨年の法人税が、誘致しました優良企業により税収が倍増し、予算が補正されたことがございました。大変喜ばしいことでございます。今後も優良企業が誘致されれば、昨年が特別なことではなく、通常のこととなり得ることも全然不思議ではないと考えております。そのためにも、完成した竜神大橋の取付道路沿線について、必要な農地部分はしっかりと確保しつつ、一定条件の地域については農振を除外し、優良企業等を誘致するような方針並びに計画等を検討することは考えませんか。その件について、村の現在での意向をお聞きしたいと思います。

産業振興課長、お願い致します。

○議長（平澤恒雄） 岡田産業振興課長。

○産業振興課長（岡田 敬） よろしくお願いします。

令和6年12月に策定されました「国土利用計画 豊丘村計画」の基本理念に立って、そこに定められた利用区分（ゾーニング）を基にバランスのとれた秩序ある土地利用を総合的かつ計画的に推進することが肝要であると認識しております。

そのため、議員さんのおっしゃる河野新田地域だと思いますが、を含め全域において、国土利用契約に定められた利用区分に沿って、適正な土地利用契約の誘導を図ってまいりたいと考えております。そのため、特段の計画がない段階から先んじて農業振興地域を除外するような方針計画等については現在考えておりませんので、よろしくお願い致します。

○議長（平澤恒雄） 堀本丈文議員。

○1番（堀本丈文） 村の計画の方向性は分かりました。

以前にも土地利用計画について、村長に質問した際にについて、「状況に応じてその事例が発生した段階において、状況を考えて判断していく」というお答えを聞いておりますので、そこから変わってないかということも確認したところでございます。

ほかの町村で言いますと、町村名は言いませんが、開通した道路の沿線は除外していくという方針を立てた町村もございますので、こういった段階で道ができたとすれば、そういった判断も一つの考え方だと思いますので、一つのそういったところもありますよということで、ちょっと心に留めておいていただきたいと思います。又、橋を契機にこの地域の発展を望むところでございます。

続いて、次はイベントについてお聞きしたいと思います。

以前に数回開催致しました天竜川でのイベントの再開でございます。

悲しい事故が発生し中止となりましたが、今回、竜神大橋の完成と万年橋の撤去に際し、水害防止と地域の安全祈願、さらには地域の発展を望む安全面に配慮した筏下り大会の再開を検討してはどうでしょうか。出発は万年橋の上、撤去される万年橋の下を通り、新設された竜神大橋の下をくぐって明神橋の手前、もしくは明神橋を過ぎた後を終点とするような計画はいかがかなと思います。

当時、参加した私からすると、川から見る自分たちの住んでいる街並みと、又、山の景色は全然違ったものでありまして、非常に雄大な気持ちとその川に流されるというのをおっかない気持ちもあるんですが、非常に何か全然違った開放感がございましたので、そういったのも安全に配慮した上で、筏の点検を十分にチェックした上で、規定にクリアしたものだけ流すというような、強い安全対策の上で再開したらどうかなど。当時、大騒ぎなイベントで非常に夏のこれは豊丘のイベントになるなど大騒ぎして飲んだことを覚えております。村長も、参加したチームでしっかり大騒ぎしたのではないかなと思っております。

そこで関係部署、所管事務所での協議というのは大変なこともあるかと思いますが、夏のイベントとして観光面からも検討をしてよい時期に来ているのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

総務課長、現在での村のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（平澤恒雄） 福澤総務課長。

○総務課長（福澤信広） お答え致します。

竜神大橋の開通に合わせての筏下り大会の復活について、御提案をいただきました。

夏のイベントとして大変盛り上がりそうな気もしますが、反面であってはならない悲惨な事故が起きてしまって中止となったイベントと認識しております。やはり流れが緩やかでない天竜川であります。危険が伴う不向きなイベントかもしれません。いろいろお考えはあるかもしれません。

参加者の安全面に配慮した実施計画にもやはり不安や見解を担当課としては感じておりますので、積極的な検討はしづらいと現在は考えております。

できれば天竜川を活用したイベント以外で、別の切り口で又、夏のイベントをちょっと御提案いただければ、産業振興課とともに検討したいと考えておりますので、すみませんが、よろしくお願ひ致します。

○議長（平澤恒雄） 堀本丈文議員。

○1番（堀本丈文） 確かに開催側とすれば、そのような答えになるのは致し方ないかと思います。

夏のイベントがないわけではないんですが、竜神大橋が完成したことにより何かいい豊丘村の目玉になるような、別に高森町と一緒に目玉になるようなイベントでも全然構わないと思うんですが、「企画をしていただければ検討する」というお話もいただきましたので、又いろんな皆さんと私も話をしまして、村に提案していきたいと思います。

又、村のほうでもせっかく完成したので、何かっていうのを又検討していただければいいかなと思います。

この質問での1番の質問の最後になりますが、橋が一つ架かるだけで今話したとおり、いろいろな方面で、いろいろなものが関係してまいります。一番最初に話したとおり、大きく地域が変わる要因になります。それだけの大きな事業が完了間近となっております。地域の皆さんのが大きな期待をするのも致し方ないことだと承知しております。村長も挨拶の際には「今任期中の完成を」ということで、よく話しているのを聞かせていただいております。

先ほど、建設環境課長が申しましたとおり、「県のほうは8年度末の事業完成を見込んでおる」というような話を聞かせていただいておりますが、実際8年度事業分は間違いないと思います。さらにそれを県にお願いして、早期着手・早期竣工のできないこともあります。県のほうに掛け合って、できるだけ早く早期着手をしていただけないか。国の予算が確保されてなければ無理な話なんですが、県のほうでもいろんな方法は承知しているかと思います。村長のほうで、県のほうに早期着手・完成のお願いをしていくようなお考えがあるかどうか、お聞きしたいと思います。

又、この橋ができることによって、この地域がどういうふうになってほしい、気持ちはリニアの発展と同じかと思いますが、この橋の完成に向けての思いがありましたら、それもお聞かせ願いたいと思います。お願ひ致します。

○議長（平澤恒雄） 下平村長。

○村長（下平喜隆） まず最初の質問についてですけれども、実はここではあまり言えないこともありますて、多分遅れないようにやってもらうのが、今、精いっぱいというところで頑張っておりますので、よろしくお願ひしたいということを申し上げておきます。

それとこの竜神大橋の完成にあって、その後ということでございますけれども、御存じのとおり、三遠南信道が開通致します。三遠南信道、今のままで天龍峡に行っ

てしまいます。そのまま行けば高速に乗ってどこでも行けるんですが、天龍峡から下伊那北部に至る都合のいい道はありません。なんとか本当に大事なことなんですが、矢筈のインターから降りて小川のインターへ真っ直ぐ来る上飯田線という非常にへぼい道があります。あれをなんとかその後には、今、東部地区期成同盟会っていうのはありますので、東部竜東の皆さんで全部で組んでいるんですが、東部地区期成同盟会の一番の要望として矢筈インターから、まずは小川のインターまで来る道さえきちっとできれば、あそこを降りてきて当然もずっとこの下伊那の北部地区にスープと入ってこれますし、リニア中央新幹線にも向かうことができるわけでございます。

そういう意味で、今後、この地域の発展には欠かすことのできないのはその路線じゃないかなということで、その運動の端緒も切っていきたいなと思っております。

以上です。

○議長（平澤恒雄） 堀本文文議員。

○1番（堀本文文） 私も同感でございます。この北部の地域にどんどん流れてくるような政策を進めていただきたいと思います。議会としても、全員の気持ちは分かりませんが、個人的にはしっかりともう一生懸命になって応援していきたいと思いますので、よろしくお願い致します。

それでは、最後の質間に移らせていただきます。

年度末の卒業証書授与式、年度初めの入学式、それぞれの小学校に招待を受けて出席させていただきました。卒業生の立派な姿、入学式の生き生きとした新入生の姿を見て、将来の豊丘村は大丈夫だなど安堵したところでございます。

そこで気になった点が一つございました。それは、大分年数を重ねた小学校の校旗の存在でございます。

私が見させていただいたのは、南小学校だけでございましたが、教育長に聞いたところ、「北小もそうだ」と。「同様にしっかりと頑張っていただいた校旗がある」ということでございました。

本来なら学校の周年事業祭に更新されるのが普通だと思いますが、それを待っていてはもう大変ではないかと。もう十分任務を果たした校旗だと私は思っております。

両校の校旗の更新を、本年豊丘村の70周年記念事業に加えていただきまして、現在の校旗の任務を解いていただければどうかという考え方でございます。

教育長に聞いたら「昔は20万ちょっとくらいだったけれども、今はちょっといくらになるか分らないな」というようなお話を聞いておりますが、ぜひともこの70周年

に両校の校旗を新しくして、心機一転頑張っていただいて、頑張っていただいた校旗には任務を解いてあげていただけないかというものでございます。

教育長のお考えをお聞き致します。

○議長（平澤恒雄） 壬生教育長。

○教育長（壬生英文） お答え致します。

式典に飾る刺繍入りの校旗でございますけれども、議員御指摘のように、小学校は昭和30年4月に豊丘村が誕生しまして、校名を「豊丘南小学校」、そして「豊丘北小学校」と改称してから作った校旗でございます。したがいまして、ともに色が褪せ、周りの房の部分がほつれる等、更新の時期を迎えていたという認識をしているところでございます。一方、中学校でございますけれども、平成20年度、開校50周年の記念事業として村から全額補助、そのとき約90万をかけて立派な校旗を新調致しました。

そういうことで、更新のタイミングという認識でございますので、南小学校は令和9年度に150周年を迎えるというそんな点も考慮しながら、南小・北小両校ともに校旗については更新を考えてまいりたいと思います。

ただ、オーダーメイドでありますし、1旗100万円を超えるのではないかということ、業者と相談しながら、できるだけ早く予算化をして更新を進めてまいりたいというふうに考えております。

ありがとうございました。

○議長（平澤恒雄） 堀本文文議員。

○1番（堀本文文） 周年の期限がもう少しで達成するということで分かりました。

それまでもう少し頑張れというふうにお願いして保たせていただいて、立派な校旗を作つていってあげていただきたいと思います。

ふるさと納税も多くいただいているところでありますので、その分の予算を活用していただいても全然怒られることはないと思いますので、ぜひとも予算のほうを御検討いただきたいと思います。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（平澤恒雄） 以上で発言通告のございました一般質問の全てが終了致しました。

==== 日程第2 諸報告 ===

○議長（平澤恒雄） 続いて、日程2、諸報告ですが、諸報告は特にございません。

ここで今定例会の日程についてお諮りを致します。

6月9日月曜日9時半からの一般質問2日目については、対象とする質問がなくなりましたので、日程を取り消すこととしたいと思いますが、御異議ございませんか。
（「異議なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 異議なしと認め、6月9日一般質問2日目を取り消すことと致します。

散会

○議長（平澤恒雄） 本日の本会議につきましてはこれまでとして、これにて本日の会議を閉じ、散会とすることと致します。
大変お疲れ様でした。
特にこの後、会議の予定はございません。よろしくお願ひ致します。

午後4時19分 散会

令和 7 年 豊丘村議会第 2 回定例会
(第 3 号)

令和7年 第2回豊丘村議会定例会会議録

(第 3 号)

令和7年6月23日（月曜日） 午前9時30分開議

日 程
開 会
日 程

- 第 1 議案第31号 一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について（総務産建委員会報告）
- 第 2 議案第32号 令和7年度豊丘村一般会計補正予算第1号（予算決算委員会報告）
- 第 3 議案第33号 令和7年度豊丘村介護保険特別会計補正予算第1号（予算決算委員会報告）
- 第 4 議案第34号 令和7年度豊丘村水道事業会計補正予算第1号（予算決算委員会報告）
- 第 5 議案第35号 令和7年度豊丘村下水道事業会計補正予算第1号（予算決算委員会報告）
- 第 6 委員会報告（請願関係）
社会文教委員会
・請願第 2 号 「さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める請願
・請願第 3 号 「カリキュラム・オーバーロードの改善を求める意見書」の採択を求める請願
- 第 7 発議第 2 号 「さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算の増額」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書の提出について

第 8 発議第 3 号 「カリキュラム・オーバーロードの改善」を求める意見書の提出
について

第 9 同意第 5 号 豊丘村農業委員会委員の任命について

第 10 議案第 36 号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第 11 議案祭 37 号 令和 7 年度豊丘村一般会計補正予算第 2 号

第 12 議案第 38 号 令和 7 年度りんごっ子公園遊具更新工事工事請負契約の締結について

第 13 閉会中継続審査及び調査申出書について

第 14 諸報告

閉 会

出席議員 12名

(別表のとおり)

欠席議員 0名

地方自治法第 121 条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

(別表のとおり)

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

(別表のとおり)

傍聴者 3名

開会

○議長（平澤恒雄） 皆様、おはようございます。定刻となりました。ただいまから令和7年豊丘村議会第2回定例会を再開致します。

本日の出席議員は、12名全員で、会議は成立を致しております。これより本日の会議を開きます。

地方自治法第121条の規定により、説明者並びに答弁者として、下平村長をはじめ、関係者各位の出席を要請しております。

なお、現在クールビズ採用の時期でございますので、上着等は適宜対応いただきたいと存じます。

それでは、お手元の日程に基づいて本日の会議を進めることと致します。

ここで本第2回定例会再開日に当たり、追加議案が提出されております。その扱いにつきまして、議会運営委員会を開催し、審査いただいておりますので、議会運営委員長より報告を願うことと致します。

武田 徹議会運営委員長。

○議会運営委員長（武田 徹） おはようございます。

それでは、私のほうから本日の日程について御説明を致します。

6月16日に委員会を開催し、審議いただいておりますので、報告をさせていただきます。

まず、日程1、議案第31号、一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。総務産建委員長より報告を受け、御決定いただきたいと思います。

続きまして、日程2から日程5、補正予算の関係でございます。議案第32号、令和7年度豊丘村一般会計補正予算第1号、議案第33号、令和7年度豊丘村介護保険特別会計補正予算第1号、議案第34号、令和7年度豊丘村水道事業会計補正予算第1号、議案第35号、令和7年度豊丘村下水道事業会計補正予算第1号、以上4件につきまして、委員長報告を受け、御決定いただきたいと思います。

続きまして、日程6、委員会報告でございます。請願第2号・請願第3号につきまして、社会文教委員長より報告をいただき、御決定いただきたいと思います。

続きまして、日程7・日程8、発議の関係でございます。日程6の委員会の決定によりまして発議第2号・発議第3号が上程されます。本日即決でお願いしたいと思います。

続きまして、日程 9、同意第 5 号、豊丘村農業委員会委員の任命について、議長の指示により御決定をいただきたいと思います。

日程 10、議案第 36 号、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本日即決でお願い致します。

日程 11、議案第 37 号、令和 7 年度豊丘村一般会計補正予算第 2 号、本日即決でお願い致します。

日程 12、議案第 38 号、令和 7 年度りんごっ子公園遊具更新工事工事請負契約の締結について、本日即決でお願い致します。

日程 13、閉会中継続審査及び審査申し出について、各委員会より申し出を受けたいと思います。

日程 14、諸報告でございます。

以上、議会運営委員会での決定事項について報告を致します。

よろしくお願い致します。

○議長（平澤恒雄） 追加議案等の取扱いにつきましては、ただいま議会運営委員長報告のとおり取扱うことと致します。

それでは、お手元の議事日程に基づいて、本日の会議を進めることと致します。

これより議事に入ります。

==== 日程 1 議案審議 ===

◇ 議案第 31 号 一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（平澤恒雄） 日程 1、議案第 31 号、一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題と致します。

議案第 31 号につきましては、開会日に総務産建委員会に付託し、審査いただいているので、その結果について報告を願うことと致します。

壬生眞由美総務産建委員長。

○総務産建委員長（壬生眞由美） それでは報告します。

お手元の審査報告書を御覧ください。

令和 7 年度第 2 回定例会において、本委員会に付託された事件は、審査の結果、次とおり決定しましたので、豊丘村議会議規則第 72 条の規定により報告します。

事件の番号は、議案第 31 号。件名は、一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

審査の結果は可決でございます。

採決の日は6月16日です。審査日程は、付託年月日が、令和7年6月2日。審査年月日、令和7年6月16日です。

出席者は記載のとおり全委員でございます。

執行部からは、下平喜隆村長、菅沼康臣副村長、福澤信広総務課長、事務局から元島明彦議会事務局長、佐藤真理子書記が出席されました。

次に、議案の概要です。

職員の出張に伴う宿泊費について、近年の宿泊価格の上昇により、旅費条例の一部を改正するもの。宿泊地区の区分と定額の宿泊料を近隣市町村の状況を参考に見直し、県内1万円、県外1万2,000円の定額に改定します。又、令和7年度から国家公務員をはじめとする団体で、上限を定めて実費を支給する状況にあることを踏まえ、定額を超える宿泊料が必要と認められるときは1万6,000円を上限として実費を支給する。嘱託料については、支給の実績がないため削除するものという内容です。

主な質疑について申し上げます。

まず「今回の改正で、定額を超える際に限って領収書で精算することになるのか。」という質問に対して、「定額を超える場合には領収書をもって旅費の精算を行う。」という回答でした。

次に、「上限の定額が喬木村では1万5,000円で、1,000円の差があるがいかがか。」という質問に対して、「国家公務員や東京都では上限1万9,000円、大阪では1万3,000円～1万4,000円、県内では2万円とする自治体もある。引上げの額が適切か否かは様子を見たい。喬木村とは相互に設定金額の確認をしていなかった。」という回答をいただいている。

又、「東京方面の出張で1万6,000円は十分か。定額を超えた場合は自己負担というのはどうか。」という質問に対して、「職員の自己責任において上限1万6,000円で泊まれるところを探してもらうことを前提としている。職員からの声や実情に合わせ、上限の定額1万6,000円の引上げについても検討し、条例の改正を考えていく。上限額1万6,000円は組合とも協議し了解されている。」という回答でした。

討論はありませんでした。

採決の結果。前回一致で可決でございます。

以上です。

○議長（平澤恒雄）　ただいまの議案第31号、一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正

する条例の制定についてに対する総務産建委員長の報告は、可決の報告でございました。

ここで、議案第 31 号の報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長（平澤恒雄） 質疑は特にないようです。

質疑を終結し、討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長（平澤恒雄） 特にないようです。

討論を終結し、議案第 31 号の採決を行います。

お諮り致します。

議案第 31 号、一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長（平澤恒雄） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 31 号は、原案のとおり可決されました。

◇ 議案第 32 号 令和 7 年度豊丘村一般会計補正予算第 1 号（予算決算委員会報告）

◇ 議案第 33 号 令和 7 年度豊丘村介護保険特別会計補正予算第 1 号（予算決算委員会報告）

◇ 議案第 34 号 令和 7 年度豊丘村水道事業会計補正予算第 1 号（予算決算委員会報告）

◇ 議案第 35 号 令和 7 年度豊丘村下水道事業会計補正予算第 1 号（予算決算委員会報告）

○議長（平澤恒雄） 続いて、日程 2、議案第 32 号、令和 7 年度豊丘村一般会計補正予算第 1 号、及び日程 3、議案第 33 号、令和 7 年度豊丘村介護保険特別会計補正予算第 1 号、及び日程 4、議案第 34 号、令和 7 年度豊丘村水道事業会計補正予算第 1 号、並びに日程 5、議案第 35 号、令和 7 年度豊丘村下水道事業会計補正予算第 1 号、以上 4 件を一括議題と致します。

議案第 32 号から第 35 号については、開会日に予算決算委員会に付託し、審査いただいておりますので、その結果について一括して報告を願うことと致します。

酒井浩文予算決算委員長。

○予算決算委員長（酒井浩文） おはようございます。

それでは、令和 7 年第 2 回定例会において、予算決算委員会に付託された補正予算 4 件の審査結果について、御報告を致します。

それでは、初めに、審査の結果から報告致します。

まず、初めに、議案第 32 号、令和 7 年度豊丘村一般会計補正予算第 1 号、審査の結果は可決となっております。採決の日程は、6 月 12 日となっております。

議案第 33 号、令和 7 年度豊丘村介護保険特別会計補正予算第 1 号、これも可決となつております。同じく採決の日は、6 月 12 日となっております。

議案第 34 号、令和 7 年度豊丘村水道事業会計補正予算第 1 号、審査の結果は可決となつております。同じく 6 月 12 日の採決となつております。

最後に、議案第 35 号、令和 7 年度豊丘村下水道事業会計補正予算第 1 号、審査の結果は可決となつております。同じく採決は、6 月 12 日となつております。

審査の日程ですが、付託日が令和 7 年 6 月 2 日。審査の日は、令和 7 年 6 月 12 日となつております。

出席者ですが、委員は武田 徹委員を除く計 10 名、平澤議長は非委員となつております。

執行部からは下平村長、菅沼副村長、壬生教育長、各課長及び事務局長、原 国人代表監査委員となつております。

それでは、各補正予算の概要と主な質疑・討論・審査の結果について御報告を致します。

最初に、議案第 32 号、令和 7 年度豊丘村一般会計補正予算第 1 号について報告致します。

議案の概要ですが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 5,346 万 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 57 億 4,346 万 5 千円とするというものです。

既定の地方債の補正をするというものです。

主な質疑の内容ですが、まず 2 款から総務費の関係ですが、「自動車借上料の車種変更の理由は。」という質問に対しまして、「当初予算で地域おこし協力隊使用の公営車として小型普通車をリースで計上したが、ミニバンが故障したため車種変更をしたためにリース料がアップした。」という回答です。

「歩行型草刈機モアの購入目的は。」という質問に対しまして、「役場の中庭、中学校、『ゆめあるて』の草刈りに使用する。経年劣化による更新である。」という回答です。

「情報システム管理事業のガバメントクラウドシステム利用料負担金は、毎年計上されるものか。財源の負担はどうか。」という質問に対しまして、「導入経費は国の負担となる。今後の利用料、負担金は市町村ごとの措置も必要になるが、国からの交付税が措

置される。」という回答いただいております。

3款の民生費の関係ですが、「令和7年度の定額減税における不足額給付の対応は。」という質問に対しまして、「令和6年度の確定した所得税額で給付金を算定し、当初の助成金に不足が生じた方に追加で給付を行うもの。」という回答です。

「憩の家の施設管理は、シルバー人材センターへの委託により年間何日利用できるか。時間給はいくらか。風呂掃除は週1回か。宿泊はどうなるか。施設管理の内容と詳細は。」という質問に対しまして、「以前同様に月曜日・水曜日休館し、ほかは開館する。時間給は1,000円を超えるため従来の倍額になる。風呂掃除は週1回を委託している。宿泊管理はシルバー人材センターでは行わないが、今後相談する。管理は、各業務別に担当を分けて委託する。」という回答いただいております。

「勤労者福祉センターのエレベーターは今後使用するか。」という質問に対しまして、「令和4年に維持費の都合廃止したが、要望が多いため今年度復活した。」という回答をいただけております。

「障がい者自立支援給付システム改修委託料の詳細は。」という質問に致しまして、「7年度制度改正、これは就労選択支援創設に伴うシステム改修。」という回答をいただいております。

6款の農林水産業費関係ですが、「リース用ラジコン草刈機についての詳細は。」という質問に対しまして、「貸出用農機具として一般に貸出す。国庫補助事業中山間地農業ルネサンス事業、これはリースについて補助されるというものだそうですが、これを活用する。軽トラックに積載できるサイズのものを2台予定している。斜面・平地の草刈り想定している。」という回答です。

「マニュアル作成の内容は。」という質問に対しまして、「普及を見込んだセットでの補助事業。刈り方等の運用内容を盛り込んだ内容。講習を受けた方が利用でき、その方にマニュアルを配布する。」という回答をいただけております。

「この保険についての考えは。」という質問に対しまして、「使用者に対しての傷害保険は考えていない。機械に対しての保険は考えている。」という回答をいただけております。ここで「傷害保険等のぜひ検討をしてほしい。」と。そして「保険を想定した使用料の設定をお願いしたい。」という要望が出ております。

「貸出しの対象範囲はどうなのか。」という質問に対しまして、「『だいち』の農機具貸出しと同様に個人の農業者への貸出しを想定している。地区や各区への貸出しは今後検討する。」という回答です。

「担い手不足の解消に向けた積極的な施策であるか。」という質問に対しまして、「農業の省力化を目的とした事業と位置づけている。」という回答です。

「クラインガルテンアドバイザーは誰に依頼するのか。」という質問に対しまして、「現在上田市の地域おこし協力隊として管理運営をしている方にお願いしたい。」と。「河野区では受けられないため、将来的には中心となって地域の皆さんとともに管理運営をする体制を考えている。」という回答をいただいております。

7款の商工費に関係した質問ですが、「商工業振興資金委託金増額の理由は。」という質問に対しまして、「融資枠が現行の預託金 800 万円の 5 倍の 4,000 万円では不足する恐れがあるため、預託金 200 万円を追加する。」という回答をいただいております。

9款消防費の関係ですが、「消防団詰所畳床変更工事の増額内容は。」という質問に対しまして、「1 分団・3 分団詰所の、畳からフローリングへの変更による増額の分の変更。」という回答をいただいております。

10款の教育費の関係ですが、「部活動外部指導者保険 20 人分の増額の内容は何か。」という質問に対しまして、「人数及び単価の関係で増額をした。新しい指導者を依頼し増やしているため、このような増額が発生した。」という回答をいただいております。

「中学校人権教育推進事業補助金の内容は。」という質問に対しまして、「豊丘中学校が文部科学省の指定校として国の補助を受けた事業であり、ハンセン病教育関連の講師料、図書購入費事業関連の消耗品等の予算である。」という回答をいただいております。

「弓道場施設トイレ洋式化工事のアスベスト調査とは何か。」という質問に対しまして、「トイレにアスベストを含む建材を使っている可能性があるため、その調査費である。」という回答をいただいております。

「村民体育館雨漏り修繕工事の詳細は。」という質問に対しまして、「今回 300 万円中 110 万円が足場と確認経費。ほかは修繕費である。」という回答をいただいております。

「ランドセルカバーの対象は何か。当初予算になかったがなぜか。」という質問に対しまして、「翌年度の一年生分であり、実際これは当初予算の盛り落としてあった。」という回答をいただいております。

「笹見平のしだれ桜幹割れ対策工事増額の詳細は。」という質問に対しまして、「当初は枝 2 本の伐採予定であったが、地元の要望等により樹形を保存することにした。枝の鉄製支柱と幹への帶締め、ケーブリングによる枝の引上げを行う。」という回答をいただいております。

この桜について「今後の管理の考え方は。」について質問がありました。「必要な管理

は必要に応じて引き続きを行っていく。」という回答をいただいております。

歳入ほか全般についての質問ですが、「村債の辺地対策事業債の増に対し、歳出の増はないのかと。」いう質問に対しまして、壬生沢福島集落拠点施設、これはトイレ改修等ですけども、「当初予算が 700 万円が 800 万円超となる見込みのため、辺地債活用を目的に起債の増額を計上した。」という回答をいただいております。

討論は特にありませんでした。

採決ですが可決。賛成 9、反対 0 ということで委員会可決となっております。

続いて、議案第 33 号、令和 7 年度豊丘村介護保険特別会計補正予算第 1 号についての報告を致します。

議案の概要ですが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 312 万 6 千円を追加し、総額をそれぞれ 8 億 7,312 万 6 千円とするというものです。

質疑は特にありませんでした。

討論もありません。

採決ですが可決。賛成 9、反対 0 となっております。

続きまして、議案第 34 号、令和 7 年度豊丘村水道事業会計補正予算第 1 号についての報告を致します。

議案の概要ですが、収益的収入の予算額に 20 万円を追加し、総額を 2 億 1,438 万 4 千円とし、収益的支出の予定額に 49 万 8 千円を追加し、総額を 2 億 888 万円とするというものです。

予算第 4 号本文括弧書きを「不足する額 3,391 万 8 千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1,924 万 3 千円及び過年度損益勘定留保資金 1,467 万 5 千円で補填するものとする。」に改め、資本的収入の予定額から 7 万 8 千円を減額し、総額を 2 億 4,372 万 2 千円とする。

企業債の限度額を 2 億 570 万円に改めるというものです。

質疑はありませんでした。

討論もありません。

採決ですが可決。賛成 9、反対 0 となっております。

最後に、議案第 35 号、令和 7 年度豊丘村下水道事業会計補正予算第 1 号についての報告を致します。

議案の概要ですが、収益的支出の予定額に 114 万 6 千円を追加し、総額を 2 億 8,174 万円とする。

資本的収入の予定額に407万5千円を追加し、総額を2億2,648万5千円とし、資本的支出の予定額に407万円を追加し、総額を2億2,539万円とする。

企業債の限度額を1億500万円に改める。

議会の議決を得なければ流用することができない経費の予定額に4万6千円を追加し、総額を1,278万5千円とするというものです。

主な質疑の内容ですけれども、下水道事業費用に関する質問ですが、「公共ます移設の理由は何か。」という質問に対しまして、「将来の宅地化を見込んで公共ますを過去設置したが、住宅建設の配置の都合で移設を行う。」という回答をいただいております。

資本的支出に関する質問ですが、「処理場建設改良費の非常用ポンプ更新の理由は何か。」という質問に対しまして、「河野の農集処理場のポンプの経年劣化による更新である。」という回答をいただいております。

討論はありませんでした。

採決ですが可決。賛成9、反対0となっております。

以上、予算決算委員会の審査についての報告を終わりたいと思います。

よろしく御審議のほどをよろしくお願ひします。

○議長（平澤恒雄）　ただいま議案第32号から議案第35号までの補正予算に対する予算決算委員会での審査結果の報告でございました。

これより議案ごとに審議を行うことと致します。

最初に、議案第32号、令和7年度豊丘村一般会計補正予算第1号について、予算決算委員長の報告は可決の報告であります。

質疑は省略し、討論を行いますが、討論はございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄）　討論が特にならないようです。

討論を終結し、議案第32号の採決を行います。

お諮りします。

議案第32号、令和7年度豊丘村一般会計補正予算第1号について、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄）　御異議なしと認めます。

よって、議案第32号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第33号、令和7年度豊丘村介護保険特別会計補正予算第1号について、

予算決算委員長の報告は可決であります。

質疑は省略し、討論を行いますが、討論はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長（平澤恒雄） 特にないようです。

討論を終結し、議案第33号の採決を行います。

お諮りします。

議案第33号、令和7年度豊丘村介護保険特別会計補正予算第1号について、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長（平澤恒雄） 御異議なしと認めます。

よって、議案第33号は、原案のとおり可決されました。

なお、令和7年度という表現ですが、私のほうでは7ということでなく7ということで表現させていただきます。

1万円札が7枚だと7万円というふうにならいたいと存じます。

続いて、議案第34号、令和7年度豊丘村水道事業会計補正予算第1号について、予算決算委員長報告は可決の報告であります。

質疑は省略し、討論を行いますが、討論はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長（平澤恒雄） 特にないようです。

討論を終結し、議案第34号の採決を行います。

お諮り致します。

議案第34号、令和7年度豊丘村水道事業会計補正予算第1号について、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長（平澤恒雄） 御異議なしと認めます。

よって、議案第34号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第35号、令和7年度豊丘村下水道事業会計補正予算第1号について、予算決算委員長の報告は可決がありました。

質疑は省略し、討論を行いますが、討論ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長（平澤恒雄） 特にないようです。

討論を終結し、議案第 35 号の採決を行います。

お諮り致します。

議案第 35 号、令和 7 年度豊丘村下水道事業会計補正予算第 1 号について、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 35 号は、原案のとおり可決されました。

===== 日程 6 委員会報告（請願関係） =====

○社会文教委員会

◇ 「さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める請願

◇ 「カリキュラム・オーバーロードの改善を求める意見書」の採択を求める請願

○議長（平澤恒雄） 続いて、日程 6、委員会報告でございます。

請願第 2 号、「さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める請願、及び請願第 3 号、「カリキュラム・オーバーロードの改善を求める意見書」の採択を求める請願、以上 2 件を一括議題と致します。

本請願 2 件は、開会日に社会文教委員会に付託し、審査をいただいているので、その結果について委員長より一括報告願うことと致します。

武田篤子社会文教委員長。

○社会文教委員長（武田篤子） 改めましておはようございます。

報告の前に 1 ページ訂正をお願い致します。3 ページの上から 3 行目「次年度」とありますところを「次期」というように訂正をお願い致したいと思います。

それでは、社会文教委員会の審査報告をさせていただきます。

お手元の資料を御覧ください。

令和 7 年第 2 回定例会において本委員会に付託された事件は、審査の結果次のとおり決定したので、豊丘村議会会議規則第 72 条の規定により報告します。

事件の番号は請願第 2 号、件名は「さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める請願。

審査の結果、採択となりました。採決の日は、6 月 13 日です。措置として意見書の作成を行いました。

請願第3号、「カリキュラム・オーバーロードの改善を求める意見書」の採択を求める請願。

審査の結果採択となりました。採決の日は、6月13日です。措置として意見書の作成を行いました。

請願者は、請願第2号・3号ともに豊丘村学校教職員組合執行委員長、前嶋和彦さんです。

審査の日時です。付託年月日が、令和7年6月2日。審査年月日は、令和7年6月13日です。

出席者については記載のとおりです。委員6名、事務局より2人です。

参考人として豊丘中学校より成田昌弘さん、豊丘北小学校より県教職員組合下伊那支部書記長をやられております、宇佐美雅樹さんです。

事件の概要、審査の結果を申し上げます。

請願第2号。請願の概要です。

国の次年度予算編成で、次の事項が実現するように、国会、政府、関係省庁に豊丘村議会から意見書を提出してほしい。

①どの子にもゆきとどいた教育をするため、国の責任で以下の3点を検討し必要な教育予算を確保すること。

さらなる少人数学級推進。

複式学級の学級定員の引下げ。

教員基礎定員算出に用いる「係数」の改善。

②教育の機会均等とその水準の維持向上のために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復元する等拡充すること。

参考人、請願説明がありました。

昨年度も同じ請願でお世話になり、意見書を提出していただいた。19年前、義務教育費国庫負担が国で半分見てもらえたものが3分の1になってしまった。地方によって財源は、様々。地域によって差が出てしまう教育であってはならない。

又、例えば一人の教師が35人見るのと12人見るのでは、子供への関わりや目の届け方が違う。少人数学級になるよう、より教員数を増やすための教育予算の確保。より安定した教育が受けられるように予算配分をお願いしたい。

質疑の中には以下のようなものがありました。

「毎年継続されている請願なので理解はできているが、求めるものは『係数』なのか、

具体的な予算や教員数の確保なのか。」という質問に対し、「まずは予算の確保である。『係数』は上がれば上がるほど、教員一人当たり一週間の持ち時間が少なくなる。やはりお金との関わりがあるので細かいものについては要望できないものがある。」との回答でした。

討論です。

賛成討論として、「少人数学級は国の責任で、国の予算でやっていくことが基本だ。又、義務教育費国庫負担 3 分の 1 を当初の 2 分の 1 に早く戻すべきだ。」

採決の結果。賛成 5、全会一致で採択となりました。

請願第 3 号。請願の概要についてです。

国の次期学習指導要領の内容の精選時、次の事項が実現するように豊丘村議会から意見書を提出してほしい。

①子供たちの豊かな学びを保障するため「カリキュラム・オーバーロード」の早期改善、及び学習指導要領の内容の精選等を行うこと。

「カリキュラム・オーバーロード」とは、国の教育課程基準に基づき、学校が定めた教育課程の時間と内容が過多になっていて、子供や教職員に過大な負担がかかっている状態のことを言います。

参考人、請願説明と致しまして、学習指導要領はおよそ 10 年に 1 回変わる。2020 年から変わった学習指導要領は、ちょうど今年が半分辺り。2030 年度辺りに次の改訂があるだろう。カリキュラムの見直しは大枠が決まってしまうと後は内部のことのやり取りだけになる。2025 年の秋から「たいもう」が決まってくる。大きくカリキュラムを見直す年は今年。標準授業時数は週 6 日授業をしていたときよりも、現在のほうが多い。先生たちは教科書をこなすので精いっぱいの現状がある。詰め込み教育になり、子供たちは疲弊してしまう。現状では問題があるので、このチャンスしかないということで挙げさせてもらった。

質疑の中には以下のようなものがありました。

「授業時間が 6 時間から 5 時間に短縮ということになると、学びの質は低下するのか。子供たちの影響はどうなのか。」という質問に対し、「質が落ちれば本末転倒になってしまふ。現在、教える内容が多いということ。9 年間の大枠の中で見てみると大きく変わらない。日々の授業にゆとりを持たせたい。」

「1 時間の短縮ということについての生徒の思いは。又、1 時間短縮で改善されるのか。」という質問に対して、「現状は、時間内では授業準備ができない状態にある。多様

性のある子どもたちもよい方向に向くと思う。中学校では今年度から、月、水曜日は部活なしの5時間である。生徒に取ったアンケートでは子供たちは賛成の声が多かった。趣味や勉強等の自分の時間に充てられているようだ。」

「請願理由の学習指導要領の内容の精選とは、2023年頃施行の『次期』にかかるのか。」の質問に対しまして、「次の改訂に向けてのものである。」との回答でした。

「次期の内容が分からぬのに『カリキュラム・オーバーロード』につながるか分からぬのではないか。」という質問に対して、「学習指導要領の内容の変遷については、あくまで現行のものが基となっており、次へつながっている。今、困っているので、次で検討してほしいというもの。」との回答でした。

「小学校5年算数では、1968年の学習指導要領に比べ、2017年では1万字以上指導要領の文字数が増えている。時間数を確保するため6時間授業になっている。次の改訂では、精選をしてもらい、これを上回らないようにしてもらいたいということでの意見書でよいのか。」という質問に対しまして、「それでよい。行事を削減してまで授業時間を確保しなければならないようなことになってきている。」との回答でした。

「教育の取得状況についての調査は行われているのか。」という質問に対しまして、「学校、県、国レベルで行われている。習得状況の把握は教師サイドでも行っている。」との回答でした。

「カリキュラムの基をつくる場に教員の関わりはあるのか。」という質問に対しまして、「いろいろなメンバーが関わり諮問機関があり、答申を出している。又、教職員組合の中央のトップが意見を申し上げたりしている。今回のような国へ意見書を出していただけるようなアプローチも大切なことだ。」との回答でした。

「村長や教育長、又、県等への請願はしないのか。」という質問に対しまして、「今回のものは検討している機関が国なので、直接国に言わないと駄目。又、県に対しては役員等で交渉の場があり行っている。」との回答でした。

「『カリキュラム・オーバーロード』の中では、学校行事は余分なところになるのか。」という質問に対しまして、「授業時間確保のためにしわ寄せは子供たちが楽しみにしている行事を削ったり減らしたりしている現状がある。スキー教室がなくなったり、音楽会、運動会等の種目を減らす等している。」という回答でした。

「水曜日は清掃のない日ということだが、学校での清掃は1日おきでもよいのではないか。校長先生の判断ができるのか。」との質問に対して、「校長裁量で日課は変えられる。しかし、自分の使った場所を自分で清めるというのは当たり前のこと。学校づくり

の中で大事にしてきたことだと思う。」という回答がありました。

討論はありませんでした。

採決の結果、賛成5、全会一致で採択になりました。

以上で、社会文教委員会の審査報告を終わります。

○議長（平澤恒雄）　ただいまは、請願第2号・請願第3号に対する社会文教委員会での審査結果の報告でございました。

それぞれ審議をお願い致します。

最初に、請願第2号、「さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める請願について、委員長報告は採択の報告でございました。

請願第2号の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄）　特にないようです。

質疑を終結し、討論を行います。討論はございませんか。

○議長（平澤恒雄）　特にないようです。

討論を終結し、請願第2号の採決を行います。

お諮りします。

請願第2号、「さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める請願について、委員長報告のとおり採択することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄）　御異議なしと認めます。

よって、請願第2号は、原案のとおり採択されました。

続いて、請願第3号、「カリキュラム・オーバーロードの改善を求める意見書」の採択を求める請願について、委員長報告は採択の報告でございました。

ここで請願第3号、委員長報告に対する質疑を行いますが、質疑はございますか。

（「なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄）　特にないようです。

質疑を終結し、討論を行います。討論はございませんか。

○議長（平澤恒雄）　特にないようです。

討論を終結し、請願第3号の採決を行います。

お諮りします。

請願第3号、「カリキュラム・オーバーロードの改善を求める意見書」の採択を求める
請願について、委員長報告のとおり採択することに御異議ございませんか。
(「異議なし」との声あり)

○議長（平澤恒雄） 御異議なしと認めます。

よって、請願第3号は、原案のとおり採択されました。

==== 日程7 議案審議 ===

◇ 発議第2号 「さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書の提出について

○議長（平澤恒雄） 続いて、日程7、発議第2号、「さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書の提出について議題と致します。

事務局より朗読致します。

元島議会事務局長。

○議会事務局長（元島明彦） それでは、朗読させていただきます。

発議第2号、「さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり「さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書を衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣に提出する。

令和7年6月23日提出。

提出者、豊丘村議会議員、武田篤子、賛成者、同、武田徹、同、唐澤健、同、吉川明博、同、井原康明、同、唐澤克己。

以上でございます。

○議長（平澤恒雄） 発議第2号は、議員発議でありますので、提案者の説明を求めることと致します。

武田篤子議員。

○3番（武田篤子） 意見書の案を朗読させてもらい、説明に代えさせていただきます。

「さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書。

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣宛て。

豊丘村議会議長、平澤恒雄。

2025 年度から小学校の学級定員は全学年で 35 人となります。しかし、多様化し複雑化する教育への要請に応えるためには、中学校を含めさらなる学級定員の引下げが望まれます。

長野県では 2013 年度に小中学校全学年で 35 人学級が実現しました。又、複式学級の定員についても独自に小中学校とも 8 人としています。しかし、義務標準法の裏付けがないため財政的負担は大きく、学級増による教員増の多くを臨時の任用で対応している状況です。又、小学校の専用教員は国基準で配置され、県基準の学級数と連動していないという課題もあります。

学校現場は、膨大な業務量に加え、一人ひとりの子供に寄り添った対応が求められ、深刻な人手不足の状況です。教員は多忙を極め、教材研究や授業準備を勤務時間内に行なうことは極めて困難になっています。豊かな学びを実現するためには、さらなる少人数学級推進と教員の持ち授業時数軽減のための抜本的な教員定数の改善が不可欠です。

義務教育費国庫負担制度については、2006 年に国庫負担率が 2 分の 1 から 3 分の 1 に引き下げられました。厳しい財政状況の中、独自財源により教員配置を行っている自治体もありますが、公教育において自治体間の格差が生じることは大きな問題です。国の責任で十分な教員配置のための財源保障をし、全国どこに住んでいても、子供たちが一定水準の教育を受けられるようにすることは憲法上の要請です。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるよう、2026 年度予算編成の件につき、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記。

1. どの子にもゆきとどいた教育をするため、国の責任で以下の 3 点を検討し、必要な教育予算を確保すること。

- (1) より少ない教員数による少人数学級の推進。
- (2) 複式学級の学級定員の引下げ。
- (3) 教員基礎定数算出に用いる「係数」の改善。

2. 教育の機会均等とその水準の維持向上のために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を 2 分の 1 に復元する等拡充すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出致します。

以上です。

○議長（平澤恒雄） ただいま発議第2号について提案者の説明が終わりました。

ここで発議第2号に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 特にないようです。

質疑を終結し、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 特にないようです。

討論を終結し、発議第2号の採決を行います。

お諮りします。

発議第2号、「さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書の提出について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 御異議なしと認めます。

よって、発議第2号は、原案のとおり可決されました。

◇ 発議第3号 「カリキュラム・オーバーロードの改善」を求める意見書の提出について

○議長（平澤恒雄） 続いて、日程8、発議第3号、「カリキュラム・オーバーロードの改善」を求める意見書の提出についてを議題と致します。

事務局により朗読致します。

元島議会事務局長。

○議会事務局長（元島明彦） それでは、朗読致します。

発議第3号、「カリキュラム・オーバーロードの改善」を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり「カリキュラム・オーバーロードの改善」を求める意見書を衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣に提出する。

令和7年6月23日提出。

提出者、豊丘村議会議員、武田篤子、賛成者、同、武田徹、同、唐澤健、同、吉川明博、同、井原康明、同、唐澤克己。

以上でございます。

○議長（平澤恒雄） 発議第3号は、議員発議でありますので、提案者の説明を求ることと致します。

武田篤子議員。

○3番（武田篤子） それでは、意見書の案を朗読させていただいて、説明に代えさせていただきたいと思います。

「カリキュラム・オーバーロードの改善」を求める意見書。

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣宛て。

豊丘村議会議長、平澤恒雄。

今、学校現場では、小・中・高を合わせると41万人を超える不登校の子供の数が（23年度）が文科省調査で明らかになっています。とりわけ小・中学校では11年連続で増加し、過去最多となっています。又、貧困・いじめ・教職員の未配置等解決すべき課題が山積しており、長時間労働の実態も改善されず、子供たちの豊かな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。

学習指導要領の改訂は、子供たちの豊かな学びの保障や、教職員の「働き方改革」に大きくかかわります。「カリキュラム・オーバーロード」の状態等を改善することが喫緊の課題です。このため、次期学習指導要領の内容の精選や、標準授業時数の削減が強く求められます。

よって、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記。

1. 子供たちの豊かな学びを保障するため、「カリキュラム・オーバーロード」の早期改善、及び学習指導要領の内容の精選等を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出致します。

以上です。

○議長（平澤恒雄） ただいま発議第3号について提案者の説明が終わりました。

ここで発議第3号に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 特にないようです。

質疑を終結し、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 特にないようです。

討論を終結し、発議第3号の採決を行います。

お諮り致します。

発議第3号、「カリキュラム・オーバーロードの改善」を求める意見書の提出について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長（平澤恒雄） 御異議なしと認めます。

よって、発議第3号は、原案のとおり可決されました。

ここで休憩とします。

再開は10時45分とし、暫時休憩と致します。

休 憩 午前10時30分

再 開 午前10時45分

○議長（平澤恒雄） 休憩を閉じ、引き続き会議を続けることと致します。

武田篤子議員。

○社会文教委員長（武田篤子） 先ほど、社会文教委員会の審査報告の中で言い間違いが2カ所ほどありましたので訂正をさせてください。

○議長（平澤恒雄） 発言を許可します。どうぞ。

○社会文教委員長（武田篤子） ページ数3ページになります。

参考人の請願説明の中の上から4行目になります。これは「たいもう」と申し上げましたが、字のとおり「大綱」にしていただきたいと思います。

それから同じページの一番下の「2030年施行の」っていうところを「2023年」と申し上げましたけれども、これも書いてあるとおりの2030年で間違いはございません。

それとすみません、4ページ目のこれは文字訂正になります。上から14行目、3つ目の質問になります。「教育の取得」と書いてありますけれども、これは取得ではなく「習得」というふうに訂正をお願い致します。

以上3点、よろしくお願ひ致します。

○11番（唐澤克己） 関連でよろしいでしょうか。

○議長（平澤恒雄） 唐澤克己議員。

○11番（唐澤克己） ちょうどありましたので、ついでに付け足しをさせていただきたいと思います。

「参考人の請願説明」というところですね、3ページのところになりますね。これは

こちらのあれじゃなくて、請願説明をされたということでそのまま載せてあるわけですけどね、その3ページの「参考人、請願説明」というところの2行目でございます。2行目の終わり頃、「2030年度あたりに次の改訂があるだろう」と。これ改訂じゃなくて、これは次の次期学習指導要領ですね、これは施行であります。官庁用語では「せこう」というふうな読み方をするらしいですけれどね。

それで改訂は大体2年から3年ですね。そのところに終わって2年ないし3年かけてしっかり説明して。

○議長（平澤恒雄） 発言の停止を求めます。

ここは質疑、意見の場でないので、委員長の報告の訂正についての関連ならお聞きしますが、別の御意見では駄目です。

○11番（唐澤克己） 訂正です。

委員長が訂正しましたので、関連をして訂正をさせていただいたということです。

以上です。

○議長（平澤恒雄） 特に新たな訂正が意見ではないわけですね。

○11番（唐澤克己） 新たな訂正を付け足しでありますね。

○議長（平澤恒雄） では、請願の報告でありますので、武田篤子委員長、確認をお願い致します。

武田篤子委員長。

○社会文教委員長（武田篤子） 先ほどの参考人の説明の中の「次の施行」というふうに改定を直していただきたいと思います。

○議長（平澤恒雄） それでは、報告書3ページの段落2段目、「参考人、請願説明」の2行目、最後の「2030年度辺りに次の改訂」となっておりますが、「施行」というふうに訂正ということでお願い致します。

申し出の発言については、以上と致します。

==== 日程9 同意 ===

◇ 同意第5号 豊丘村農業委員会委員の任命について

○議長（平澤恒雄） 続いて、日程9、同意第5号、豊丘村農業委員会委員の任命についてを議題と致します。

事務局より朗読致します。

元島議会事務局長。

○議会事務局長（元島明彦） それでは、朗読させていただきます。

同意第5号、豊丘村農業委員会委員の任命について。

下記の者を豊丘村農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

記。

1. 氏名、久保田 勇。

2. 生年月日、昭和22年4月3日生まれ。

3. 住所、豊丘村大字河野 8186番地4。

4. 任期、令和7年7月1日から令和9年4月29日。

令和7年6月23日提出。

豊丘村長、下平喜隆。

以上でございます。

○議長（平澤恒雄） 次に、同意第5号、豊丘村農業委員会委員の任命についての提案の説明を求めます。

下平村長。

○村長（下平喜隆） 本件は、農業委員会等に関する法律の規定に基づき、農業委員会委員の任命について議会の同意を求めるものでございます。

農業委員会委員は、本年2月に中立委員の1名が辞任されたことにより、現在1名の欠員が生じております。つきましては、この欠員を補充するため、新たに久保田 勇氏を農業委員会委員に任命したく、議会の同意をお願いするものであります。

久保田氏は、長年にわたり郵便局にお勤めされ、地域社会に対する理解が深く、中立委員として適任であるとともに、農業委員会においても調和をもって御活躍をいただけるものと期待しております。さらに、同氏は、獣友会に所属され、有害鳥獣駆除活動を通じて地域農業の維持発展にも御尽力されており、そのような活動を通じて培われた経験や見識、誠実なお人柄は農業委員としてふさわしい資質を備えておられます。

以上の理由により、久保田 勇氏を農業委員会委員に任命することについて、議会の同意を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（平澤恒雄） 同意第5号の提案の説明が終わりました。

ここで同意第5号に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 特にないようです。

質疑を終結し、討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長（平澤恒雄） 特になしと認め、討論を終結し、同意第5号の採決を行うことと致します。

この採決は、無記名投票により行うことと致します。

ここで議場を閉鎖致します。

(議場閉鎖)

○議長（平澤恒雄） ただいま出席議員は、議長を除き 11 名です。

会議規則第30条の規定により、立会人の指名を致します。

10番、前沢光昭議員、11番、唐澤克己議員を指名致します。

これより投票用紙を配布致します。

(投票用紙配布)

○議長（平澤恒雄） 投票用紙の配布に漏れはございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長（平澤恒雄） ないようです。

次に、投票方法を説明します。投票用紙には無記名で、同意される方は「賛成」と記載し、同意されない方は「反対」と記載を願います。○や×等の記載は無効となります。

これより投票箱の点検を行います。

(投票箱点検)

○議長（平澤恒雄） 投票箱に特に異常はございません。

これより、議席番号1番から順に投票を願うことと致します。

(投票)

○議長（平澤恒雄） 投票漏れはございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長（平澤恒雄） 投票漏れなしと認めます。

これより開票を行います。立会人10番、前沢光昭議員、11番、唐澤克己議員は立会いをお願い致します。

(開票)

○議長（平澤恒雄） 開票結果を報告致します。

投票総数11票、有効投票数11票、無効投票0票、賛成票11票、反対票0票。

よって、同意第5号は、原案のとおり同意され、久保田 勇氏が豊丘村農業委員会委

員に任命されました。

ここで議場の閉鎖を解除致します。

(議場開場)

==== 日程 10 議案審議 ===

◇ 議案第 36 号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部 を改正する条例の制定について

○議長（平澤恒雄） 続いて、日程 10、議案第 36 号、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題と致します。

議案の朗読は省略し、提案の説明を求めます。

福澤総務課長。

○総務課長（福澤信広） それでは、議案第 36 号、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、御説明させていただきます。

議案書の 2 ページをお開きいただきます。説明資料を基に概要の説明させていただきます。

最初に改正の趣旨でございますが、最近における物価の変動や選挙等の執行状況等を踏まえまして、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の改正法が令和 7 年 6 月 4 日に公布されたところであります。このことに伴いまして、選挙長や投票管理者、投票立会人等の選挙事務関係者の日額報酬を定めており、当村の非常金特別職報酬条例につきましても、国の基準単価に合わせて増額改定を行うことと致します。

改正条例の要旨でありますが、非常勤特別職報酬条例中の報酬額を規定した別表の内容につきまして、この表の内容のとおり増額改定をするものとなります。

表の中における括弧書きの金額につきましては、現在規定されております改正前の報酬額となっておりますのでお願いします。選挙長から選挙の立会人まで、それぞれ記載のとおりの増額を予定しております。

改正条例の施行日につきましては、議会可決後の公布の日とさせていただき、次回の参議院議員選挙からの適用を現在予定しております。

報酬の増額改定に伴います補正予算につきましては、この後提案させていただきます一般会計第 2 号補正に計上しておりますのでお願い致します。

説明は以上となります。

御審議、御決定をよろしくお願い申し上げます。

○議長（平澤恒雄） 議案第36号に対する提案の説明が終わりました。

議案第36号に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 特にないようです。

質疑を終結し、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 特にないようです。

討論を終結し、議案第36号の採決を行います。

お諮り致します。

議案第36号、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 御異議なしと認めます。

よって、議案第36号は、原案のとおり可決されました。

◇ 議案第37号 令和7年度豊丘村一般会計補正予算第2号

○議長（平澤恒雄） 続いて、日程11、議案第37号、令和7年度豊丘村一般会計補正予算第2号を議題と致します。

議案の朗読は省略し、提案の説明を求めます。

福澤総務課長。

○総務課長（福澤信広） それでは、議案第37号、令和7年度豊丘村一般会計補正予算第2号につきまして、御説明申し上げます。

今回の一般会計第2号補正につきましては、歳入歳出予算の総額に1,089万5千円を追加して、総額を57億5,436万円とするものでございます。

7月に予定されております参議院議員選挙の経費の不足見込額、又、村民体育館の修繕工事の経費等、急ぎの対応が必要なものを中心に編成をさせていただきました。

議案書の最終ページ、7ページを御覧いただきます。積算基礎を基に概要を説明させていただきます。

最初に歳出からお願ひします。

行ナンバーのナンバー1、賦課徴収費については、令和7年度から新設されました新基準原付の軽自動車税課税処理のためのシステム改修経費。

ナンバーの2、参議院議員選挙執行経費については、先ほど御決定いただいた投票立会人等の日額報酬の増額改定に伴う不足額を計上。

ナンバー3、北保育園維持管理経費ですが、今年の1月の臨時議会、令和6年度一般会計第9号補正で一度予算計上しまして、北保育園の遊技室を中心にシロアリ防除工事を実施したところですが、今度は職員室等に羽アリが発生してしまいました。こちらも早急な対応が必要なため、今回計上してシロアリ防除工事を対応させていただきます。

ナンバー4、村民体育館維持管理経費につきましては、現在雨漏りの修繕対応工事を大掛かりな足場を組んで実施しているところでありますが、この足場も活用しつつ、追加で劣化してしまっている雨どい等を修繕する工事の経費を計上させていただきました。

予備費については、歳入歳出の調整をとって減額を計上しているところでございます。

次に、歳入の関係をお願いします。

ナンバー1の14款国庫支出金ですが、参議院議員選挙の経費、投票立会人等の報酬増額改定に伴う不足額と同額を国からの委託金として計上しております。

ナンバー2、21款の村債ですが、歳出で説明しました村民体育館の修繕工事の経費に充当するため、公共施設等適正管理推進事業債を起こす関係となります。

公的債につきましては、工事費への9割充当、償還時に5割が交付税措置される起債となりますので、よろしくお願ひ致します。

次に、3ページにお戻りいただきます。3ページについては、地方債の補正の計上となっております。

ただいま説明しました村民体育館修繕工事に關係して起こします公的債1,080万円を補正前の額に追加して、補正後の限度額を2,440万円とさせていただきます。

説明は以上となります。

御審議、御決定について、よろしくお願ひ致します。

○議長（平澤恒雄） 議案第37号に対する提案の説明が終わりました。

議案第37号に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 特にないようです。

質疑を終結し、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 特にないようです。

討論を終結し、議案第 37 号の採決を行います。

お諮り致します。

議案第 37 号、令和 7 年度豊丘村一般会計補正予算第 2 号を、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 37 号は、原案のとおり可決されました。

◇ 議案第 38 号 令和 7 年度りんごっ子公園遊具更新工事工事請負契約の締結について

○議長（平澤恒雄） 続いて、日程 12、議案第 38 号、令和 7 年度りんごっ子公園遊具更新工事工事請負契約の締結についてを議題と致します。

議案の朗読は省略し、提案の説明を求めます。

福澤総務課長。

○総務課長（福澤信広） それでは、議案第 38 号、令和 7 年度りんごっ子公園遊具更新工事工事請負契約の締結について、御説明致します。

令和 7 年 6 月 11 日に随意契約に付し、6 月 12 日付で仮契約を締結しております令和 7 年度りんごっ子公園遊具更新工事について、議決をいただき本契約を締結したいため、地方自治法等の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

契約の方法につきましては、公募型プロポーザル方式で業者選定を実施していますので随意契約として扱います。

契約予定金額、仮契約の金額につきましては、6,345 万 9 千円。

契約の相手方は、上田市にあります有限会社ワールドドリームとなります。

この工事の発注までの経過ですとか工事の概要につきましては、別の資料を基に建設環境課長のほうからこの後、説明をさせていただきます。

私からの説明は以上となります。よろしくお願い致します。

○議長（平澤恒雄） 唐澤建設環境課長。

○建設環境課長（唐澤 晃） それでは、説明を致します。

りんごっ子公園は、平成 3 年度に開園し、開園から 34 年経過し、特に大型遊具に経年劣化による損傷が出ています。りんごっ子公園を管理する河野区からの要望もあり、大規模な更新工事を令和 7 年度に実施します。

この更新工事を実施するにあたって、令和 6 年度にりんごっ子公園改修計画検討委員

会を組織し、3回の会議と最近整備した伊那市にある3つの公園の視察を行いました。

この委員会の構成は、河野区長をはじめ、区の役員から6名、北保育園の保護者会の正副会長2名、北小学校のPTAの正副会長2名、公民館第1分館の分館長、北保育園の園長の合計12名です。

又、北保育園と北小学校の園児・児童と保護者を対象にアンケートを実施するとともに、飯田養護学校及びこぶし園の先生方に利用状況や要望等をお聞きしました。なお、アンケートの回収率につきましては95%を超えております。

アンケート等を参考に委員会で検討した結果をまとめ、更新工事の実施要領及び要求水準書を作成しました。公募型プロポーザルは、4月8日に公告、5月7日を参加表明書提出期限とし2社からの参加表明がありました。しかし、途中で1社からの辞退申し出があったため、最終的には1社からの企画提案書の提出があり、6月4日にプロポーザルの審査会を実施しました。審査会は、改修計画検討委員会の12名に副村長、子ども課長、建設環境課長の3名が加わり計15名で審査を行いました。

審査の結果、上田市にあります有限会社ワールドドリームに決定したため、見積書の提出を求め、仮契約の締結に至っております。

この工事の竣工期限は、令和8年3月27日です。

又、今回の更新工事では、ハンディキャップのある子もない子も分け隔たりなくみんなと一緒に遊べる遊具である、インクルーシブ遊具を随所に取り入れる予定です。

なお、プロポーザル審査時に審査委員から多くの改善点が出されたため、遊具の構成及び配置につきましてはさらに改善し、近隣市町村や豊丘村内にない独創性のある遊具を配置するとともに、利用する側、見守る側、双方にとって喜ばれる公園にしていきたいと考えております。

日頃からりんごっ子公園を使用されている皆さんには、工事中この公園を利用できない等御迷惑をおかけしますが、御理解、御協力をお願いします。

御審議を賜り御決定いただけますようお願いします。

○議長（平澤恒雄） 議案第38号に対する議案の提案の説明が終わりました。

議案第38号に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 特にないようです。

質疑を終結し、討論を行います。討論はございますか。

（「なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 特にないようです。

討論を終結し、議案第38号の採決を行います。

お諮り致します。

議案第38号、令和7年度りんごっ子公園遊具更新工事、工事請負契約の締結について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 御異議なしと認めます。

よって、議案第38号は、原案のとおり可決されました。

◇ 閉会中継続審査及び調査申出書について

○議長（平澤恒雄） 続いて、日程13、閉会中継続審査及び調査申出書についてを議題と致します。

各委員長より閉会中継続審査及び調査について申し出をいただくことと致します。

初めに、壬生眞由美総務産建委員長。

○総務産建委員長（壬生眞由美） 総務産建委員でも、閉会中なお継続して審査・調査する必要があると決定しましたので申し出ます。

○議長（平澤恒雄） 武田篤子社会文教委員長。

○社会文教委員長（武田篤子） 社会文教委員会でも、閉会中も継続して審査及び調査する必要があると決定致しましたので申し出を行います。

○議長（平澤恒雄） 続いて、酒井浩文予算決算委員長。

○予算決算委員長（酒井浩文） 予算決算委員会につきましても、閉会中も継続して審査及び調査する必要があると決定しましたので申し出をお願い致します。

○議長（平澤恒雄） 続いて、武田徹議会運営委員長。

○議会運営委員長（武田徹） 議会運営委員会としましても、閉会中もなお継続して審査・調査する必要があると決定しましたので申し出を行います。

○議長（平澤恒雄） それぞれの委員長からの申し出のとおり、閉会中継続審査及び調査することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 御異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり閉会中継続審査及び調査することに決定致しました。

==== 日程 14 諸報告 ===

○議長（平澤恒雄） 次に日程 14、諸報告であります。

お手元に配布したとおりであります。御確認をお願い致します。

◇ 村長あいさつ

○議長（平澤恒雄） ここで下平村長から発言の申し出がございますので、これを許可致します。

下平村長。

○村長（下平喜隆） 6月の議会ということで大変にお世話様になりました。又、提案をしましたいろいろな案件につきまして、御承諾をいただきまして、大変にありがとうございます。

御存じのとおり、昨日のニュース辺りを見ても、まあ世界がえらいことになってきてるんだなということをつくづく本当に感じます。

日本国憲法の前文に「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、我らの安全と生存を保持しようと決意した。」ととても素晴らしい文章があります。

もちろんこれは、英文を和訳したものなんですけれども、本当に今の世界の平和、それから貧困、それから温暖化、何をとってみましても本当にできるのかなということ非常に気持ちが暗くなるところではありますけれども、まあこの飯田下伊那におきましては御存じのとおり、前から私言うとおり、リニア中央新幹線、それから三遠南信道のこの世界最先端の科学の結晶と、それから伝統文化をしっかりと引き継いだ三遠南信道が、これは時を同じ頃にしてここで交差するということで、この地域の将来はとても明るいものがあるぞということを常に申し上げてきました。

私が子供の頃でございますけれども、本当にあのうちの親父の兄弟も、お袋の兄弟も、男はみんな東京に行ってしまいました。残ったのは女性で、あとは長男が残っています。私の兄弟も男3人で2人東京に行っちゃいまして、あの頃は東京が強かったんですね。で、私の子供たちも長男が残るだけで2人は東京にいます。要するに学校もなく、それからこの地域には雇用もないでどうしても出ていってきました。

私よく言うんですけども、僕が高校の頃は、間違いなく長野、松本、上田、飯田という人口もそうですし、いろいろなものランキングは飯田は4番目でしたけれども、今、飯田市は安曇野市の人口よりも少ない。飯田下伊那を合わせても15万5千しかいない。

それも香川県ほど広いところということになりました。

今いろいろ私なりの分析を今しているんですけども、かつての松澤市長さんっていう方が飯田市にいらしたのを皆さん古い方は覚えていると思います。とても立派な方で、やっぱり環境文化都市だということで、公民館だとか環境を非常にしっかりとやっていただいた方なんですね。

今、御存じのとおり、飯田は所得レベルでいうと木曽が一番長野県のうちで低いです。2番目が飯田下伊那ですね。上伊那なんかはうんと給料も多いし若い人たちも多い。その理由っていうのは、やっぱり雇用があったりとか、諏訪と一体になって地域が開発されたということもあります。

飯田下伊那は、政治だとかそういうものに関わる、文化とか関わる人だけじゃなくて経済の人たちもどうか外のものとつながるのが嫌というか保守的といいますか、「地域モンロー」、「飯田モンロー」っていってよく言ったもんですが、それをやってきたわけですが、それが今こういう状況になって、ある意味、飯田下伊那は、本当に今、歴史の中でも一番底辺に沈んでいるときじゃないかなということを思っています。

しかしながら、今後のこの将来性を見たときに、必ずやこの地域がこれから発展していくぞということは皆さん思っておられると思います。

その中で、いろいろリニア中央新幹線につきましても、かつての動きがあったことは御存じだと思いますけれども、もともとの座光寺の駅のところに造るというのも、いろいろな都合で今の場所に動かしたりだとかいろいろあります、そういうものについて、飯田下伊那としてのコンセンサスを持って動いたわけではありません。

やはりリニア中央新幹線の駅っていうのは、新幹線の一駅じゃなくて、やはり一つの空港とそういう駅との両方を掛け合わせたくらいの多分可能性があるし、ことになると思います。

ですから、これだけ大きいものを飯田下伊那の行政や企業だけでなんかしようと思うと、どうしても無理があります。そのことにつきまして、リニア中央新幹線長野県駅ということであるので、今までの新幹線で対応してきたような県の対応ではとても駄目だろうということで、県にしっかりとお願いをする中で、最近いよいよ長野県のほうもしっかりと動いていただきまして、これから長野県を中心にしながら、飯田市、それから飯田下伊那、下伊那郡、そらから上伊那も混ぜて、この地域をしっかりと計画を立ち上げていくんだという流れが今できかかっております。

ぜひとも皆さんで、この飯田下伊那、可能性のある飯田下伊那を若い人たちが住んで

楽しい、暮らしやすい、そういう場所になるように、将来は学校もしっかりできる、それから雇用もできるという、そういう場所にできるように頑張っていきたいなと思っています。

特に、この飯田下伊那でも豊丘村、若い人たちをしっかりと吸引しながら、さらにはしっかり産業振興もやりながらということありますので、やっぱり文化・芸術・環境といわゆる経済というもの、このバランスのいい発展が世の中というものはやっぱり大事になってくるんだろうなということをつくづく思います。

ぜひとも、そういう形の中では、これから飯田下伊那の進む道について、しっかりと議員の皆様とともに頑張っていきたいなということを思っています。

来月の広域連合会議の席上には、私が前々から言っておりました京浜急行の片桐典徳さんのつてを頼って、知事がその機会をつくってくれることによって、京浜急行の役員の何人か方が広域連合会議に来て、僕らと一緒に懇親を図らせていただき、さらにはこの飯田下伊那を見ていただいて、どういう可能性があるかっていうようなことも動いていけそうな雰囲気になってきました。その場所には、どうも副知事新田さん辺りも来ていただけるというような形になってきておりますので、いろいろな形で新たなトルクが回転しだしたぞということを思っています。

ぜひとも未来にかけて、やっぱり僕らの仕事っていうのは住んでいる人たちに、将来に向けて明るい希望を与えていくことがこれが一番大事でありますので、ぜひともそういうことで、元気な豊丘村をみんなでつくっていきたいと思いますので、応援をお願いしたいということを申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひします。

閉会

○議長（平澤恒雄） ここでお諮りを致します。

本定例会につきましては、開会日に明日24日までの会期を決定致しましたが、予定した全ての議案を議了致しましたので、明日の予備日を使わずに本日をもって令和7年度豊丘村議会第2回定例会を閉会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（平澤恒雄） 御異議なしと認めます。

よって、令和7年豊丘村議会第2回定例会は、本日で閉会することに決定致しました。

これにて本日の会議を閉じます。

大変お疲れ様でした。

午前11時29分 閉会

議員・説明員・事務局出席表

I、議員出席表

議席番号	氏名	第1日	第2日	第3日
		6月2日	6月5日	6月23日
1	堀本丈文	○	○	○
2	武田徹	○	○	○
3	武田篤子	○	○	○
4	壬生眞由美	○	○	○
5	酒井浩文	○	○	○
6	片桐忠彦	○	○	○
7	唐澤健	○	○	○
8	吉川明博	○	○	○
9	井原康明	○(午後欠)	○	○
10	前沢光昭	○	○	○
11	唐澤克己	○	○	○
12	平澤恒雄	○	○	○

II、地方自治法第121条の規定による出席者の職・氏名

職　　名	氏　　名	第　1　日	第　2　日	第　3　日
		6月2日	6月5日	6月23日
村　　長	下 平 喜 隆	○	○	○
副 村 長	菅 沼 康 臣	○	○	○
教 育 長	壬 生 英 文	○	○	○
総 務 課 長	福 澤 信 広	○	○	○
健康福祉課長	松 村 幸 紀	○	○	○
建設環境課長	唐 澤 晃	○	○	○
産業振興課長	岡 田 敬	○	○	○
税務会計課長	宮 島 しづか	○	○	○
教育委員会事務局長	松 村 良 直	○	○	○
子 ど も 課 長	木 村 由 紀	○	○	○
監 査 委 員	原 国 人	—	—	○

III、本会議に職務のため出席した者の職・氏名

職　　名	氏　　名	第　1　日	第　2　日	第　3　日
		6月2日	6月5日	6月23日
議会事務局長	元 島 明 彦	○	○	○
書記	佐 藤 真理子	○	○	○

以上、会議の内容に相違なきことを認め、地方自治法第123条の規定によりここに
署名する。

令和 年 月 日

豊丘村議会議長

署名議員

署名議員